【公開版】

提出年月日	令和2年4月13日 R23
日本原燃株式会社	

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第45条:監視測定設備

第I部

本文

目 次

- 口. 再処理施設の一般構造
- チ. 放射線管理施設の設備

ロ. 再処理施設の一般構造

(0) 放射線管理施設

再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に 一時的に立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防 護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行 う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計と する。また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間 線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密 度を、中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に 表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を 設ける設計とする。

(p) 監視設備

再処理施設の運転時,停止時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視,測定し,並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタは,非常用所内電源系統に接続し,電源復旧までの期間,電源を受電できる設計とする。さらに,モニタリングポスト及びダストモニタは,専用の無停電電源装置を有し,電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。

また、モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される 放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果 を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタへの 給電が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事 故等対処設備を設置及び保管する。

放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替 モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環 境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニ タリング用代替電源設備で構成する。

チ. 放射線管理施設の設備

再処理施設の運転時,停止時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度,周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために,試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を,放射線監視設備として排気モニタリング設備,排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を,環境管理設備として放射能観測車を設ける。

環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、 モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室 及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性 を有し、指示値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とす る。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタ リングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した 場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気

象条件を測定し,及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が 要失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等 対処設備を設置及び保管する。

放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。

放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境に おける線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。

中央制御室については、「へ. (4)(i) 計測制御系統施設の設備」に、緊急時対策所については、「リ. (4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ. (1)(i) 電気設備」に記載する。

- (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
- (i) 出入管理関係設備

放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設ける。

北換気筒管理建屋は、再処理施設用と廃棄物管理施設用の排気モニタリング設備をそれぞれ設置する設計とするため、「再処理規則」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」に基づき管理区域を設定する。管理区域への出入管理に用いる出入管理設備は廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

(ii) 試料分析関係設備

作業環境,設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため,放射能測定設備を備える。

(iii) 放射線監視設備

管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。

(iv) 個人管理用設備

放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボ ディカウンタを備える。

個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

(2) 屋外管理用の主要な設備の種類

(i) 試料分析関係設備

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。また、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。

環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工

施設と環境試料測定設備の一部を共用し、共用によって再処理施設 の安全性を損なわない設計とする。

重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。

重大事故等時において,試料分析関係設備が機能喪失した場合に, その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処 設備として配備する。

代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。

重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。

重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

試料分析関係設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替</u>設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図 られた主排気筒管理建屋及び第1保管庫・貯水所内に保管し、試料 分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう分析 建屋及び環境管理建屋と異なる場所に保管する設計とする。

また, 溢水, 化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 試料分析関係設備は, 試料分析関係設備と同時にその機能が損なわ れるおそれがないようにするため, 可能な限り位置的分散を図る。

試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合 と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替試料分析関係設備は,他の設備から独立して単独で使用可能 なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定 設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するた めに必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型トリチウム測定装置は,再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は,再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として2台,予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とす

る。

試料分析関係設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替</u> 設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計と する。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

試料分析関係設備は内部飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環 境管理建屋の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することによ り、機能を損なわない設計とする。

代替試料分析関係設備は内部飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。

試料分析関係設備は,再処理施設の運転中又は停止中に校正,機 能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

代替試料分析関係設備は、校正、機能の確認、性能の確認及び外 観の確認ができる設計とする。

(a) 主要な設備

(4) 試料分析関係設備

「常設重大事故等対処設備〕

放出管理分析設備(設計基準対象の施設と兼用)

放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)

台 数 1台

放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)

台 数 1台

核種分析装置

台数 1台

環境試料測定設備(MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の 施設と兼用)

核種分析装置

台数1台

(口) 可搬型試料分析設備

[可搬型重大事故等対処設備]

可搬型放射能測定装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型核種分析装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台数 4台(予備として故障時のバックアップを 2台)

可搬型トリチウム測定装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(i) 放射線監視設備

再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境 界付近の空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するため の屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニ タリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。 排気モニタリング設備のうち,主排気筒の排気筒モニタ及び排気 サンプリング設備は、主排気筒管理建屋に収納する。

主排気筒管理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約300m²の建物である。

主排気筒管理建屋機器配置概要図を第183図に示す。

環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及 び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。

モニタリングポスト及びダストモニタは、再処理施設及びMOX 燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

また、積算線量計は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の周辺監視区域付近の空間線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

放射線監視設備は、排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。

重大事故等時において,放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出

が想定される主排気筒及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 換気筒)をモニタリング対象とする。

重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。

重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、 その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処 設備として配備する。

代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。

代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリング ポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計 とする。

重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。

重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設

における重大事故等対処を考慮し, 共用によって重大事故時の対処 に影響を及ぼさない設計とする。

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、地震に伴う溢水及び火災及び配管の全周破断の影響によって同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう、系列を分けて異なる室に設置する ことにより、別系列の排気筒モニタと位置的分散を図る設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト, 及び環境モニタリング設備は、地震等により機能が損なわれる場合, 代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設 計とする。

代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管し、放射線監視設備の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、主排気筒管理建屋及び制御建屋の放射線監視設備の排気モニタリング設備の設置場所と離れた異なる室又は異なる場所に保管する設計とする。

また、溢水、化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排 気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬 型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の排気モニタリン グ設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため、 可能な限り位置的分散を図る。

代替モニタリング設備のうち,可搬型環境モニタリング設備,可 搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発 電機は,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所内に保管し, 放射線監視設備の環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわ れるおそれがないよう,周辺監視区域境界付近と異なる場所に保管 する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 モニタリング設備のうち,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環 境モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型 建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は, 放射線監視設備の環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわ れるおそれがないようにするため,可能な限り位置的分散を図る。

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気 筒モニタ、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気 モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用す る場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することに より、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング用データ 伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電 機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用デー タ伝送装置,可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニ タリング用発電機は,他の設備から独立して単独で使用可能なこと により,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備は,重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質 の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲 に対して十分な容量を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は,可搬型排気モニタ リング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所 に伝送できる設計とするとともに,保有数は,必要数として2台, 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。 可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、必要数1台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は,可搬型環境モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに,保有数は,必要数として9台, 予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は,可搬型排気モニタリング用データ伝送 装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信に より伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備 の指示値を表示できる設計とするとともに,保有数は,必要数とし て1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を 確保する。また,電源喪失により保存した記録が失われないよう, 電磁的に記録,保存するとともに,必要な容量を保存できる設計と する。

可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のう ち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用デ ータ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、必要数9台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観 測設備で同時に要求される指示値又は観測値の表示に必要な表示機 能を有する設計とし、兼用できる設計とする。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測 範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、 予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測 範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び環境モニタリング用代替電源設備は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とする。

主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は,「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は,外部から の衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設 置し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

放射線監視設備の環境モニタリング設備は、森林火災発生時に消防車による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。

代替モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング設備,可 搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置, 可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備, 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型建屋周辺モニタ リング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は,外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋,制御建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所 に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備は内部飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、

北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部飛散物の影響を受けない場所 に設置することにより、機能を損なわない設計とする。

代替モニタリング設備は内部飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。

主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備及び環境モニタリング設 備は,再処理施設の運転中又は停止中に校正,機能の確認,性能の 確認及び外観の確認ができる設計とする。

また,主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備は,各々が独立 して試験又は検査ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型環境モニタリング設備及び 可搬型建屋周辺モニタリング設備は,校正,機能の確認,性能の確 認及び外観の確認ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

(a) 主要な設備

(4) 放射線監視設備

[常設重大事故等対処設備]

主排気筒の排気モニタリング設備(設計基準対象の施設と兼用)

排気筒モニタ

数 量 2系列

排気サンプリング設備

数 量 2系列

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備(設計基準対象の施設と兼用)

排気筒モニタ

数 量 2系列

排気サンプリング設備

数 量 2系列

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)(設計基準対象の 施設と兼用)

数 量 1基

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用)

数 量 1系列

環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用)

モニタリングポスト

台数9台

ダストモニタ

台 数 9台

(1) 代替モニタリング設備

[常設重大事故等対処設備]

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用)(放射線監視設備と兼用)

数 量 1系列

「可搬型重大事故等対処設備】

可搬型排気モニタリング設備

可搬型ガスモニタ

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

可搬型排気サンプリング設備

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

可搬型データ表示装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型排気モニタリング用発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時の バックアップを2台)

可搬型環境モニタリング設備(MOX燃料加工施設と共用) 可搬型線量率計 台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

可搬型ダストモニタ

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

可搬型環境モニタリング用発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時の バックアップを10台)

可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ (SA)

台 数 16台(予備として故障時のバックアップを 8台)

中性子線用サーベイメータ(SA)

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

台数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

可搬型ダストサンプラ(SA)

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 7台(予備として故障時及び待機除外時の バックアップを4台)

(三) 環境管理設備

敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。

放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の平常時及び事故時に敷地周辺の空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

また、気象観測設備は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と気象観測設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

重大事故等時において,敷地周辺の空間線量率及び空気中の放射 性物質の濃度を迅速に測定するため,放射能観測車を可搬型重大事 故等対処設備として位置付ける。

重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支 量及び雨量を測定し、及びその結果を記録するため、気象観測設備 を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。 重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間線量 率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。

重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

代替放射能観測設備は,可搬型放射能観測設備で構成する。

重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。

重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型 気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。

重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

環境管理設備の気象観測設備は、<u>地震等により機能が損なわれる</u>場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は,第1保管庫・貯水 所及び第2保管庫・貯水所内に保管し,放射線監視設備の環境モニ タリング設備及び環境管理設備の気象観測設備と同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう,環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場と異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 気象観測設備は,環境管理設備の気象観測設備と同時にその機能が 損なわれるおそれがないようにするため,可能な限り位置的分散を 図る。

環境管理設備の放射能観測車は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない環境管理建屋の近傍に、代替放射能観測設備が保管される第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所から100m以上の隔離距離を確保した場所に保管する設計とする。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。

環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

環境管理設備の放射能観測車,代替放射能観測設備及び代替気象 観測設備は,他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

環境管理設備の放射能観測車は,安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する ことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、 敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定するために必要 な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、 再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び 線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対し て十分な容量を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は,再処理施設及びその周辺において,空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は,敷地内において風向,風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型気象観測用発電機は,可搬型気象観測設備及び可搬型気象 観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとと もに,必要数1台に加え,予備として故障時及び点検保守による待 機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から 衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を表示で きる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備とし て故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。 可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。

環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる 場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持 する設計とする。

環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

環境管理設備の気象観測設備は内部飛散物の影響を考慮し、再処 理施設の敷地内の露場の内部飛散物の影響を受けない場所に設置 することにより、機能を損なわない設計とする。

代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。

環境管理設備は,再処理施設の運転中又は停止中に校正,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

代替放射能観測設備,可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計 は,校正,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計と する。

可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

(a) 主要な設備

(4) 環境管理設備 (MOX燃料加工施設と共用)

「常設重大事故等対処設備」

気象観測設備(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 1台

[可搬型重大事故等対処設備]

放射能観測車(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 1台

(□) 代替放射能観測設備

可搬型放射能観測設備(MOX燃料加工施設と共用)

ガンマ線用サーベイメータ(NaI(T1) シンチレーション) (SA)

台数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)

台数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

中性子線用サーベイメータ(SA)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを

1台)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(ハ) 代替気象観測設備

可搬型気象観測設備(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

可搬型気象観測用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型データ表示装置(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型気象観測用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

可搬型風向風凍計

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバ

ックアップを2台)

(デ) 環境モニタリング用代替電源設備

重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型 発電機及び監視測定用運搬車で構成する。

環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。

共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、給電先が共用する 環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加する ものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及 ぼさない設計とする。

設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等 対処設備として設置する。

機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型 重大事故等対処設備として配備する。

放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための,受電開閉設備・受電変圧器,所内高圧系統,所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については,「リ. (1)(i)電気設備」に、環境モニタリング用可搬型発電

機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については,「リ.

(4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。

環境モニタリング用代替電源設備は,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所内に保管し,放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備の気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,周辺監視区域境界付近と異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して環境 モニタリング用代替電源設備は,放射線監視設備の環境モニタリン グ設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため, 可能な限り位置的分散を図る。

環境モニタリング用代替電源設備は,重大事故等発生前(通常時) の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統 構成とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。

環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷 を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、 風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

環境モニタリング用代替電源設備は内部飛散物の影響を考慮し, 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を 受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。 環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続を用いる。

環境モニタリング用代替電源設備は、機能の確認、性能の確認及 び外観の確認ができる設計とする。

(a) 主要な設備

(4) 環境モニタリング用代替電源設備

「可搬型重大事故等対処設備】

環境モニタリング用可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)

容 量 約5kVA/台

監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 7台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台)

添付書類

- 1.9.45 監視測定設備
- 8.2 重大事故等対処設備

1.9.45 監視測定設備

(監視測定設備)

- 第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。
- 2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、 風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができ る設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。
 - モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると 想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。
 - 二 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失して も代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。
 - 三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。

適合のための設計方針

第1項について

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を設ける設計とする。

代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。

また、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの 給電を可能とする設計とする。

第2項について

重大事故等が発生した場合に敷地内の風向,風速その他の気象条件 を測定し,及びその結果を記録できるようにするため,環境管理設備 の気象観測設備及び代替気象観測設備を設ける設計とする。 添付書類六の下記項目参照

- 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計
- 8. 放射線管理施設

添付書類八の下記項目参照

5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

8.2 重大事故等対処設備

8.2.1 概 要

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタへの給電が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。

監視測定に係る目的に基づく設備一覧及び対処の実施項目を第 8.2-1 表及び第 8.2-2 表に示す。

監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図~第8.2-4図に示す。

代替モニタリング設備の系統概要図を第 8.2-5 図及び第 8.2-6 図に示す。

代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送 装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。

代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング用発電機,代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機と

各負荷設備との接続時の系統を第8.2-8図に示す。

放射線管理施設の重大事故等対処設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。

8.2.2 設計方針

代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。

(1) 多様性,位置的分散

基本方針については、「1.7.18(1)a. 多様性、位置的分散」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

放射線監視設備<u>の主</u>排気筒の排気モニタリング設備は、地震に伴 う溢水及び火災及び配管の全周破断の影響によって同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう、系列を分けて異なる室に設置する ことにより、別系列の排気筒モニタと位置的分散を図る設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、並びに、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測 設備は内部飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管 理建屋、制御建屋、分析建屋、環境管理建屋及び再処理施設の敷地 内の露場の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、 機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管し、放射線監視設備の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、主排気筒管理建屋及び制御建屋の放射線監視設備の排気モニタリング設備の設置場所と離れた異なる室又は異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング設備,可搬型排 気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置及び可搬 型排気モニタリング用発電機は,放射線監視設備の排気モニタリン グ設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため, 可能な限り位置的分散を図る。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた主排気筒管理建屋及び第1保管庫・貯水所内に保管し、試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう分析建屋及び環境管理建屋と異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替 試料分析関係設備は,試料分析関係設備と同時にその機能が損なわ れるおそれがないようにするため,可能な限り位置的分散を図る。

代替モニタリング設備のうち,可搬型環境モニタリング設備,可 搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発 電機,並びに,代替放射能観測設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所内に保管し,放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,周辺監視区域境界付近,環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場と異なる場所に保管する設計とする。

また、溢水、化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機、並びに、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備の気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。

環境管理設備の放射能観測車は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない環境管理建屋の近傍に、代替放射能観測設備が保管される第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所から100m以上の隔離距離を確保した場所に保管する設計とする。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測 設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は内 部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,制御建屋,第1保管 庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない

(2) 悪影響防止

基本方針については, 「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び環境モニタリング設備、並びに、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機、並びに、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車、代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設

計とする。

環境管理設備<u>の放</u>射能観測車は,安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替モニタリング設備<u>の可</u>搬型排気モニタリング設備及び環境モニタリング用代替電源設備は,重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の悪影響防止については, 「9.13.1.2(2) 悪影響防止」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統、所 内低圧系統及び計測制御用交流電源設備の悪影響防止については、 「9.2.2.1.2(2) 悪影響防止」に記載する。

(3) 個数及び容量

<u>基</u>本方針については, 「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

(a) 放射線監視設備

排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質 の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲 に対して十分な容量を有する設計とする。 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

(b) 試料分析関係設備

MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定 設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するた めに必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

(c) 環境管理設備

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、 敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定するために必要 な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

(a) 代替モニタリング設備

可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は,可搬型排気モニタ リング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所 に伝送できる設計とするとともに,保有数は,必要数として2台, 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型排気モニタリング用発電機は,可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,代替試料分析関係設備のうち,可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に

給電できる容量を有する設計とするとともに、必要数1台に加え、 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2台の合計3台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は,可搬型環境モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに,保有数は,必要数として9台,予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送 装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信に より伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備 の指示値を表示できる設計とするとともに、保有数は、必要数とし て1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を 確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、 電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計と する。

可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、必要数9台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観 測設備で同時に要求される指示値又は観測値の表示に必要な表示機 能を有する設計とし、兼用できる設計とする。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測 範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測 範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び環境モニタリング用代替電源設備は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とする。

(b) 代替試料分析関係設備

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型トリチウム測定装置は,再処理施設から放出される放射性物質の濃度

を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は,再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として2台,予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とする。

(c) 環境管理設備

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、 再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び 線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して 十分な容量を有する設計とする。

(d) 代替放射能観測設備

MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は,再処理施設及びその周辺において,空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

(e) 代替気象観測設備

MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は,敷地内に おいて風向,風速その他の気象条件を観測できる設計とするととも に、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検 による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型気象観測用発電機は,可搬型気象観測設備及び可搬型気象 観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするととも に,必要数1台に加え,予備として故障時及び点検保守による待機 除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は,可搬型気象観測用データ伝送装置から 衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を表示でき る設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として 故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また,電 源喪失により保存した記録が失われないよう,電磁的に記録,保存 するとともに,必要な容量を保存できる設計とする。

可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

(f) 環境モニタリング用代替電源設備

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。

(4) 環境条件等

基本方針については, 「1.7.18(3) 環境条件等」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は, 「1.7.18⑤ 地震 を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とす ることでその機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの 衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、 風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の 影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下 火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

放射線監視設備の環境モニタリング設備は、森林火災発生時に消防車による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は内部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,北換気筒管理建屋,制御建屋,分析建屋,環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は,外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋,制御建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる 主排気筒管理建屋に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設 計とする。

環境管理設備の放射能観測車は,風(台風)及び竜巻に対して,風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し,必要により当該設備の転倒防止,固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替放射能観測設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は,外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・ 貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を 損なわない設計とする。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は内部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,制御建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。

可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型排気モニタリング用デー

タ伝送装置,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型気象観測用データ伝送装置,可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は,積雪及び火山の影響に対して,積雪に対しては除雪する手順を,火山の影響(降下火砕物による積算荷重)に対しては徐灰及び屋内へ配備する手順を整備する。

補機駆動用燃料補給設備の環境条件等については, 「9.14.2(4) 環境条件等」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統、所 内低圧系統及び計測制御用交流電源設備の環境条件等については、 「9.2.2.2(4) 環境の条件等」に記載する。

(5) 操作性の確保

基本方針については, 「1.7.18(4)a. 操作性の確保」に示す。

主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替 モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの 一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができる よう、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易 かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続を用いる。

補機駆動用燃料補給設備の操作性の確保については, 「9.14.2(5) 操作性の確保」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統及び 計測制御用交流電源設備の操作性の確保については, 「9.2.2.2 (5) 操作性の確保」に記載する。

8.2.3 主要設備の仕様

放射線管理施設の重大事故等対処設備の主要設備の仕様を第 8.2-3 表に示す。

8.2.4 系統構成及び主要設備

(1) 系統構成

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を使用する。

重大事故等が発生した場合に敷地内の風向,風速その他の気象条件 を測定し,及びその結果を記録できるようにするため,環境管理設備 の気象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。

常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。

主排気筒の排気モニタリング設<u>備及</u>び放出管理分析設備は, 「7.2.2.1 代替換気設備」,「7.2.2.2 廃ガス貯留設備」としても使用 する。

<u>試料分析関係設備の</u>環境試料測定設備の核種分析装置,<u>環境管理設</u>備は,<u>「7.2.2.2</u> 廃ガス貯留設備」としても使用する。

可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝

送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機<u>及</u> び可搬型試料分析設備は,「7.2.2.1代替換気設備」としても使用する。

放射線監視設備は、排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダ クト及び環境モニタリング設備で構成する。

代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング問データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング開発電機及び監視測定用運搬車で構成する。

試料分析関係設備は,放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。

代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。

環境管理設備は,放射能観測車及び気象観測設備で構成する。

代替放射能観測設備は,可搬型放射能観測設備で構成する。

代替気象観測設備は,可搬型気象観測設備,可搬型気象観測用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型風向風速計,可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。

環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発 電機及び監視測定用運搬車で構成する。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備,代替気象観測設備,環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

放射線監視設備,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト,

試料分析関係設備,環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また,環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。

設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備 等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対 処設備として設置する。

機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重 大事故等対処設備として配備する。

(2) 主要設備

a. 放射線監視設備

排気モニタリング設備は、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出 が想定される主排気筒及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換 気筒)をモニタリング対象とする設計とする。

環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近をモニタリング対象とする設計とする。

排気モニタリング設備は、再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。

環境モニタリング設備のモニタリングポストは,周辺監視区域境界 付近における空間放射線量率を連続監視し,記録する設計とする。

環境モニタリング設備のダストモニタは,周辺監視区域境界付近に おける粒子状放射性物質を連続的に捕集,測定し、記録する設計とす

る。

主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備の排気筒モニタ並びに環境モニタリング設備の指示値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタ及び環境モニタリング設備は、緊急時対策所へ指示値を伝送する設計とする。

環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施 設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用に よって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

b. 代替モニタリング設備

可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失 した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気 中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境 モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得 る十分な台数を有する設計とする。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリ

ング用データ伝送装置は,可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し,監視及び記録する設計とする。

可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を表示し、記録する設計とする。

可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。

可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように指示値を表示する設計とする。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は,可搬型排気モニタリング用発電機又は非常用所内電源系統から受電する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ 伝送装置は,可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とす る。

また,可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は,補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺 モニタリング設備の電源は, 乾電池又は充電池を使用する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は,MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は,再処理施設及びMOX燃料加工施設に おける重大事故等対処を考慮し,共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

c. 試料分析関係設備

試料分析関係設備は,採取された排気試料又は環境試料を測定できる設計とする。

放出管理分析設備は、主排気筒の排気サンプリング設備及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備で 捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウム の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集 した粒子状放射性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は, <u>再処理施設及</u> びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し, 共用によっ て重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

d. 代替試料分析関係設備

可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、 主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング 設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリ チウムの放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、 ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の 濃度を測定する設計とする。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型核種 分析装置は,再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判 断した場合に,再処理施設及びその周辺で採取した,水中及び土壌中 の放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は,可搬型排気 モニタリング用発電機から受電し,可搬型放射能測定装置の電源は, 乾電池又は充電池を使用する設計とする。

また,可搬型排気モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は,補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は,MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し,共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

e. 環境管理設備

放射能観測車は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を 測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、 ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し、無線通 話装置を備える設計とする。

気象観測設備は、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、 風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度を観測し、記録する設計と する。また、その<u>観測値</u>を中央制御室において指示及び記録するとと もに、緊急時対策所において指示する設計とする。

環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、<u>再処理施設及びM</u> OX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重 大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

f. 代替放射能観測設備

可搬型放射能観測設備は,放射能観測車が機能喪失した場合に,空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電池を使用する。

可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

g. 代替気象観測設備

可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合に、敷地 内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を測定し、及びその結果を記録する設計とする。 可搬型気象観測用データ伝送装置は,可搬型気象観測設備の観測値 を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し,表示及び記 録する設計とする。

可搬型データ表示装置は,中央制御室に伝送された可搬型気象観測 設備の指示値を表示し,記録する設計とする。

可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する。また、記録は必要な容量を保存する。

可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は,可搬型気象観測用発電機から受電し,代替気象観測設備の可搬型データ表示装置の電源は,乾電池又は充電池を使用する設計とする。

また,可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は,補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

可搬型気象観測設備,可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型 気象観測用発電機は,MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備,可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は,再処理施設及び MOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し,共用によって 重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

h. 環境モニタリング用代替電源設備

環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境 モニタリング設備への給電が喪失した場合に、モニタリングポスト及 びダストモニタに給電できる設計とする。

また、環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は、補

機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

環境モニタリング用代替電源設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備<u>は</u>, 再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し, 共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

8.2.5 試験·検査

基本方針については、「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す。

主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備,環境モニタリング設備,試料分析関係設備及び環境管理設備は,再処理施設の運転中又は停止中に校正,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

また,主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備は,各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型環境モニタリング設備,可搬型建屋周辺モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備,可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は,校正,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング用データ 伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型気象観測用データ伝送装置,可搬型気象観測用発電機,及び環境モニタリング用<u>代替</u>電源設備は,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計と

する。

補機駆動用燃料補給設備の試験及び検査については, 「<u>9.14.5 試</u> 験・検査」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統及 び所内低圧系統の試験及び検査については、「9.2.2.5 試験・検 査」に記載する。

第8.2-1表 監視測定に係る目的に基づく設備一覧表

監視測	定設備に係る	設備	機器名称
要习	於に対する	設計基準対象の施設と兼用する設備	設計基準対象の施設と兼用する設備を代替する設備
放射性物質の濃量の測定に用いる設備	受備区分 排気口における 放射性物質の濃 度の測定に用い る設備	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ (P1シンチレーション検出器,電離箱) 排気サンプリング設備 (ダスト,よう素,H-3,C-14) 北換気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ (P1シンチレーション検出器) 排気サンプリング設備 (ダスト,よう素,H-3) 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ(電離箱) 可搬型排気サンプリング設備(ダスト,よう素,Hー 3,C-14) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備	環境モニタリング設備 モニタリングポスト (NaI (TI) シンチレーション検出器,電離箱) ダストモニタ (ZnS(Ag) シンチレーション, Plシンチレーション検出器)	可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計(NaI(TI)シンチレーション検出 器,電離箱) 可搬型ダストモニタ(ZnS(Ag)シンチレーション 検出器、PIシンチレーション検出器) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)
	排気口における 放射性物質の濃度の測定に用いる設備 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備	放出管理分析設備 放射能測定装置(ガスフローカウンタ) 放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ) 核種分析装置(Ge検出器) 環境試料測定設備 核種分析装置(Ge検出器)	可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置(ZnS(Ag)シンチレーション検出器、Plシンチレーション検出器) 可搬型核種分析装置(Ge検出器) 可搬型トリチウム測定装置(液体シンチレーションカウンタ)
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備	放射能観測車 (搭載機器:空間放射線量率測定器,中性子線用サー ベイメータ,ダストサンプラ,よう素サンプラ及び放 射能測定器) (その他:NaI(TI)シンチレーションサーベイ メータ,アルファ・ベータ線サーベイメータ)	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレー ション検出器) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)
風向,風速の気象とは、一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一	敷地内における 気象観測項目の 測定に用いる設 備	気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)	可搬型気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計
モニタリ ングポス ト等の電 源回復又 は機能回 復設備	モニタリングポ スト等の代替電 源設備	非常用所内電源系統	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車

第8.2-2表 「監視測定」の対処の実施項目

	監視測定設備による対処※1	監視測定設備による対処
排気モニタリング	・排気モニタリング設備による主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び放射性希ガスの監視 ・放出管理分析設備による排気サンプリング設備から回収した試料の放射性物質の濃度の測定	・可搬型排気モニタリング設備による主排気筒又は北 換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大 気中へ放出される放射性物質の捕集及び放射性希ガ スの監視 ・可搬型試料分析設備による可搬型排気サンプリング 設備から回収した試料の放射性物質の濃度の測定
	・放射能観測車による最大濃度地点又は風下方向の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定	・可搬型放射能観測設備による最大濃度地点又は風下方向の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定
環境モニタリング	・モニタリングポスト及びダストモニタによる周辺 監視区域の空間放射線量率及び空気中の放射性物 質の濃度の測定 ・環境試料測定設備によるダストモニタから回収し た試料の放射性物質の濃度の測定	・可搬型環境モニタリング設備による周辺監視区域の 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定・可搬型試料分析設備による可搬型ダストモニタから 回収した試料の放射性物質の濃度の測定・環境モニタリング用可搬型発電機によるモニタリン ブポスト及びダストモニタへの給電
		・可搬型建屋周辺モニタリング設備による建屋周辺の 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定
気象観測	・気象観測設備による風向, 風速, 日射量, 放射収支量及び雨量の測定	・可搬型気象観測設備による風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量の測定
	- 可搬型風向風速計	・可搬型風向風速計による風向及び風速の測定

放射線管理施設と兼用する設備を使用することにより迅速な対応が可能な場合に実施する。 ¬ ፠

第8.2-3表 放射線管理施設の主要設備の仕様

- (1) 放射線監視設備
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 主排気筒の排気モニタリング設備(設計基準対象の施設と兼用)

排気筒モニタ

数 量 2系列

計測範囲 低レンジ 10~10⁶m i n⁻¹

中レンジ 10~10⁶m i n⁻¹

高レンジ 10⁻¹²~10⁻⁷A

排気サンプリング設備

数 量 2系列

(b) 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング 設備(設計基準対象の施設と兼用)

排気筒モニタ

数 量 2系列

計測範囲 10~10⁶m i n⁻¹

排気サンプリング設備

数 量 2系列

(c) <u>北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)(設計基準対象の施</u>設と兼用)

数 量 1基

(d) <u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼</u>用)

数 量 1系列

(e) 環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)

モニタリングポスト

種 類 NaI(T1)シンチレーション式検出器

電離箱式検出器

計測範囲 $10^{-2} \sim 10^{1} \mu \text{ G v / h (低レンジ)}$

 $10^{\circ} \sim 10^{5} \mu \text{ G v / h } (高 \nu \sim 5)$

台数9台

ダストモニタ

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$

台数9台

(2) 代替モニタリング設備

- a. 常設重大事故等対処設備
- (a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用)

(放射線監視設備と兼用)

数 量 1系列

- b. 可搬型重大事故等対処設備
- (a) 可搬型排気モニタリング設備

可搬型ガスモニタ

種 類 電離箱式検出器

計測範囲 $10^{-15} \sim 10^{-8}$ A

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

可搬型排気サンプリング設備

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

(b) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

(c) 可搬型データ表示装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(d) 可搬型排気モニタリング用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

容 量 約3kVA/台

(e) 可搬型環境モニタリング設備(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型線量率計

種 類 NaI(T1)シンチレーション式検出器 半導体式検出器

計測範囲 B. G. ~100mSv/h又は mGy/h

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

可搬型ダストモニタ

種 類 Z n S (A g) シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. ∼99.9 k m i n⁻¹

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

(<u>f</u>) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

(g) 可搬型環境モニタリング用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバック

アップを10台)

容量約3kVA/台

(h) 可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ (SA)

台 数 16台(予備として故障時のバックアップを8台)

種 類 半導体式検出器

計測範囲 0.0001~1,000mSv/h

中性子線用サーベイメータ(SA)

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

種 類 ³He計数管

計測範囲 0.01~10,000 μ S v / h

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. $\sim 100 \, \mathrm{k \, m \, i \, n^{-1}}$ (アルファ線)

B. G. $\sim 300 \,\mathrm{k} \,\mathrm{m} \,\mathrm{i} \,\mathrm{n}^{-1}$ (ベータ線)

可搬型ダストサンプラ(SA)

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

(i) 監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 7台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを4台)

- (3) 試料分析関係設備
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 放出管理分析設備(設計基準対象の施設と兼用)

放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)

種 類 ガスフローカウンタ

計測範囲 B. G. ~99.9 k m i n -1

台数 1台

放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)

種 類 光電子増倍管

計測範囲 0~2,000 k e V

台 数 1台

核種分析装置

種 類 G e 半導体

計測範囲 10~2,500 k e V

台 数 1台

(b) 環境試料測定設備<u>(MOX燃料加工施設と共用)</u>(設計基準対象の施設と兼用)

核種分析装置

種 類 Ge半導体

計測範囲 30~10,000 k e V

台数 1台

- (4) 代替試料分析関係設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 可搬型試料分析設備

可搬型放射能測定装置(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. ~99.9 k m i n⁻¹

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 可搬型トリチウム測定装置

種 類 光電子増倍管

計測範囲 2~2,000 k e V

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型核種分析装置 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 Ge半導体式検出器

計測範囲 27.5~11,000 k e V

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

- (5) 環境管理設備<u>(MOX燃料加工施設と共用)</u>(設計基準対象の施設と兼用)
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 気象観測設備

台 数 1台

- b. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 放射能観測車

台 数 1台

- (6) 代替放射能観測設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 可搬型放射能観測設備 (MOX燃料加工施設と共用)

ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1) シンチレーション)

(SA)

種 類 NaI(T1)シンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. ~30 μ S v / h, 0~30 k s⁻¹

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)

種 類 電離箱式検出器

計測範囲 0.001~300mSv/h

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

中性子線用サーベイメータ(SA)

種 類 ³He計数管

計測範囲 0.01~10,000 μ S v / h

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. $\sim 100 \, \mathrm{km \ i \ n^{-1}}$ (アルファ線)

B. G. ~300 k m i n⁻¹ (ベータ線)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

- (7) 代替気象観測設備
- a. 可搬型重大事故等对処設備
 - (a) 可搬型気象観測設備 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

(b) 可搬型気象観測用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(c) 可搬型データ表示装置(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(d) 可搬型気象観測用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

容量約3kVA/台

(e) 可搬型風向風速計

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

(f) 監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを 2台)

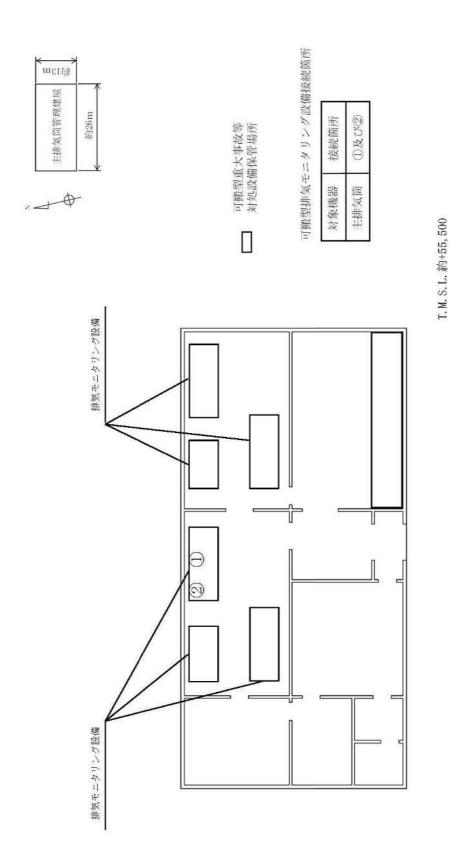
- (8) 環境モニタリング用代替電源設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 環境モニタリング用可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを10台)

容量約5kVA/台

(b) 監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 7台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを4台)



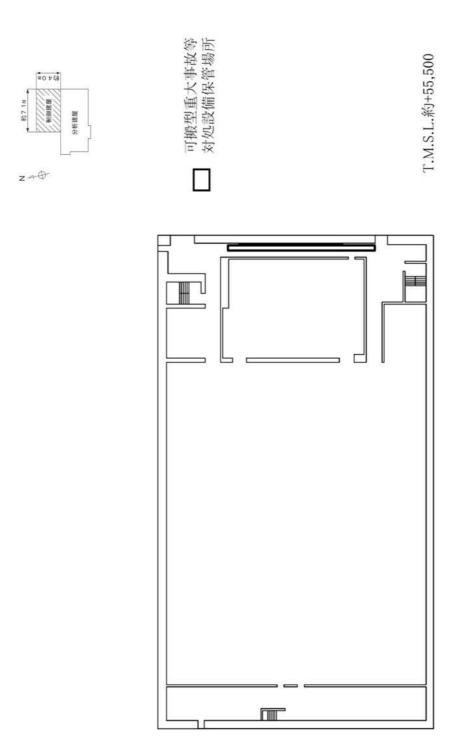
地上1階) 監視測定設備の機器配置概要図(主排気筒管理建屋 第8.2-1図

可搬型重大事故等对处設備保管場所 T.M.S.L.約+47,500

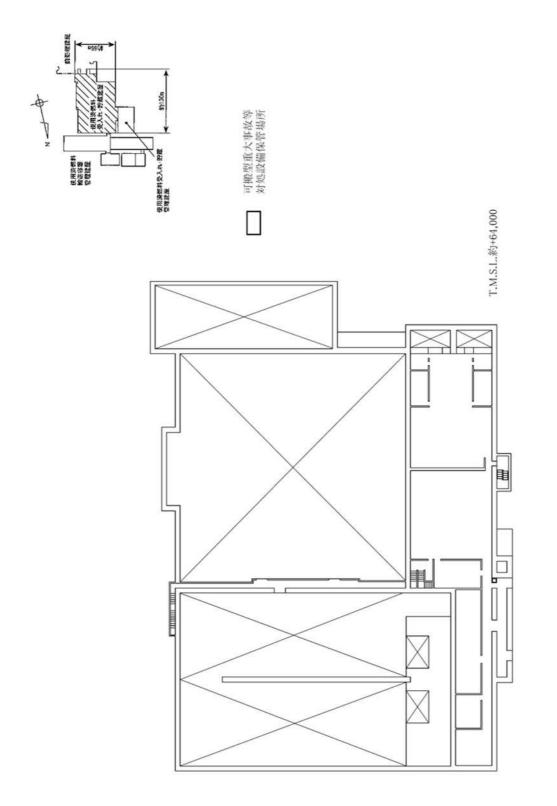
分析理壓

zad

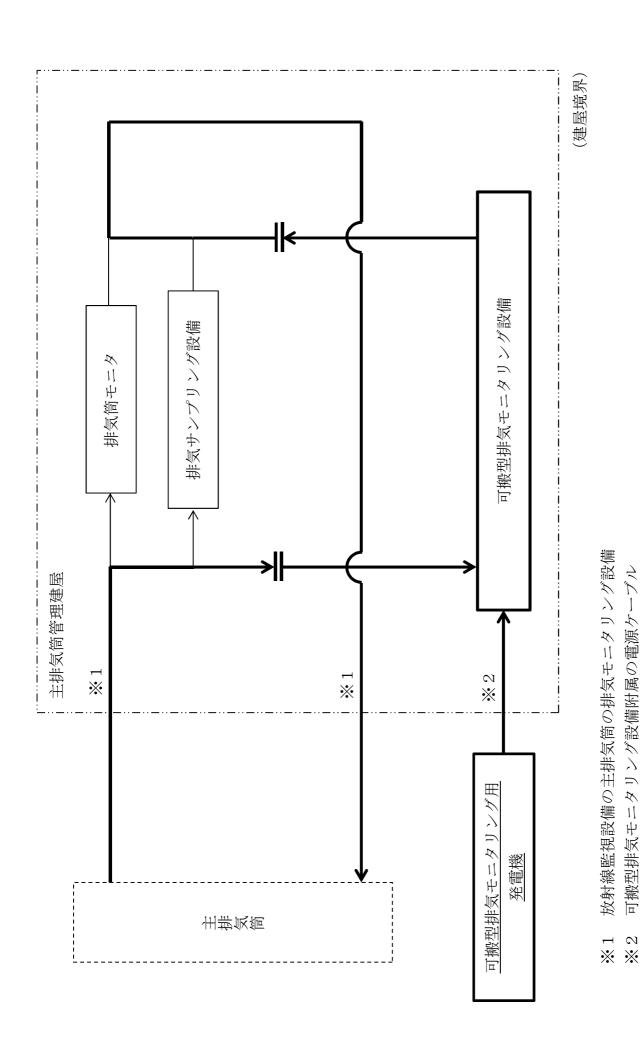
第8.2-2図 監視測定設備の機器配置概要図 (制御建屋 地下1階)



第8.2-3図 監視測定設備の機器配置概要図 (制御建屋 地上1階)

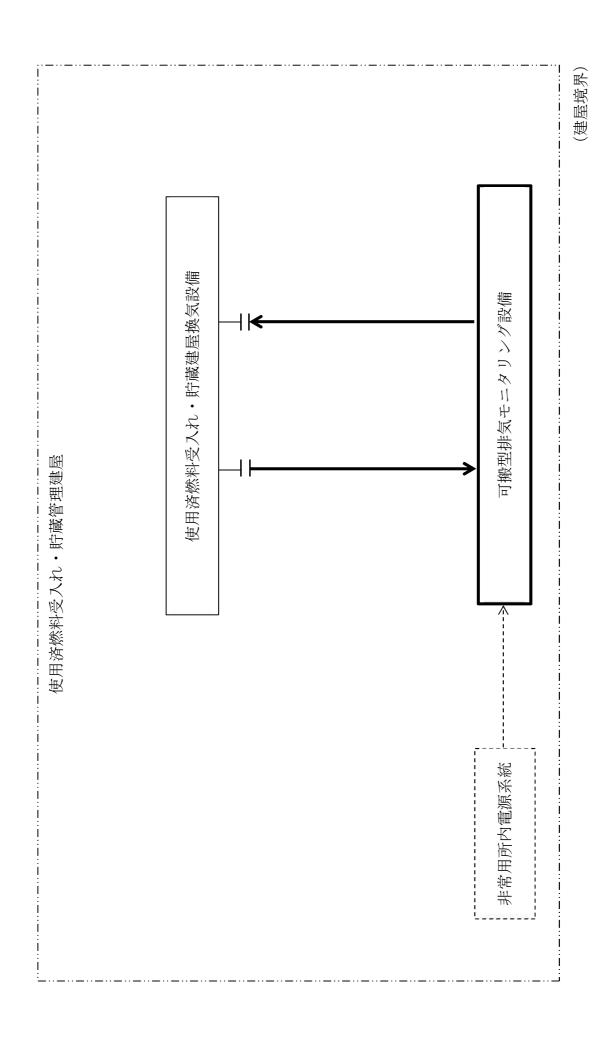


地上2階) 監視測定設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第8.2-4図

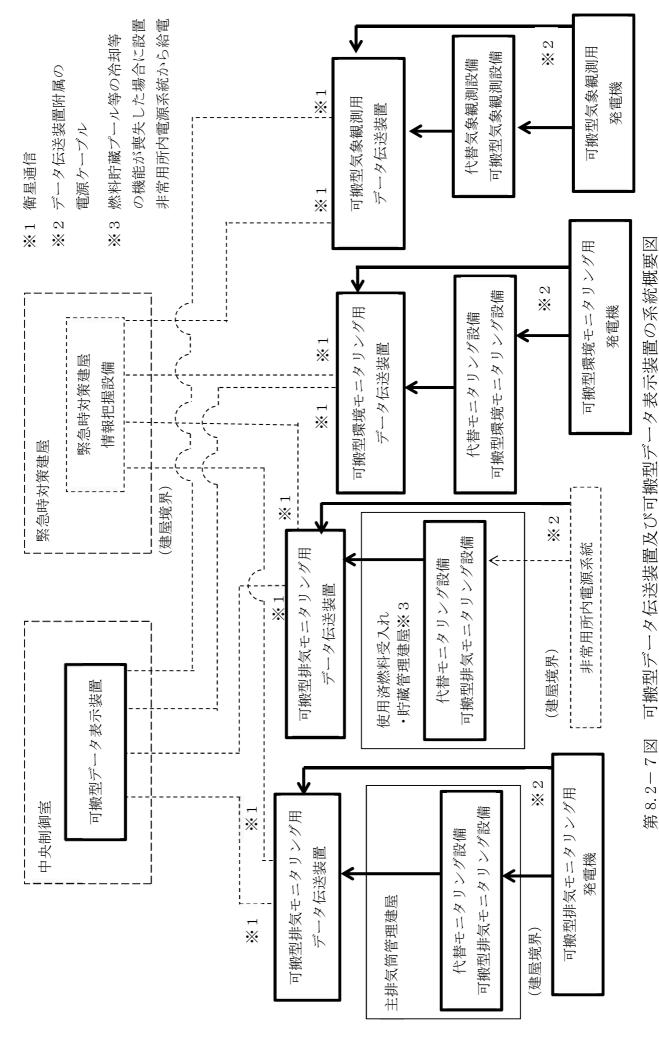


代替モニタリング設備(主排気筒管理建屋)の系統概要図 第8.2-5図

可搬型排気モニタリング設備附属の電源ケーブル



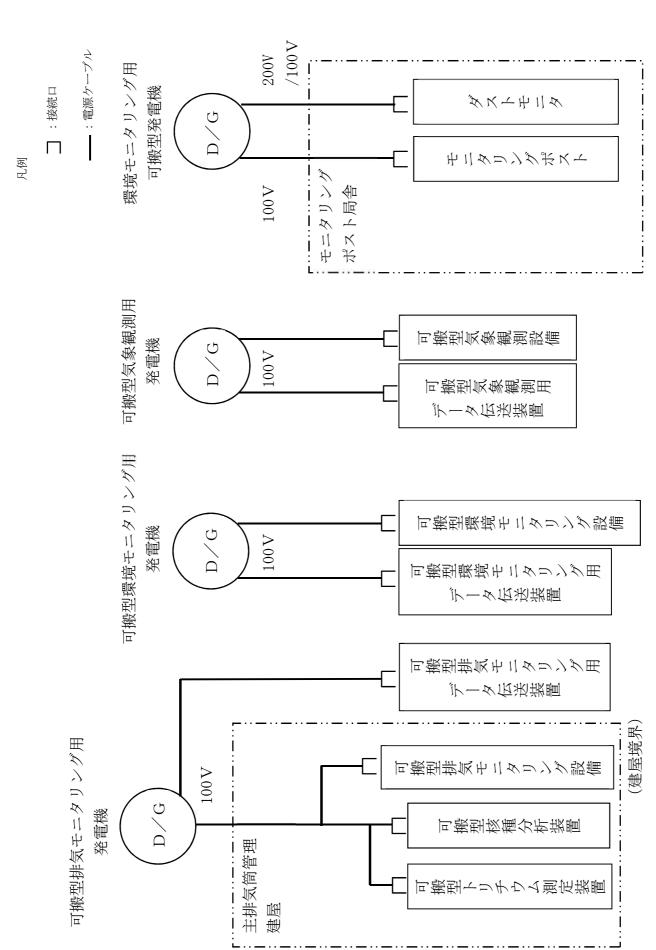
代替モニタリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の系統概要図 第8.2-6図



82

<u>></u>

第8.2一



第8.2-8図 可搬型発電機接続時の系統図

第Ⅱ部

目 次

- 1章 基準適合性
 - 1. 概要
 - 1.1 監視測定設備
 - 1.1.1 放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備
 - 1.1.1.1 排気口における放射性物質の濃度の測定に用いる設備
 - 1.1.1.2 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定 に用いる設備
 - 1.1.2 風向,風速その他の気象条件の測定に用いる設備
 - 1.1.2.1 敷地内における気象観測項目の測定に用いる設備
 - 1.1.3 モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備
 - 1.1.3.1 モニタリングポスト等の代替電源設備
 - 1.2 主な設計方針
 - 1.2.1 放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備
 - 1.2.1.1 排気口における放射性物質の濃度の測定に用いる設備
 - 1.2.1.2 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定 に用いる設備
 - 1.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備
 - 1.2.3 モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備
 - 2. 設計方針
 - 2.1 監視測定設備の設計方針
 - (1) 系統構成
 - (2) 主要設備
 - a. 放射線監視設備
 - b. 代替モニタリング設備

- c. 試料分析関係設備
- d. 代替試料分析関係設備
- e. 環境管理設備
- f. 代替放射能観測設備
- g. 代替気象観測設備
- h. 環境モニタリング用代替電源設備
- 2.2 多様性,位置的分散
- 2.3 悪影響防止
- 2.4 個数及び容量
- 2.5 環境条件等
- 2.6 操作性の確保
- 2.7 試験·検査
- 3. 主要設備及び仕様
- 表 第45.1表 監視測定設備の主要設備の仕様
 - 第 45. 2表 監視測定に係る目的に基づく設備一覧表
 - 第45.3表 「監視測定」の対処の実施項目
 - 第45. 4表 「監視測定」に対する設備
- 図 第 45. 1 図 監視測定設備の機器配置概要図 (主排気筒管理建屋 地上1階)
 - 第 45. 2 図 監視測定設備の機器配置概要図 (制御建屋 地下 1 階)
 - 第 45. 3 図 監視測定設備の機器配置概要図 (制御建屋 地上 1 階)
 - 第 45. 4 図 監視測定設備の機器配置概要図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上 2 階)

- 第45. 5図 代<u>替モ</u>ニタリング設備(主排気筒管理建屋) の系統概要図
- 第 45. 6 図 代<u>替モ</u>ニタリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋) の系統概要図
- 第 45. 7図 可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置 の 系統概要図
- 第 45. 8 図 可搬型発電機接続時の系統図 (可搬型発電機,環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機 接続時)
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業指定基準規則」という。)第四十五条では,監視測定設備について,以下の要求がされている。

【事業指定基準規則】

(監視測定設備)

- 第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその 周辺(工場等の周辺海域を含む。)において再処理施設から放出される放射 性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する ことができる設備を設けなければならない。
- 2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、 風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設 備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。
 - ー モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想 定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。
 - 二 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても 代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタ リング設備を配備すること。
 - 三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。

規則要求のうち、「工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)」について、日本原燃㈱ 再処理施設は周辺海域から約 5km 離れていることから、該当する周辺海域はない。また「工場等」を「再処理施設」又は「敷地内」と読み替える。

<適合のための設計方針>

第1項について

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を設ける設計とする。

代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。また、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。

第2項について

重大事故等が発生した場合に敷地内の風向,風速その他の気象条件を 測定し,及びその結果を記録できるようにするため,環境管理設備<u>の気</u> <u>象観測設備</u>及び代替気象観測設備を設ける設計とする。

1. 概要

1.1 監視測定設備

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象 条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処<u>設備</u> を設置及び保管する。

重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの<u>電源</u>が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処<u>設備</u>を設置及び保管する。

監視測定設備は、放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備、風向、 風速その他の気象条件の測定に用いる設備及びモニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備で構成する。

1.1.1 放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備

放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備は、排気口における放射性物質の濃度の測定に用いる設備及び周辺監視区域における放射性物質の 濃度及び線量の測定に用いる設備で構成する。

1.1.1.1 排気口における放射性物質の濃度の測定に用いる設備

再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し,及び測定し,並びにその結果を記録するため,放射線監視設備,試料分析関係設備,受電開閉設備・受電変圧器,所内高圧系統,所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

代<u>替モ</u>ニタリング設備,代替試料分析関係設備及び補機駆動用燃料補給 設備を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は「第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備」、「第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、「第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」、「第37条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」としても使用する。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置及び可搬型試料分析設備は「第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」,「第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」としても使用する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 放射線監視設備
 - ・排気モニタリング設備(設計基準対象の施設と兼用)

主排気筒の排気モニタリング設備

排気筒モニタ

排気サンプリング設備

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備

排気筒モニタ

排気サンプリング設備

・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

- ・北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)
- b) 試料分析関係設備
 - ・放出管理分析設備(設計基準対象の施設と兼用)
 放射能測定装置(ガスフローカウンタ)
 放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)
 核種分析装置
- c) 受電開閉設備·受電変圧器
 - •受電開閉設備(第42条 電源設備)
 - ・受電変圧器 (第42条 電源設備)
- d) 所内高圧系統
 - ·6.9k V非常用主母線(第42条 電源設備)
 - ·6.9k V運転予備用母線 (第42条 電源設備)
- e) 所内低圧系統
 - ·460V非常用母線(第42条 電源設備)
 - ·460V運転予備用母線(第42条 電源設備)
- f) 計測制御用交流電源設備
 - ·計測制御用交流電源設備(第42条 電源設備)
- g) 補機駆動用燃料補給設備
 - ·軽油貯槽(第42条 電源設備)
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 代替モニタリング設備
 - ・可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備
 - ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

- 可搬型データ表示装置
- 監視測定用運搬車
- ・可搬型排気モニタリング用発電機
- b) 代替試料分析関係設備
 - 可搬型試料分析設備可搬型放射能測定装置可搬型核種分析装置可搬型トリチウム測定装置
- c) 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)
- 1.1.1.2 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる 設備

周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し,及び測定し,並びにその結果を記録するため,放射線監視設備,試料分析関係設備,受電開閉設備・受電変圧器,所内高圧系統,所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また,環境管理設備を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

代<u>替モ</u>ニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備及び補機駆動用燃料補給設備を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

環境モニタリング設備,環境試料測定設備の核種分析装置及び放射能観測車は「第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備」,「第37条 有機

溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」としても使用する。 主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 放射線監視設備
 - ・環境モニタリング設備(設計基準対象の施設と兼用)モニタリングポストダストモニタ
 - b) 試料分析関係設備
 - 環境試料測定設備(設計基準対象の施設と兼用) 核種分析装置
 - c) 受電開閉設備·受電変圧器
 - ・受電開閉設備(第42条 電源設備)
 - ・受電変圧器(第42条 電源設備)
 - d) 所内高圧系統
 - ·6.9k V非常用主母線(第42条 電源設備)
 - ·6.9k V運転予備用母線(第42条 電源設備)
 - e) 所内低圧系統
 - ·460V非常用母線(第42条 電源設備)
 - f) 計測制御用交流電源設備
 - ·計測制御用交流電源設備(第42条 電源設備)
 - g) 補機駆動用燃料補給設備
 - ·軽油貯槽(第42条 電源設備)
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 代替モニタリング設備
 - ・可搬型環境モニタリング設備

可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ

- ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置
- ・可搬型データ表示装置
- 監視測定用運搬車
- ・可搬型環境モニタリング用発電機
- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備
 ガンマ線用サーベイメータ (SA)
 中性子線用サーベイメータ (SA)
 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)
 可搬型ダストサンプラ (SA)
- b) 代替試料分析関係設備
 - 可搬型試料分析設備可搬型放射能測定装置可搬型核種分析装置
- c) 環境管理設備
 - ・放射能観測車(設計基準対象の施設と兼用)
- d) 代替放射能観測設備
 - 可搬型放射能観測設備

ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T1) シンチレーション) (SA)

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)

中性子線用サーベイメータ (SA)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)

- e) 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)

1.1.2 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備

風向,風速その他の気象条件の測定に用いる設備は,敷地内における気象観測項目の測定に用いる設備で構成する。

1.1.2.1 敷地内における気象観測項目の測定に用いる設備

敷地内において風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量を測定し,及び その結果を記録するため,環境管理設備,受電開閉設備・受電変圧器,所内 高圧系統及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として位 置付ける。

補機駆動用燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

代替気象観測設備及び補機駆動用燃料補給設備を可搬型重大事故等対処 設備として新たに配備する。

気象観測設備は「第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備」,「第 37条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」としても使 用する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 環境管理設備
 - ・気象観測設備(設計基準対象の施設と兼用)
 - b) 受電開閉設備·受電変圧器
 - · 受電開閉設備 (第42条 電源設備)

- ・受電変圧器 (第42条 電源設備)
- c) 所内高圧系統
 - ·6.9k V非常用主母線(第42条 電源設備)
 - ·6.9k V運転予備用母線(第42条 電源設備)
- d) 計測制御用交流電源設備
 - ·計測制御用交流電源設備(第42条 電源設備)
- e) 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油貯槽(第42条 電源設備)
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 代替気象観測設備
 - 可搬型気象観測設備
 - ・可搬型気象観測用データ伝送装置
 - ・可搬型データ表示装置
 - · 監視測定用運搬車
 - 可搬型気象観測用発電機
 - 可搬型風向風速計
 - b) 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)
- 1.1.3 モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備

モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備は,モニタリングポスト等の代替電源設備で構成する。

1.1.3.1 モニタリングポスト等の代替電源設備

モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に,代替電

源から給電するため, 受電開閉設備・受電変圧器, 所内高圧系統及び所内 低圧系統を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

環境モニタリング用代替電源設備及び補機駆動用燃料補給設備を可搬型 重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 受電開閉設備·受電変圧器
 - ·受電開閉設備(第42条 電源設備)
 - ·受電変圧器(第42条 電源設備)
 - b) 所内高圧系統
 - ·6.9k V非常用主母線(第42条 電源設備)
 - c) 所内低圧系統
 - ·460V非常用母線(第42条 電源設備)
 - d) 補機駆動用燃料補給設備
 - ·軽油貯槽(第42条 電源設備)
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 環境モニタリング用代替電源設備
 - ・環境モニタリング用可搬型発電機
 - 監視測定用運搬車
 - b) 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

対処の実施項目及び必要な設備を第45. 2表から第45. 4表に示す。

代<u>替モ</u>ニタリング設備の機器配置概要図を第45. 1 図から第45. 4 図に示す。

代替モニタリング設備の系統概要図を第45.5図及び第45.6図に示す。

代<u>替モ</u>ニタリング設<u>備及</u>び代替気象観測設備に係る可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置,可搬型<u>環境モニタリング用</u>データ伝送装置,可搬型<u>環境モニタリング用</u>データ伝送装置,可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第45.7図に示す。

代<u>替モ</u>ニタリング設<u>備の</u>可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機<u>,可搬型環境</u> モニタリング用発電機,代替気象観測設備の可搬型<u>気象観測用</u>発電機及び 環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機と各 負荷設備との接続時の系統を第45. 8図に示す。

監視測定設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。

監視測定設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の起因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、第24条 監視設備を使用する。

1.2 主な設計方針

第 45 条等に基づく要求事項に対応するために以下の対策とそのための 重大事故等対処設備を整理する。

1.2.1 放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備

1.2.1.1 排気口における放射性物質の濃度の測定に用いる設備

主排気筒における放射性物質の濃度の監視,測定及びその結果の記録を 行うために排気筒モニタ,排気サンプリング設備及び放出管理分析設備を 常設重大事故等対処設備として位置付ける。

主排気筒の排気モニタリング設備,放出管理分析設備が機能喪失した場合に放射性物質の濃度の監視,測定及びその結果の記録を行うために当該可搬型排気モニタリング設備,可搬型試料分析設備(可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置),可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)における放射性物質の 濃度の監視,測定及びその結果の記録を行うために排気筒モニタ,排気サ ンプリング設備及び放出管理分析設備を常設重大事故等対処設備として位 置付ける。

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備,放出管理分析設備が機能喪失した場合に放射性物質の濃度の監視,測定及びその結果の記録を行うために当該可搬型排気モニタリング設備,可搬型試料分析設備(可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置),可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬

型データ表示装置,可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機及び<u>監視測定用</u>運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

可搬型排気モニタリング設備は主排気筒及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備に対して保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

可搬型試料分析設備は放出管理分析設備に対して保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

1.2.1.2 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる 設備

周辺監視区域境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視、測定 及びその結果の記録を行うためにモニタリングポスト、ダストモニタ及び 環境試料測定設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

モニタリングポスト,ダストモニタ<u>及び</u>環境試料測定設備が機能喪失した場合に放射性物質の濃度,線量の代替測定及びその結果の記録を行うために当該可搬型環境モニタリング設備,可搬型試料分析設備(可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置),可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

可搬型環境モニタリング設備はモニタリングポスト及びダストモニタに 対して保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

可搬型試料分析設備は環境試料測定設備に対して保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の代替測 定を行うまでの間、建屋周辺の放射性物質の濃度及び線量の測定及びその 結果の記録を行うために当該可搬型建屋周辺モニタリング設備を可搬型重 大事故等対処設備として新たに配備する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備は保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

再処理施設及びその周辺の空間放射線量率,空気中の放射性物質の濃度 及び線量を迅速に測定するために放射能観測車を可搬型重大事故等対処設 備として位置付ける。

放射能観測車が機能喪失した場合に,放射性物質の濃度,線量の代替測定及びその結果の記録を行うために当該可搬型放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

可搬型放射能観測設備は放射能観測車に対して保管場所の位置的分散を図るとともに必要な台数を確保する。

1.2.2 風向, 風速その他の気象条件の測定に用いる設備

敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を測定及びその結果の記録を行うための気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

気象観測設備が機能喪失した場合に風向,風速,その他の気象条件の代替測定及びその結果の記録を行うために可搬型気象観測設備,可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型<u>気象観測用</u>発電機及び監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

可搬型気象観測設備は気象観測設備に対して保管場所の位置的分散を図るとともに代替測定に必要な台数を確保する。

可搬型気象観測設備を設置するまでの間,可搬型風向風速計で風向及び風速を測定するために可搬型風向風速計を可搬型重大事故等対処設備とし

て新たに配備する。

可搬型風向風速計は気象観測設備に対して保管場所の位置的分散を図るとともに代替測定に必要な台数を確保する。

1.2.3 モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復設備

モニタリングポスト及びダストモニタの<u>電源</u>が喪失した場合に、代替電源からの給電を可能とするため、環境モニタリング用可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

環境モニタリング用可搬型発電機は非常用所内電源系統に対して保管場所の位置的分散を図るとともに代替測定に必要な台数を確保する。

2. 設計方針

2.1 監視測定設備の設計方針

(1) 系統構成

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備<u>の放射能観測車</u>及び代替放射能観測設備を使用する。

重大事故等が発生した場合に敷地内の風向,風速その他の気象条件を 測定し,及びその結果を記録できるようにするため,環境管理設備<u>の気</u> 象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。

常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。

主排気筒の排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は「第 34 条 臨界事故の拡大を防止するための設備」、「第 35 条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、「第 36 条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」、「第 37 条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」としても使用する。

<u>試料分析関係設備の</u>環境試料測定設備の核種分析装置,<u>環境管理設備</u>は,「第 35 条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」,「第 36 条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」としても使用する。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型試料分析設備は,「第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処す

るための設備」、「第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に 対処するための設備」としても使用する。

放射線監視設備は、排気モニタリング設備、<u>北換気筒(使用済燃料受</u>入れ・貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト 及び環境モニタリング設備で構成する。

代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気 モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ 伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング 用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。

試料分析関係設備は<u>,放</u>出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。

代替試料分析関係設備は, 可搬型試料分析設備で構成する。

環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。

代替放射能観測設備は, 可搬型放射能観測設備で構成する。

代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ 伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測 用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。

環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電 機及び監視測定用運搬車で構成する。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備, 代替気象観測設備,環境モニタリング用代替電源設<u>備を</u>可搬型重大事故 等対処設備として配備する。

放射線監視設備,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト,試

料分析関係設備,環境管理設備の気象観測設<u>備を</u>常設重大事故等対処設備として位置付ける。また,環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。

設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等 を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処 設備として設置する。

機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大 事故等対処設備として配備する。

(2) 主要設備

a. 放射線監視設備

排気モニタリング設備は,放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が 想定される主排気筒及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) をモニタリング対象とする設計とする。

環境モニタリング設備は,周辺監視区域境界付近をモニタリング対象 とする設計とする。

排気モニタリング設備は<u></u>再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素,粒子状放射性物質,炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集するとともに,放射性希ガスの濃度を連続測定し,記録する設計とする。

環境モニタリング設備のモニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。

環境モニタリング設備のダストモニタは、周辺監視区域境界付近における粒子状放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。

主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒(使用済燃料受入れ・

貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備の排気筒モニタ並びに環境モニタリング設備の指示値は、中央制御室において指示及び記録し、空間 放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、 警報を発する。また、排気筒モニタ及び環境モニタリング設備は、緊急 時対策所へ指示値を伝送する設計とする。

環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設 及びMOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備す ることとし、共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7.1-12】

b. 代替モニタリング設備

可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失し た場合に、主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、主排気筒又は北換気筒(使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性よう 素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集すると ともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失し <u>た</u>場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の 粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境モニタ リング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な 台数を有する設計とする。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は,可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し,

監視及び記録する設計とする。

可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ 及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を表示し、記録する設計とす る。

可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。

可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、 重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する 出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように指示値を表示する 設計とする。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送 装置は,可搬型排気モニタリング用発電機又は非常用所内電源系統から 受電する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は,可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。

また,可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は,補機 駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の電源は, 乾電池又は充電池を使用する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送

装置,可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は,MO X燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は,再処理施設及びMOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし,共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

c. 試料分析関係設備

<u>試料分析関係設備は</u>, 採取された排気試料又は環境試料を<u>測定できる</u> 設計とする。

放出管理分析設備は、主排気筒の排気<u>サンプ</u>リング設備及び北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気<u>サンプ</u>リング設備で捕集 した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの放射 性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、ダストモニタ<u>及び可搬型ダストモニタ</u>で捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。

環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及び MOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし、共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

d. 代替試料分析関係設備

可搬型試料分析設備は,<u>放出管理分析設備が機能喪失した場合に,</u>主 排気筒の排気<u>サンプ</u>リング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋換気筒)の排気<u>サンプ</u>リング設備及び可搬型排気サンプリング設備で 捕集した放射性よう素,粒子状放射性物質,炭素-14及びトリチウムの 放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度 を測定する設計とする。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は,可搬型排気モニタリング用発電機から受電し,可搬型放射能測定装置の電源は,乾電池又は充電池を使用する設計とする。

また,可搬型排気モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は,補機 駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は,MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は,再処理施設及びMOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし,共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

e. 環境管理設備

放射能観測車は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し、無線通話装置を備える設計とする。

気象観測設備は、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度を観測し、記録する設計とする。また、その<u>観測値</u>を中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。

環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、再処理施設及びMO X燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することと し、共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

f. 代替放射能観測設備

<u>可搬型放射能観測設備は</u>放射能観測<u>車が</u>機能喪失した場合に,空間 放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。

可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電池を使用する。 可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし、共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

g. 代替気象観測設備

可搬型気象観測設備は, 気象観測設備が機能喪失した場合に, 敷地内

の風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量を測定し,及びその結果を記録する設計とする。

可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の<u>観測値</u>を 衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、表示及び記録す る設計とする。

可搬型データ表示装置は,中央制御室に伝送された可搬型気象観測設備の指示値を表示し,記録する設計とする。

可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する。また、記録は必要な容量を保存する。

可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は,可搬型 気象観測用発電機から受電し,代替気象観測設備の可搬型データ表示装 置の電源は,乾電池又は充電池を使用する設計とする。

また,可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は,補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

可搬型気象観測設備,可搬型気象観測用データ伝送装置<u>及び</u>可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。

MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備,可搬型気象観測用データ伝送装置<u>及び</u>可搬型気象観測用発電機は,再処理施設及びMO X燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし,共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

h. 環境モニタリング用代替電源設備

環境モニタリング用代替電源設備は<u>非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に</u>モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。

また,環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は,補機 駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。

環境モニタリング用代替電源設備は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の両施設共通のものとして必要な個数を配備することとし、共用によって安全性を損なうことはない。

【補足説明資料1-7,1-12】

2.2 多様性,位置的分散

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、地震に伴う 溢水及び火災及び配管の全周破断の影響によって同時にその機能が 損なわれるおそれがないよう、系列を分けて異なる室に設置すること により、別系列の排気筒モニタと位置的分散を図る設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、並びに、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。

放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は内部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,北換気筒管理建屋,制御建屋,分析建屋,環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管し、放射線監視設備の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれが

ないよう,主排気筒管理建屋及び制御建屋の放射線監視設備の排気モニタリング設備の設置場所と離れた異なる室又は異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング開データ伝送装置,可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は,放射線監視設備の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため,可能な限り位置的分散を図る。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた主排気筒管理建屋及び第1保管庫・貯水所内に保管し、試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう分析建屋及び環境管理建屋と異なる場所に保管する設計とする。

また,溢水,化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替試料分析関係設備は,試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれる おそれがないようにするため,可能な限り位置的分散を図る。

代替モニタリング設備のうち, 可搬型環境モニタリング設備, 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置, 可搬型データ表示装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機,並びに, 代替放射能観測設備, 代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は, 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所内に保管し, 放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 周辺監視区域境界付近, 環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場と異なる場所に保管する設計とする。

また、溢水、化学薬品の漏えい及び配管の全周破断に対して代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周コケータ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機、並びに、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備の気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。

環境管理設備の放射能観測車は、転倒しないことを確認する、又は 必要により固縛等の措置をするとともに、基準地震動による地震力に より生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない環境管理建屋の 近傍に、代替放射能観測設備が保管される第1保管庫・貯水所及び第 2保管庫・貯水所から 100m以上の隔離距離を確保した場所に保管す る設計とする。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための 設備からも 100m以上の離隔距離を確保する。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は内部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,制御建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。

【補足説明資料1-5】

2.3 悪影響防止

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性、

2 - 13

位置的分散、悪影響防止等」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

放射線監視設備<u>の主</u>排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備<u>及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト</u>は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備<u>の排気筒モニタ</u>,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び環境モニタリング設備,並びに、試料分析関係設備及び環境管理設備<u>の気</u>象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備<u>のうち</u>,可搬型排気モニタリング用データ伝送 装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬 型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置, 可搬型建屋周辺モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用発電機, 並びに,代替試料分析関係設備,環境管理設備の放射能観測車,代替放 射能観測設備<u>及び</u>代替気象観測設備は,他の設備から独立して単独で使 用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

環境管理設備<u>の放</u>射能観測車は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び環境モニタ リング用代替電源設備は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物と ならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響 を及ぼさない設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の悪影響防止については、「第42条 電源設備」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統、所 内低圧系統及び計測制御用交流電源設備の悪影響防止については、「第42 条 電源設備」に記載する。

【補足説明資料1-5】

2.4 個数及び容量

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.2 個数 及び容量」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

(a) 放射線監視設備

排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の 濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対 して十分な容<u>量を</u>有する設計とする。__

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は,周辺監視 区域境界付近において,放射性物質の濃度及び線量の監視,測定する ために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有 する設計とする。

(b) 試料分析関係設備

MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定 設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するため に必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

(c) 環境管理設備

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は,敷 地内において風向,風速その他の気象条件を測定するために必要な計 測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

(a) 代替モニタリング設備

可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は,可搬型排気モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に 伝送できる設計とするとともに,保有数は,必要数として2台,予備 として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備の うち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電でき る容量を有する設計とするとともに、必要数1台に加え、予備として 故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計 3台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要となるサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に 伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備 として故障時のバックアップを9台の合計18台<u>以上</u>を確保する。

可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を表示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。

可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ 伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、必要数9台 に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックア ップを10台の合計19台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測 設備で同時に要求される指示値又は観測値の表示に必要な表示機能 を有する設計とし、兼用できる設計とする。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ(S

A)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台<u>以上</u>を確保する。

可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び環境モニタリング用 代替電源設備は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事 故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とす る。

(b) 代替試料分析関係設備

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型トリチウム測定装置は,再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台<u>以上</u>を確保する。

可搬型試料分析設備<u>の可</u>搬型核種分析装置は,再処理施設から放出2-18

される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする とともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバック アップを2台の合計4台以上を確保する。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量を有する設計とする。

(c) 環境管理設備

MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は,再 処理施設及びその周辺において,空気中の放射性物質の濃度及び線量 を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分 な容量を有する設計とする。

(d) 代替放射能觀測設備

MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、再処理施設 及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定す るために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とすると ともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックア ップを1台の合計2台以上を確保する。

(e) 代替気象観測設備

MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型気象観測用発電機は,可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに,必要数1台に加え,予備として故障時及び点検保守による待機除外時

のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を表示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。<u>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</u>

可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台<u>以上</u>を確保する。

(f) 環境モニタリング用代替電源設備

MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。

【補足説明資料1-5,1-6】

2.5 環境条件等

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件等」に示す。

a. 常設重大事故等対処設備

主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は, 「31 条 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすること

でその機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。

放射線監視設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気 筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタ リング設備,代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気 設備のダクトの一部、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設 備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、 修理等の対応により機能を維持する設計とする。

放射線監視設備の環境モニタリング設備は、森林火災発生時に消防車 による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計と する。

放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備 は内部飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,北換気筒管理建屋, 制御建屋,分析建屋,環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内 部飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわな い設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

代替モニタリング設備<u>のうち</u>,可搬型排気モニタリング設備,可搬型 排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排 気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は,外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋,制御建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、 固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替放射能観測設備,代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は,外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

代替モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備, 代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は内部飛散物の 影響を考慮し,主排気筒管理建屋,制御建屋,第1保管庫・貯水所及び 第2保管庫・貯水所の内部飛散物の影響を受けない場所に設置すること により,機能を損なわない設計とする。

可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型排気モニタリング用データ 伝送装置,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニ タリング用発電機,可搬型気象観測用データ伝送装置,可搬型気象観測 用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は,積雪及び火山の影響 に対して,積雪に対しては除雪する手順を,火山の影響(降下火砕物による積算荷重)に対しては徐灰及び屋内へ配備する手順を整備する。

補機駆動用燃料補給設備の環境条件等については,「第42条 電源設備」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を 伴わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統、所 内低圧系統及び計測制御用交流電源設備の環境条件等については、「第42 条 電源設備」に記載する。

【補足説明資料1-5】

2.6 操作性の確保

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性 及び試験・検査性」に示す。

主排気筒の排気モニタリング設備<u>の排</u>気サンプリング設備及び<u>代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は</u>, 通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう,系統に <u>必要な</u>弁等を設ける設計とする。

環境モニタリング用<u>代替電源設備</u>は、環境モニタリング設備と容易かつ 確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続を用いる。

補機駆動用燃料補給設備の操作性の確保については、「第42条 電源設備」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴 わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器,所内高圧系統及び計測 制御用交流電源設備の操作性の確保については、「第42条 電源設備」に記載する。

【補足説明資料1-5, 1-11】

2.7 試験·検査

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性 及び試験・検査性」に示す。

主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備,環境モニタリング設備,試料分析関係設備及び環境管理設備は,再処理施設の運転中又は停止中に校正,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

また,主排気筒の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備は,各々が独立して試験又は検 査ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング設備,可搬型環境モニタリング設備,可搬型建 屋周辺モニタリング設備,代替試料分析関係設備,代替放射能観測設備, 可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は,校正,機能の確認,性能の 確認及び外観の確認ができる設計とする。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用発電機,可搬型気象観測用データ伝送装置,可搬型気象観測用発電機,及び環境モニタリング用代替電源設備は,機能の確認,性能の確認及び外観の確認ができる設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の試験及び検査については,「第42条 電源設備」に記載する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴 わない場合に使用する受電開閉設備・受電変圧器、所内高圧系統及び所内 低圧系統の試験及び検査については、「第42条 電源設備」に記載する。

【補足説明資料1-5,1-13】

3. 主要設備及び仕様

監視測定設備の主要設備及び仕様を第45. 1表に示す。

第45. 1表 監視測定設備の主要設備の仕様

- (1) 放射線監視設備
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 主排気筒の排気モニタリング設備<u>(設計基準対象の施設と兼用)</u>

排気筒モニタ

数 量 2系列

計測範囲 低レンジ 10~10⁶m i n⁻¹

中レンジ 10~10⁶m i n⁻¹

高レンジ 10⁻¹²~10⁻⁷A

排気サンプリング設備

数 量 2系列

(b) 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用)

排気筒モニタ

数 量 2系列

計測範囲 $10\sim10^6$ m i n⁻¹

排気サンプリング設備

数 量 2系列

(c) <u>北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)(設計基準対象の施設</u>と兼用)

数 量 1基

- (d) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用) 数 量 1系列
- (e) 環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の 施設と兼用)

モニタリングポスト

種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器

電離箱式検出器

計測範囲 $10^{-2} \sim 10^{1} \mu \text{ G y / h (低レンジ)}$

10⁰~10⁵ μ G y / h (高レンジ)

台数9台

ダストモニタ

 種
 類
 Z n S (A g) シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$

台数9台

- (2) 代替モニタリング設備
 - a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用)

(放射線監視設備と兼用)

数 量 1系列

- b. 可搬型重大事故等対処設備
- (a) 可搬型排気モニタリング設備

可搬型ガスモニタ

種 類 電離箱式検出器

計測範囲 10⁻¹⁵~10⁻⁸A

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

可搬型排気サンプリング設備

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

(b) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

(c) 可搬型データ表示装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(d) 可搬型排気モニタリング用発電機(MOX燃料加工施設と共用)

<u>台数3台(予備として故障時及び待機除外時のバック</u> アップを2台)

容量約3kVA/台

(e) 可搬型環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用) 可搬型線量率計

種類NaI(T1)シンチレーション式検出器半導体式検出器

計測範囲 B. G. ~100mSv/h又は mGy/h

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台) 可搬型ダストモニタ

種類Z n S (A g) シンチレーション式検出器プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. ∼99.9 k m i n −1

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

(f) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

(g) 可搬型環境モニタリング用発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを10台)

容 量 約3kVA/台

(h) 可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ (SA)

台 数 16台(予備として故障時のバックアップを8台)

種 類 半導体式検出器

計測範囲 0.0001~1,000mSv/h

中性子線用サーベイメータ(SA)

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

種 類 ³ H e 計数管

計測範囲 0.01~10,000 μ S v / h

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

<u>計測範囲 B. G. ~100 k m i n - 1</u> (アルファ線)

B. G. ~300 k m i n⁻¹ (ベータ線)

可搬型ダストサンプラ (SA)

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

(i) 監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)

台数7台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台)

- (3) 試料分析関係設備
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 放出管理分析設備(設計基準対象の施設と兼用)

放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)

種 類 ガスフローカウンタ

計測範囲 B. G. ~99.9 k m i n ⁻¹

台数 1台

放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)

種 類 光電子増倍管

計測範囲 0∼2,000 k e V

台 数 1台

核種分析装置

種類 Ge半導体

計測範囲 10~2,500 k e V

台 数 1台

(b) 環境試料測定設備 (MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用)

核種分析装置

種 類 Ge半導体

計測範囲 30~10,000 k e V

台 数 1台

- (4) 代替試料分析関係設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 可搬型試料分析設備

可搬型放射能測定装置 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

プラスチックシンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. ~99.9km i n⁻¹

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型トリチウム測定装置

種 類 光電子増倍管

計測範囲 2~2,000 k e V

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

可搬型核種分析装置(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 G e 半導体式検出器

計測範囲 27.5~11,000 k e V

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

- (5) 環境管理設備 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 気象観測設備

台 数 1台

- b. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 放射能観測車

台 数 1台

- (6) 代替放射能観測設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 可搬型放射能観測設備 (MOX燃料加工施設と共用)

ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1) シンチレーション)

(SA)

種 類 NaI(T1)シンチレーション式検出器

計測範囲 B. G. $\sim 30 \,\mu$ S v / h, $0 \sim 30 \,k$ s $^{-1}$

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)

種 類 電離箱式検出器

計測範囲 0.001~300mSv/h

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 中性子線用サーベイメータ(SA)

<u>種 類</u> 3He計数管

計測範囲 0.01~10,000 μ S v / h

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)

種類Z n S (A g) シンチレーション式検出器プラスチックシンチレーション式検出器

<u>計測範囲 B. G. ~100 k m i n - 1 (アルファ線)</u>

B. G. ~300 k m i n ⁻¹ (ベータ線)

台数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

- (7) 代替気象観測設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 可搬型気象観測設備 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

(b) 可搬型気象観測用データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(c) 可搬型データ表示装置(代替モニタリング設備と兼用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

(d) 可搬型気象観測用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

<u>台数3台(予備として故障時及び待機除外時のバック</u> アップを2台)

容量約3kVA/台

(e) 可搬型風向風速計

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを2台)

(f) 監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

- (8) 環境モニタリング用代替電源設備
- a. 可搬型重大事故等对処設備
 - (a) 環境モニタリング用可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップを10台)

容 量 約5kVA/台

(b) 監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)

<u>台数 7台(予備として故障時及び待機除</u> 外時のバックアップを4台)

- (9) 電気設備 (第42条 電源設備)
- a. 常設重大事故等対処設備
 - (a) 受電開閉設備·受電変圧器
 - (b) 所内高圧系統
 - (c) 所内低圧系統
 - (d) 計測制御用交流電源設備
 - (e) 補機駆動用燃料補給設備
- b. 可搬型重大事故等対処設備
 - (a) 補機駆動用燃料補給設備

第 45. 2表 監視測定に係る目的に基づく設備一覧表

監視測	定設備に係る	設備	機器名称
1		設計基準対象の施設と兼用する設備	設計基準対象の施設と兼用する設備を代替する設備
設備区分			
放射性物質の濃度 及び線量 の測定に 用いる設備	排気口における 放射性物質の濃 度の測定に用い る設備	 主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ (P 1 シンチレーション検出器,電離 箱) 排気サンプリング設備 (ダスト,よう 素, H-3, C-14) 北換気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ (P 1 シンチレーション検出器) 排気サンプリング設備 (ダスト,よう素, H-3) 	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ(電離箱) 可搬型排気サンプリング設備(ダスト,よう素,Hー 3,C-14) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 可搬型排気モニタリング用発電機
		北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	監視測定用運搬車
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備	環境モニタリング設備 モニタリングポスト (NaI (TI) シンチレーション検出器, 電離箱) ダストモニタ (ZnS (Ag) シンチレーション, P1シンチレーション検出器)	可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計(NaI(TI)シンチレーション検出 器,電離箱) 可搬型ダストモニタ(ZnS(Ag)シンチレーション 検出器、P1シンチレーション検出器) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)
	排気口における 放射性物質の濃度の測定に用いる設備 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に用い	放出管理分析設備 放射能測定装置(ガスフローカウンタ) 放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ) 核種分析装置(Ge検出器) 環境試料測定設備 核種分析装置(Ge検出器)	可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 (ZnS (Ag) シンチレーション検出器, P1シンチレーション検出器) 可搬型核種分析装置 (Ge検出器) 可搬型トリチウム測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)
	る設備 周辺監視区域に おける放射性物 質の濃度及び線 量の測定に用い る設備	放射能観測車 (搭載機器:空間放射線量率測定器,中性子線用サーベイメータ,ダストサンプラ,よう素サンプラ及び放射能測定器) (その他:NaI(TI)シンチレーションサーベイ	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ(NaI (TI) シンチレー ション検出器)(SA) ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ (SA)
		メータ,アルファ・ベータ線サーベイメータ)	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)
風向,風 速その他 の気象条 件の測定 に用いる 設備	敷地内における 気象観測項目の 測定に用いる設 備	気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)	可搬型気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計) 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車 可搬型風向風速計
モニタリ ングポス ト等の電 源回復又 は機能回 復設備	モニタリングポ スト等の代替電 源設備	非常用所內電源系統	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用連搬車

第45.3表 「監視測定」の対処の実施項目

	監視測定設備による対処※1	監視測定設備による対処
排気モニタリング	・排気モニタリング設備による主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び放射性希ガスの監視・放出管理分析設備による排気サンプリング設備から回収した試料の放射性物質の濃度の測定	・可搬型排気モニタリング設備による主排気筒又は北 換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大 気中へ放出される放射性物質の捕集及び放射性希ガ スの監視 ・可搬型試料分析設備による可搬型排気サンプリング 設備から回収した試料の放射性物質の濃度の測定
	・放射能観測車による最大濃度地点又は風下方向の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定	・可搬型放射能観測設備による最大濃度地点又は風下方向の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定
環境モニタリング	・モニタリングポスト及びダストモニタによる周辺 監視区域の空間放射線量率及び空気中の放射性物 質の濃度の測定・環境試料測定設備によるダストモニタから回収し た試料の放射性物質の濃度の測定	・可搬型環境モニタリング設備による周辺監視区域の 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定 ・可搬型試料分析設備による可搬型ダストモニタから 回収した試料の放射性物質の濃度の測定 ・環境モニタリング用可搬型発電機によるモニタリン グポスト及びダストモニタへの給電
	I	可搬型建屋周辺モニタリング設備による建屋周辺の 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定
気象観測	・気象観測設備による風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量の測定	・可搬型気象観測設備による風向,風速,日射量,放 射収支量及び雨量の測定
	_	・可搬型風向風速計による風向及び風速の測定
% 1 协計組停押協	坊軒須祭理協記し 筆田子と 記信を作用子と、レドトの国法が対けが可能が担合に宝権子と	1.治が祖人に由按子ス

放射線管理施設と兼用する設備を使用することにより迅速な対応が可能な場合に実施する。 ... **※**

第45. 4表 「監視測定」に対する設備(1/2)

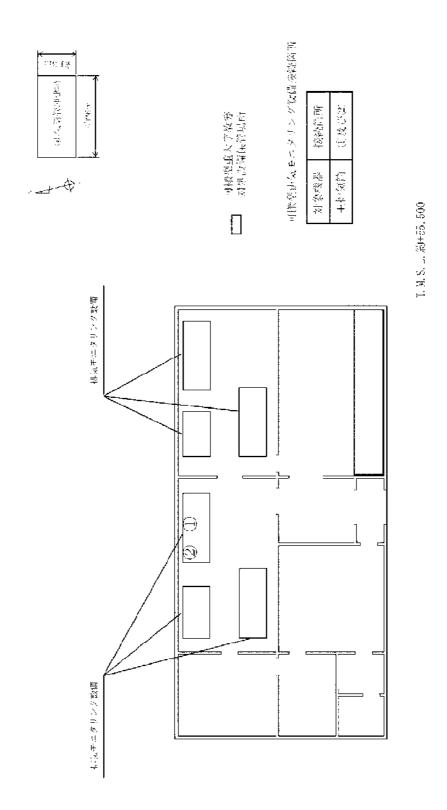
事象 対策		対策	重大事故等対処 <u>設備</u>		常設,可搬 型の区分
共通	監視測定	監視測定設備	放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ 排気サンプリング設備	常設
				北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気 筒)の排気モニタリング設備 排気筒モニタ 排気サンプリング設備	常設
				<u>北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気</u> <u>筒)</u> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	常設
				環境モニタリング設備 モニタリングポスト ダストモニタ	常設
			代替モニタリング設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	常設
				可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	可搬型
				可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	可搬型
				可搬型データ表示装置	可搬型
				監視測定用運搬車	可搬型
				可搬型 <u>排気モニタリング用</u> 発電機	可搬型
				可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	可搬型
				可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	可搬型
				可搬型データ表示装置	可搬型
				監視測定用運搬車	可搬型
				可搬型環境モニタリング用発電機	可搬型
				可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	可搬型
			試料分析関係設備	放出管理分析設備 放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) 放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ) 核種分析装置	常設
				環境試料測定設備 核種分析装置	常設

*表中では、「常設重大事故等対処設備」を「常設」、「可搬型重大事故等対処設備」を「可搬型」と略している

第45. 4表 「監視測定」に対する設備 (2/2)

事象	対策		重大事	故等対処 <u>設備</u>	常設,可搬 型の区分
共通	監視測定	監視測定設備	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 可搬型トリチウム測定装置	可搬型
			環境管理設備	放射能観測車 (空間放射線量率測定器,中性子線用サー ベイメータ,ダストサンプラ,よう素サン プラ及び放射能測定器)	可搬型
				気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)	常設
			代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ (NaI(T1)シンチレーション)(SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱)(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)	可搬型
			代替気象観測設備	可搬型気象観測設備 (風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)	可搬型
				可搬型 <u>気象観測用</u> データ伝送装置	可搬型
				可搬型データ表示装置	可搬型
				監視測定用運搬車	可搬型
				可搬型 <u>気象観測用</u> 発電機	可搬型
				可搬型風向風速計	可搬型
			環境モニタリング用代 替電源設備	環境モニタリン <u>グ用</u> 可搬型発電機	可搬型
				監視測定用運搬車	可搬型

表中では、「常設重大事故等対処設備」を「常設」、「可搬型重大事故等対処設備」を「可搬型」と略している。



地上1階) 監視測定設備の機器配置概要図(主排気筒管理建屋 第 45. 1 図

第45.2図 監視測定設備の機器配置概要図 (制御建屋 地下1階)

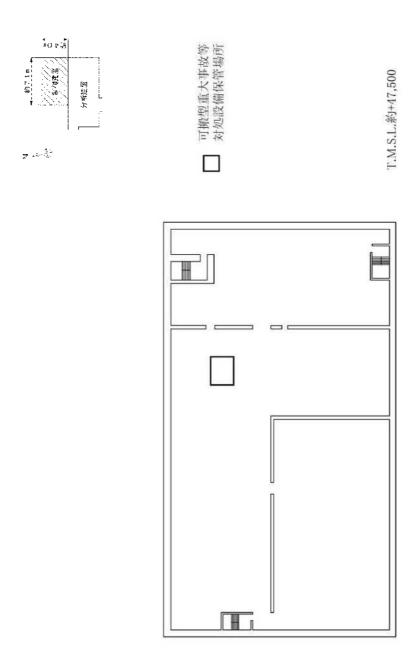
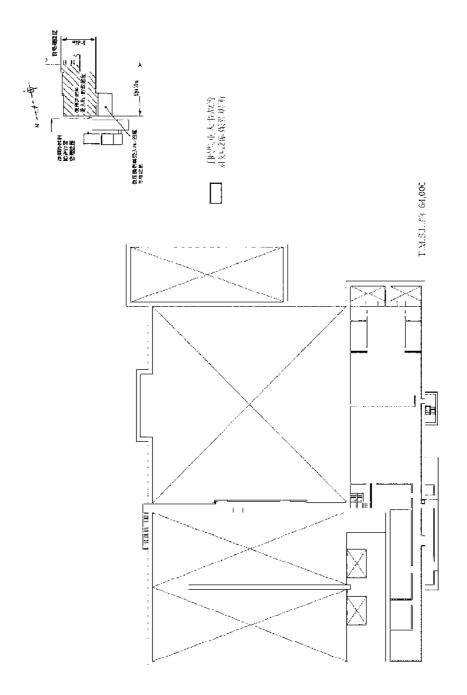


図-2

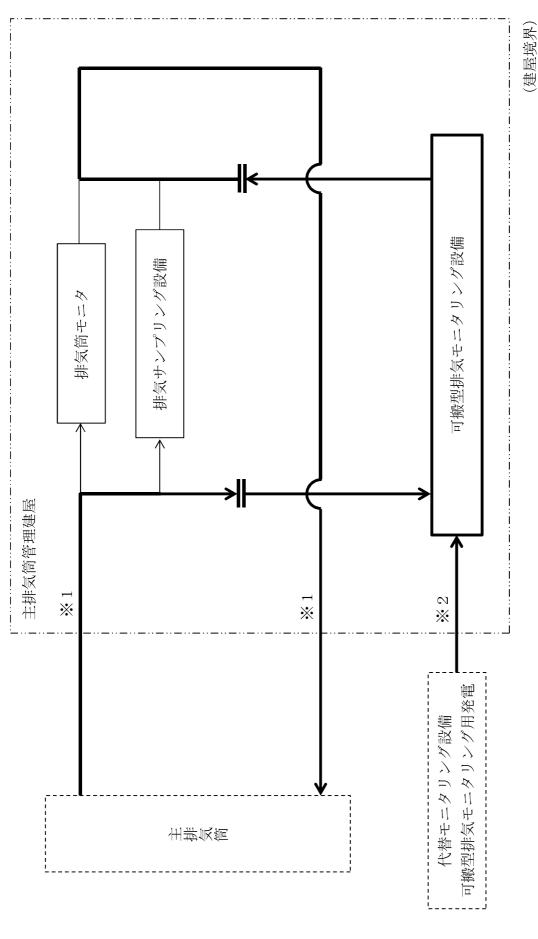
z = ©

を見るの

第45.3図 監視測定設備の機器配置概要図(制御建屋 地上1階)



地上2階) 監視測定設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 4 ※ 第 45.

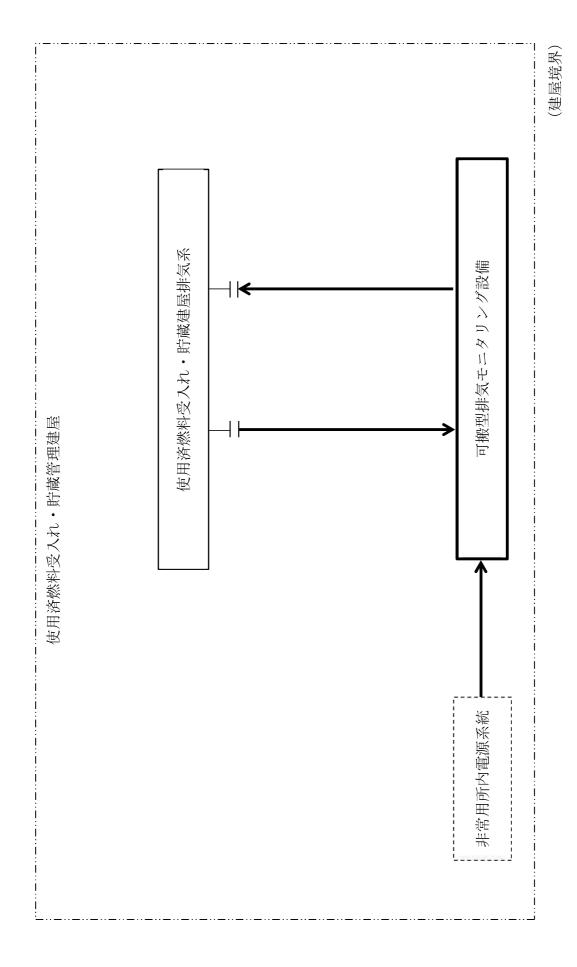


第45.5図 代替モニタリング設備(主排気筒管理建屋)の系統概要図

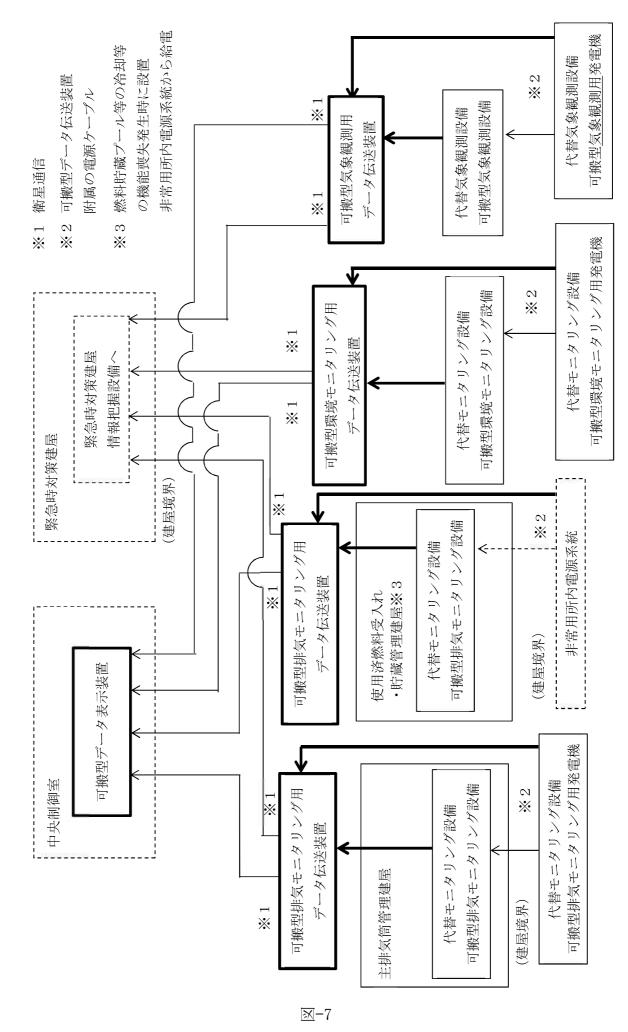
図-5

<u>放</u>射線監視設<u>備の</u>主排気筒の排気モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備附属の電源ケーブル

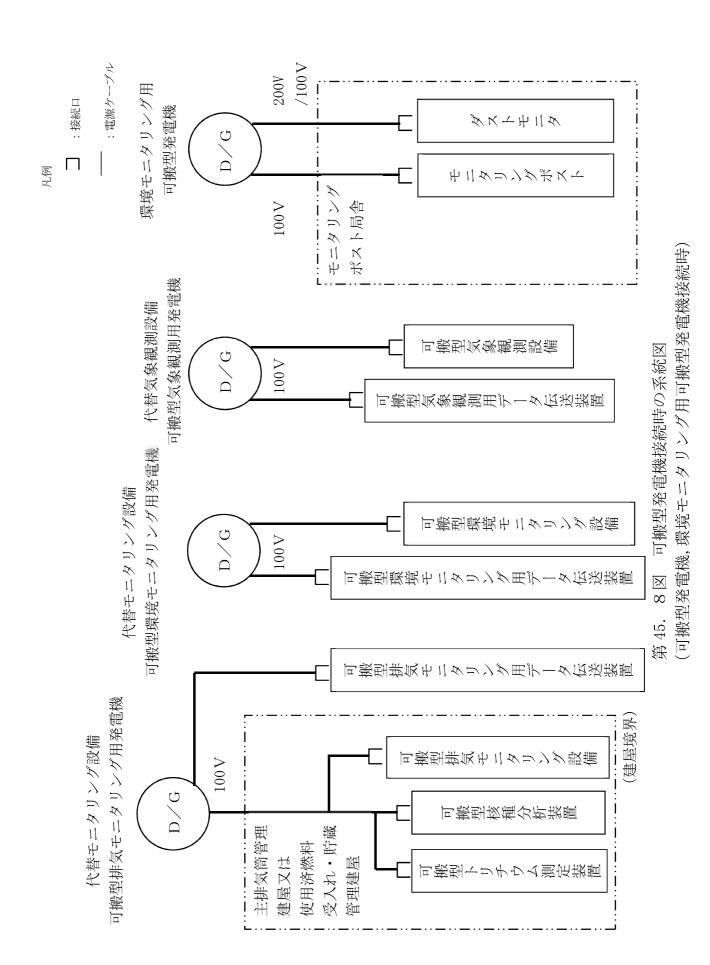
× × ×



代替モニタリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の系統概要図 . ₩ 第 45.



可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図 7 第 45.



<u>⊠</u>–8

2章 補足説明資料

再処理施設 安全審查 整理資料 補足説明資料リスト

第45条:監視測定設備

	再処理施設 安全審査補足説明資料(今回提出)			(排序才百张序》 七人2)上际终分"农民日日0) 作进
資料No.	名称 名称	提出日	Rev	JII 名(0万佐山月かい具作しついては、具作甘方と記載/
補足説明資料1-1	監視測定設備の設計方針		-	<u>別添資料-1 第四十五条-監視測定設備及び監視測定に関する手順等</u> 本内容は補足説明資料1-7に記載
補足説明資料1-2	<u>排気モニタリング</u>		-	<u>別添資料-1 第四十五条-監視測定設備及び監視測定に関する手順等</u> 本内容は補足説明資料1-7に記載
補足説明資料1-3	環境モニタリング		-	<u>別添資料-1 第四十五条:監視測定設備及び監視測定に関する手順等</u> 本内容は補足説明資料1-7に記載
補足説明資料1-4	<u> </u>		-10.10	<u>别孫資料 1 第四十五条: 監視測定設備及び監視測定に関する手順等</u> 本內容は補足説明資料1-71こ記載
補足説明資料1-5	SA設備基準適合性一覧表	4/13	∞I	別紙-1 SA設備基準適合性一覧表
補足説明資料1-6	容量設定根拠	4/13	12	別紙-2 容量設定根拠
補足説明資料1-7	監視測定設備について	4/13	12	別紙-3 監視測定設備について
補足説明資料1-8	単線結線図		.,	本内容は補足説明資料1-12に記載
補足説明資料1-9	마		.,	本内容は第1章に記載
補足説明資料1-10	保管場所図		.,	本内容は第1章に記載
補足説明資料1-11	アクセスルート図	4/13	- 3	
補足説明資料1-12	自主対策設備	4/13	- 7	-
補足説明資料1-13	主要設備の試験・検査	4/13	6	_
補足説明資料1-14	重大事故等発生時における換気筒の排気モニタリング	3/13	က	

<u>令和2年4月13日 Rev8</u>

補足説明資料 1-5 (45条)

SA設備基準適合性一覧表

	F			45条 監視測定設備 (1) 放射線監視設備	45条 監視測定設備 (1) 放射線監視設備	45条 監視測定設備 (1) 放射線監視設備	45条 監視測定設備 (1) 放射線監視設備
			33条適合性	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備 北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換
				主排気筒の排気モニタリング設備 	主排気筒の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備	気筒)の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	気筒)の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備
				13F X(n) L — 7	1分式 ソンフリンフ iX iiii	カス(同 Lー /	1fr X(ソンフリンフ i X iiii
					数量 2系列	数量 2系列	数量 2系列
		個数			-	-	_
	第1号	()は可	般型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	2 7 7 1	2系列	2系列	2系列
	-	容量	T	-	-	-	-
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		環境条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を損なわな は、設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を損なわな 確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわな い設計とする。
	第2号	おける	人為事象	・位置的分散により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	┃ ┃ ・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。
		健全			THE EXPLOSION OF EATHER PROPERTY OF	THE EXAMPLE OF THE EX	THE BASIS OF STREET STREET
		性	周辺機器からの悪影響	・浴水、化学薬品漏えいに対しては位置的分散により 機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災に 対する防護方針」に基づく設計とする。	・浴水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 り機能を損なわない設計とする。 火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・浴水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。
第1項(共通)	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計、自然現象を考慮して機能 を損なわない設計とする。	・環境条件を考慮した設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。
			操作内容	操作不要	弁は、手動操作が可能な設計とする。 接続方式を統一することにより、確実な接続が可能 な設計とする。 配替とする。 は内部流体の特性を考慮し、フランジ接続又は より簡便な接続方式を用いる設計とする。	操作不要	弁は、手動操作が可能な設計とする。 接続方式を統一することにより、確実な接続が可能 な設計とする。 配管は内部流体の特性を考慮し、フランジ接続又は より簡便な接続方式を用いる設計とする。
	第4号	試験・検	查	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え	た性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない
	第6号	悪影響	系統設計	-通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない設 計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系 統構成とするで悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系 統構成とするで悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。	り他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。	り他の設備に悪影響を与えない設計とする。
	第7号	設置場	所(放射線影響の防止) -	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第 3 3 条	第	共通要障防止	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の 確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわな い設計とする。	
	名項 (常設		人為事象	- 位置的分散により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。
	<u> </u>		周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては位置的分散により 機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災に 対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第1号	常設との	D接続性				
	第2号		复数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)				
	L						
	第3号	設置場	所(放射線影響の防止)				
第 3 項	第4号	保管場	ज				
(可搬型	第5号	アクセス	・ ルート				
		共	自然現象				
	第6号	通要因故障	人為事象				
		防止	周辺機器からの悪影響				

⁻⁵⁻¹ 155

			33条適合性	45条 監視測定設備 (1) 放射線監視設備 a. 常設重大事故等対処設備 環境モニタリング設備	45条 監視測定設備 (1)放射線監視設備 a. 常設重大事故等対処設備 環境モニタリング設備	45条 監視測定設備 (2) 代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型排気モニタリング設備	45条 監視測定設備 (2) 代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型排気モニタリング設備	
				モニタリングポスト	ダストモニタ _	可搬型ガスモニタ 種類 電離箱式検出器	可搬型サンブリング設備	
				台 数 9台	台 数 9台	台 数 4台(予備として故障時のバックアップを 2台)	台数 4台(予備として故障時のバックアップを 2台)	
		個数	可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	— 9台	— 9台	必要数2台(合計4台)	必要数2台(合計4台)	
	第1号	容量	円飯至里入事収等対処設備の収降時パックアック	_	_	_	_	
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	■ ■ 重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
		環	o Maria A	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮と建屋内に保管する設	
	第2号	け		確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	ð.	計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。 ・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	
		る 健 全	る健	人為事象	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	する。	する。
				・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計とする。 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	
第1項(共通	第3号	操· 作 性		・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	
			操作内容	操作不要	操作不要	起動及び停止操作が可能な設計とする。 接続方式を統一することにより、確実な接続が可能 な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。 接続方式を統一することにより、確実な接続が可能 な設計とする。	
	第4号	試験・	検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	
	第5号	切りを	考え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	
	第6号	響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系 紡構成とするで悪影響を与えない設計とする。 ・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とするで悪影響を与えない設計とする。 ・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
			その他(飛散物)	り他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保 管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。	
第 3	第7号	設置	場所(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
条	第		自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の 確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわな い設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。			
	2 項		要 人為事象	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。			
	(常設)	防山		・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。			
	第1号	常設。	との接続性			容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計でする。	
	第2号		ら複数の接続口の確保 理施設の外から水等を供給するもの)			対象外	対象外	
	第3号	設置	場所(放射線影響の防止)			-線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第 3 項	第4号	保管	場所			- 第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	
(可搬型)	第5号	アクセ	マスルート			・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	
		共通				地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条 1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに排気モニタリング 設備と位置的分散を図る。	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	
	第6 号	要因	人為事象			第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに排気モニタリング設備と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに排気モニタリング設備と位置的分散を図る。	
		止				・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	

-5-2 156

	33条適合性		33条適合性	45条 監視測定設備 (2) 代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	45条 監視測定設備 (2) 代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型データ表示装置	45条 監視測定設備 (2) 代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型排気モニタリング用発電機	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備	
							種類 NaI(TI)シンチレーション式検出器	
				台 数 4台(予備として故障時のバックアップを 2台)		台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時 のバックアップを2台)	電離箱式検出器又は半導体式検出器 台 数 18台(予備として故障時のパックアップ を9台)	
		個数	柳刑電十東井第分加設港の井陰時バックマップ	必要数2台(合計4台)	必要数1台(合計2台)	容 量 約3kVA/台 必要数1台(合計3台)	必要数9台(合計18台)	
	第1号	()は可容量	搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	_	_	約3kVA/台	_	
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	■ ■	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
			主八争以寺町の深境末叶 (温皮、圧力、池皮、瓜列 豚)	主人争以寺時の境境末件で考慮した設計とする。	主人争以寺崎の境境未行で 与慮した 設計とする。	主人争以寺時の境現末下で 与慮した 試計とする。	主人争収寺时の境境未代と 与慮した 配割とする。	
		環境条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設 計、自然現象を考慮しで機能を損なわない設計とす る。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮し機能を損なわない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設 計、自然現象を考慮しで機能を損なわない設計とす る。又は手順により対応する。	
	第2号	おける	人為事象		・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と			
		健全		する。	する。	する。	する。	
		性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 火災に対しては第201 基立で設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 火災に対ては第291 基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 火災に対しては第291金子(公計)又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第201差が気計入以ば「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	
第1項(共通	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。	環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	
			操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	
	第4号	試験·柏	• 矣 査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	
	第5号	切り替え	え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	
	第6号	悪影響	系統設計	را _ه	い。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	い。	
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保 管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。 身外に設置し固縛を行う。	
£	第7号	設置場	所(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第 3 3 条				自然現象				
	第 2 項	# 25 44	· 人為事象					
	常常	因故障防止						
	設)		周辺機器からの悪影響					
	第1号	常設と	の接続性	対象外	対象外	対象外	対象外	
	第2号		複数の接続口の確保 埋施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場	所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	-線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第3項	第4号	保管場	所	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	
項(可搬型)	第5号	アクセス	スルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダ よる障害物の除去等により確保する。	
		#	自然現象	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに前処理建屋の非 常用所内電源系統と位置的分散を図る。	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	
	第6号	障	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに排気モニタリング設備と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに排気モニタリング設備と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに前処理建屋の非常用所内電源系統と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともにモニタリングポストと位置的分散を図る。	
		防止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	

157

33条適合性			33条適合性	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ(SA)	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイメータ(SA)
				種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器	-	種 類 乾電池又は充電池式 半導体式検出器	種 類 乾電池又は充電池式 3He計数管
				台 数 18台(予備として故障時のバックアップ を9台)	台 数 18台(予備として故障時のバックアップ を9台)	台 数 16台(予備として故障時のバックアップ を8台)	台 数 4台(予備として故障時のバックアップを 2台)
	第1号	個数 ()は可护 容量	設型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	- 必要数9台(合計18台)	- 必要数9台(合計18台)	- 必要数8台(合計16台)	必要数2台(合計4台)
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		環境条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮と建屋内に保管する設計、自然現象を考慮に機能を損なわない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮し機様を損なわない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設 計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。
	第2号	おける健	人為事象	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計 する。
		全性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づ、設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。
第1項(共通)	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。
			操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。
	第4号	試験・検		健全性及び能力を確認するために検査又は試験が		健全性及び能力を確認するために検査又は試験が	健全性及び能力を確認するために検査又は試験か
	第5号		性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない
	第6号	悪影響	系統設計	ر،	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで 悪影響を与えない設計とする。	い。	ι،°
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。
第	第7号	設置場所	所(放射線影響の防止) -	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。
3 3 %	第		自然現象				
	2 項	共通要 因故障	人為事象				
	(常設)	防止	周辺機器からの悪影響				
	第1号	常設との	接続性	対象外	対象外	対象外	対象外
	第2号		夏数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所	折(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第 3	第4号	保管場所	Я	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	- 第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	- 第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。
項(可搬型	第5号	アクセス	ルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダ よる障害物の除去等により確保する。
		共	自然現象	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともにモニタリングポスト及びダストモニタと位置的分散を図る。	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の
	第6号	通要因故障	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともにダストモニタと位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともにモニタリングポスト及びダストモニタと位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともにモニタリングポストと位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともにモニタリングポストと位置的分散を図る。
		防 止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

補1-5-4 158

	33条適合性		33条適合性	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備 可搬型なストサンプラ(SA)	45条 監視測定設備 (2)代替モニタリング設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型環境モニタリング用発電機	45条 監視測定設備 (3) 試料分析関係設備 a. 常設重大事故等対処設備 放出管理分析設備 放射能測定装置(ガスフローカウンタ)	
				種 類 乾電池又は充電池式	可版至タストリンプ (SA) 種類 乾電池又は充電池式	<u>-</u>	放射能測定表直(ガヘノローガ・ノブダ) 種類 ガスフローカウンタ	
				ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出 台数 6台(予備として故障時のバックアップを		台 数 19台(予備として故障時及び待機除外		
				3台) 一	3台) —	時のバックアップを10台) 容 量 約3kVA/台	台 数 1台 ————————————————————————————————————	
	第1号	旧奴()は可掛	般型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	必要数3台(合計6台)	必要数3台(合計6台)	必要数9台(合計19台)	1台	
	3,0 . 3	容量		_	_	約3kVA/台	_	
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
		環境条件に	境条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して替設備による機能の 確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわな い設計とする。
	第2号	おける	人為事象	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	
		性性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	
第1項(共通)	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。	
			操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	
	第4号	試験・検	I 査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする	
	第5号		.性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	できる設計とする。 本来の用途以外の用途での使用しない	
	第6号	悪	悪影	系統設計	い。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで 悪影響を与えない設計とする。	い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計しまることで	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。	
	第7号	設置場所	折(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第 3 3 条	第		自然現象				・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し代替設備による機能の確保等により、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	
	2 項						・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	
	(常設)	() () () () () () () () () () () () () (周辺機器からの悪影響				・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	
	<i>**</i>	ellh ≅D. I. of	\+÷ 0± ±44					
	第1号	常設との	/ 1× かに 1工	対象外	対象外 	対象外 		
	第2号		夏数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外		
	第3号	設置場所	折(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第 3	第4号	保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。		
項(可搬型)	第5号	アクセス	ルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。		
		共通	自然現象	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともにダストモニタと位 置的分散を図る。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋の非常用電源系統と位置的分散を図る。		
	第6号	要因故障	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともにダストモニタと位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともにダストモニタと位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋の非常用電源系統と位置的分散を図る。		
		防止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。		

159

5条 監視測定設備 1 試料分析関係設備 設重大事故等対処設備 環境試料測定設備 核種分析装置	45条 監視測定設備 (4) 代替試料分析関係設備	
類 Ge半導体検出器	種 類 乾電池又は充電池式 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	
台 数 1台	プラスチックシンチレーション式検出 台 数 2台(予備として故障時のパックアップを 1台)	
_	必要数1台(合計2台)	
	-	
D環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
は第31条に基づく設計とする。 現象を考慮し代替設備による機能の 自然現象を考慮して機能を損なわな	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設 計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	
より機能を損なわない設計とする。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	
	する。	
品漏えいに対しては代替設備等によない設計とする。 ない設計とする。 対策29に基づく設計又は「内部火災 3針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第201章 が設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	
慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	
操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	
コを確認するために検査又は試験が る。	は 健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
る。 トの用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	
構成と同じ系統構成で重大事故等 用することにより悪影響を与えない	d・通常時は分離されており悪影響を与えることはなけい。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	
は第31条に基づく設計とすることによ 影響を与えない設計とする。)含む)に対しては建屋内に設置、&	・地震に対しては「地震を安囚と9 る里人争戦等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	
高距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
は第31条に基づく設計とする。 現象を考慮し代替設備による機能の 自然現象を考慮して機能を損なわな		
より機能を損なわない設計とする。		
品漏えいに対しては代替設備等によない設計とする。 ない設計とする。 は第29に基づく設計又は「内部火災 針」に基づく設計とする。		
	対象外	
	対象外	
	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	
	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	
	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに放出管理分析設 備及び環境試料測定設備と位置的分散を図る。	
	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともに放出管理分析設備及び環境試料測定設備と 位置的分散を図る。	
	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	

-5-6 160

33条適合性		33条適合性	45条 監視測定設備 (4) 代替試料分析関係設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型試料分析設備 可搬型試料分析設備	45条 監視測定設備 (4) 代替試料分析関係設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型試料分析設備 可搬型に料分析設備	45条 監視測定設備 (5)環境管理設備 a. 可搬型重大事故等対処設備 放射能観測車	45条 監視測定設備 (6)代替放射能観測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ	
				刊 版 全 1 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	祖類 光電子増倍管	_	(NaI(T1)シンチレーション)(SA) 種 類 乾電池又は充電池式
				台 数 4台(予備として故障時のバックアップを	台 数 2台(予備として故障時のバックアップを		NaI(TI)シンチレーション式検出器 台 数 2台(予備として故障時のバックアップを
	ı	個数		2台)	1台)	-	1台)
	第1号	()は可接 容量	般型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	必要数2台(合計4台)	必要数1台(合計2台)	1台	必要数1台(合計2台)
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		環境条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し屋外に設置する設計、 自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。
	第2号	おける健	人為事象	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計 する。
		性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づ(設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。
第1項(共通)	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。
			操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。
	第4号	試験・検	· 查	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。
	第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない
	第6号	悪影響	系統設計	い。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで 悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすること 悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保 管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保 管。	・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては、屋外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。
	第7号	設置場所	折(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの難隔距離を確保した場所で使用する。
第 3 3 条			自然現象				
	第 2 項	土泽東	** 市各				
	県 常	天迪安 因故障 防止	人為事象				
	設)	<i>~</i> _	周辺機器からの悪影響				
	第1号	常設との	接続性	対象外	対象外	対象外	対象外
	第2号		夏数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外		対象外
	第3号	設置場所	听(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第 3 項	第4号	保管場所	Я	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。
(可搬型)	第5号	アクセス	ルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダ よる障害物の除去等により確保する。
		共	自然現象	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに放出管理分析設 備及び環境試料測定設備と位置的分散を図る。	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに放射能観測設備	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の
	第6号	通要因故障防	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放出管理分析設備及び環境試料測定設備と 位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放出管理分析設備及び環境試料測定設備と 位置的分散を図る。		第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放射能観測車と位置的分散を図る。
		防止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。		・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

補1-5-7 161

33条適合性 				33条適合性	45条 監視測定設備 (6)代替放射能観測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)	45条 監視測定設備 (6)代替放射能観測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ(SA)	45条 監視測定設備 (6)代替放射能観測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)	45条 監視測定設備 (6)代替放射能報測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型放射能観測設備 可搬型なスト・よう素サンプラ(SA)		
					種 類 乾電池又は充電池式 電離箱式検出器	種 類 乾電池又は充電池式 3He計数管	種類 乾電池又は充電池式 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出	種 類 乾電池又は充電池式		
					台 数 2台(予備として故障時のバックアップを 1台) -	台 数 2台(予備として故障時のバックアップを 1台) -	台 数 2台(予備として故障時のバックアップを 1台) -	台 数 2台(予備として故障時のバックアップを 1台) -		
	第1		個数 ()は可搬 容量	型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)		
				重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。		
			条件に	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。		
	第2	1	(=	け る 健	人為事象	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と する。	
			性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。		
第1項(共通)	第3	3号	操 作 性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。		
			- -	操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。		
	第4号 試		試験·検査	<u> </u>	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。		
	第5号		切り替えり	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない		
	第6	6号	第6号	悪影響	系統設計	ر١ _°	L1°	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで 悪影響を与えない設計とする。	い。	
				その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。		
	第7	7号 [設置場所	(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。	線源からの離隔距離を確保した場所で使用する。		
第 3 3 条	第	Ŷ.		自然現象						
	来 2 項									
	(常設)		因故障 - 防止	周辺機器からの悪影響						
-	第1	1号(常設との	接続性	対象外	対象外	対象外	対象外		
	第2			数の接続口の確保 電設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外		
	第3	3号 [設置場所	(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第 3 項		4号 (保管場所		・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。		
(可搬型)		5号 :	アクセスル	ι− ト	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。		
			共通	自然現象	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに放射能観測車と 位置的分散を図る。	する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の		
	第6	6号	要因故障	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放射能観測車と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放射能観測車と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともに放射能観測車と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに放射能観測車と位置的分散を図る。		
					防 止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

-5-8 162

	F			45条 監視測定設備 (7)環境管理設備	45条 監視測定設備 (8) 代替気象監視測定設備	45条 監視測定設備 (8) 代替気象監視測定設備	45条 監視測定設備 (8) 代替気象監視測定設備
			33条適合性	a. 常設重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備
				気象観測設備 	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測用データ伝送装置	可搬型データ表示装置
				_	_	_	種 類 乾電池又は充電池式
				台 数 1台	台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時 のバックアップを2台)	台数 2台(予備として故障時のバックアップを 1台)	台数 2台(予備として故障時のバックアップ 1台)
П		個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ		1台	必要数1台(合計3台)	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)
	第1号	容量	位立 里人 争 故 寺 対 処 設 偏 の 故 障 時 ハック アック	_	_	_	_
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	■ 重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
				・地震に対しては第31条に基づく設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。
		環境	自然現象	・その他の自然現象を考慮し屋外に設置する設計、 自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とす	・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とす	·その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計と
		条件に		又は手順により対応する。	る。又は手順により対応する。	る。又は手順により対応する。	ి
	第2号	お け	1 # = 4	(1) ±±±0, (4) (6) (1) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設え
		健全	人為事象	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。	する。	する。	する。
		性		・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等によ		・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置	
			周辺機器からの悪影響	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火! に対する防護方針」に基づく設計とする。
				「「「アンプラーの別の投入リルー」「「一金・ノー(以口) こうかい	「一方」する例の及りまり「一一金)ノへの文印(こう)の。	にかりる例成の単山で多っては日でする。	「ころう。 の例。成刀 町 丁 二 金 ノ へ以 町 こう も。
•							
第							
項		操	操作環境	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。
共通	第3号	作性					
~							
			操作内容	操作不要	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。
	第4号	試験・検		健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験; できる設計とする。
	第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない
					・通常時は公離されており亜影響を与えることけた	・通常時は分離されており悪影響を与えることはな	・通常時は分離されており悪影響を与えることはな
			系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対 処施設として使用することにより悪影響を与えない 設計とする。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで	い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで	い。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とするこ
	第6号	悪影		BX 81 C 7 V 8	悪影響を与えない設計とする。	悪影響を与えない設計とする。	悪影響を与えない設計とする。
		響					
				・地震に対しては第31条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。	・ 地辰に対しては、地辰を安囚こりる里人争以寺に	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等」
			その他(飛散物)	・竜巻(風(台風)含む)に対しては、屋外に設置し固縛を行う。	対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、 管。
				WT 2 13 7 0			
	第7号	設置場所	f(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
				・地震に対しては第31条に基づく設計とする。			
			自然現象	・その他の自然現象を考慮し屋外に設置する設計、 自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。 又は手順により対応する。			
	第						
	2 項	共通要因故障	人為事象	・代替設備等により機能を損なわない設計とする。			
	常設	防止					/
	\smile			》			
				・溢水、化学薬品漏えいに対しては代替設備等によ	1	l /	
			周辺機器からの悪影響	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災			
			周辺機器からの悪影響	り機能を損なわない設計とする。			
				り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災			
	第1号	常設との		り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外	対象外	対象外
	第1号	常設との		り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災		対象外	対象外
			接続性	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外		
	第1号 第2号	異なる複		り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災			対象外
		異なる複	接続性数の接続口の確保	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外		
		異なる複	接続性数の接続口の確保	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外		
		異なる核(再処理	接続性数の接続口の確保	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外		対象外
	第2号	異なる核(再処理	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外	対象外	対象外
第	第2号	異なる核(再処理	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内
第3項	第2号	異なる核 (再処理 設置場所	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の	対象外・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する
3項(可搬	第2号	異なる核 (再処理 設置場所	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内(常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。ホイールロー・影響を受けない場所に確保する。ホイールロー・
3項(可	第2号	異なる核 (再処理 設置場所 保管場所	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内(常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。
3項(可搬	第2号	異なる核 (再処理 設置場所 保管場所	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内は常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。ホイールロー・ 影響を受けない場所に確保する。ホイールロー・ よる障害物の除去等により確保する。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に
3項(可搬	第2号	異なる核 (再処理 設置場所 保管場所	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第38条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。その他の自然現象に対しては第38条第1項第2号の環境条件に基づき設計さるとともに実象観測設備と	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内(常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。ホイールロー・ ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロー・ よる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号 環境条件に基づき設計では多33条第1項第2号 環境条件に基づき設計では多33条第1項第2号
3項(可搬	第2号	異なる複理 設置場所 保管場所 アクセス	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づは第33条第1項第2号の	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の複類条件に基づき設計するとともに気象観測設備と	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内 常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロー・ よる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 での他の自然現象に対しては第33条第1項第5号
3項(可搬	第2号 第3号 第4号	異なる複理 設置場所 アクセス 共通要	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止) f	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。形響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダにする施設の耐震設計」に基づく設計とする。その他の自然現象に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内(常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。ホイールローはる障害物の除去等により確保する。ホイールローなる障害物の除去等により確保する。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等にする施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備位置的分散を図る。
3項(可搬	第2号	異(再 設 保 アクセ 共通要因故障	接続性数の接続口の確保施設の外から水等を供給するもの)	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第38条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。その他の自然現象に対しては第38条第1項第2号の環境条件に基づき設計さるとともに実象観測設備と	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。ホイールローグよる障害物の除去等により確保する。ホイールローグよる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等にする施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備位置的分散を図る。
3項(可搬	第2号 第3号 第4号	異なののでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、またのでは、現代のでは	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止) f	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設第3条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ設計とする。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ設計とする。 境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と 位置的分散を図る。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する・影響を受けない場所に確保する。ホイールロータよる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等にする施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・を他の自然現象に対しては第38条第1項第2号環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備位置的分散を図る。
3項(可搬	第2号 第3号 第4号	異(再 設 保 ア 共通要因故障防 る理 所 ス	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止) ルート 自然現象 人為事象	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。その他の自然現象に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ、設計とする。その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。 第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備とともに気象観測設備と位置的分散を図る。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。 第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールロータ よる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号 環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備 位置的分散を図る。 第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ともに気象観測設備と位置的分散を図る。
3項(可搬	第2号 第3号 第4号	異(再 設 保 ア 共通要因故障防 る理 所 ス	接続性 数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの) f(放射線影響の防止) f	り機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計又は「内部火災	対象外 ・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設第3条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と位置的分散を図る。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。 ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ設計とする。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ設計とする。 境条件に基づき設計するとともに気象観測設備と 位置的分散を図る。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する ・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロークよる障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等による障害物の除去等により確保する。 地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に表しては第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに気象観測設備位置的分散を図る。

補1-5-9

			33条適合性	45条 監視測定設備 (8) 代替気象観測設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型風向風速計	45条 監視測定設備 (8) 代替気象監視測定設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型気象観測用発電機	45条 監視測定設備 (9)環境モニタリング用代替電源設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 環境モニタリング用可搬型発電機 –
	ı	個数		- 合数 3台(予備として故障時及び待機除外時のパックアップを2台)	のバックアップを2台) 容 量 約3kVA/台	時のバックアップを10台) 容 量 約5kVA/台
	第1号	()は可摘 容量	受型重大事故等対処設備の故障時バックアップ	必要数1台(合計3台)	必要数1台(合計3台) 約3kVA/台	必要数9台(合計19台) 約5kVA/台
			重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		環境条件	自然現象	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第31条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に保管する設計、自然現象を考慮して機能を損なわない設計とする。又は手順により対応する。
	第2号	に お け		・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と	・対象からの距離を確保し、機能を損なわない設計と
		る 健 全	人為事象	する。	する。	する。
		性	周辺機器からの悪影響	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第28に基づく設計又は「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第29に基づく設計とは「内部火災 に対する防護方針」に基づく設計とする。	・溢水、化学薬品漏えいに対しては対象設備と位置 的分散により機能を損なわない設計とする。 ・火災に対しては第28に基づく設計とする。 に対する防護方針」に基づく設計とする。
第1項(共通)	第3号	操作性	操作環境	・環境条件を考慮した設計。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。	・環境条件を考慮した設計。設置場所での転倒防止 等の措置を講ずる。
			操作内容	起動及び停止操作が可能な設計とする。	起動及び停止操作が可能な設計とする。	・起動及び停止操作が可能な設計とする。 ・感電防止のため、露出した充電部への近接防止を 考慮した設計とする。 ・ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方
	第4号	試験·検	<u> </u>	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。	式を用いる設計とする。 健全性及び能力を確認するために検査又は試験が できる設計とする。
	第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない	本来の用途以外の用途での使用しない
	第6号	悪影響	系統設計	ر۱ _°	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。 ・他の設備から独立して使用可能な設計とすることで 悪影響を与えない設計とする。	・隔離(分離)された状態から弁等の操作(接続)により重大事故等対処設備の系統構成とすることで悪影響を与えない設計とする。 ・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づ(設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に保管。屋 外に設置し固縛を行う。
	第7号	設置場所	斤(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第33条			自然現象			
	第 2 項	+ 温面	人為事象			
	常	因故障防止	人局争家			
	設)		周辺機器からの悪影響			
	第1号	常設との	接続性	対象外	対象外	容易かつ確実な接続と規格の統一を考慮した設計とする。
	第2号		「数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外
	第3号	設置場所	f(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
第 3	第4号	保管場所	Ť	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。	・第33条第1項第2の環境条件を考慮した建屋内の 常設と異なる保管場所に保管する。
項(可搬型	第5号	アクセス	ルート	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。	・第33条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダに よる障害物の除去等により確保する。
		#	自然現象		地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対 する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第33条第1項第2号の 環境条件に基づき設計するとともに使用洗飲料受け 入れ、貯蔵建屋の非常用電源系統と位置的分散を 図る。
	第6号	通要因故障	人為事象	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともに気象観測設備と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともにユーティリティー建屋の6.9kV運転予備用母線と位置的分散を図る。	第33条第1項第2号の環境条件に基づき設計すると ともに使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋の非常用電源 系統と位置的分散を図る。
		防止	周辺機器からの悪影響	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。

補1-5-10 164

補足説明資料 1-6 (45条)

容量設定根拠

		放射線監視設備		
名	Kr	常設重大事故等対処設備		
1	1 /1)	主排気筒の排気モニタリング設備		
		排気筒モニタ		
計測範囲	min ⁻¹ A	低レンジ: 10~10 ⁶ min ⁻¹ 中レンジ: 10~10 ⁶ min ⁻¹ 高レンジ: 10 ⁻¹² ~10 ⁻⁷ A		

排気筒モニタは,臨界事故発生時に,主排気筒から大気中へ放出される放射性希ガスを監視するために用いるものである。

排気筒モニタは、主排気筒管理建屋に2系統設ける。

1. 計測範囲

排気筒モニタは,低レンジ,中レンジ及び高レンジで構成される。

設備	検出器		計測範囲
排気筒モニタ	低レンジ	プラスチックシンチレーション検出器	$10\sim\!10^6{\rm min^{-1}}$
(主排気筒ガ	中レンジ	プラスチックシンチレーション検出器	$10\sim 10^6 {\rm min^{-1}}$
スモニタ)	高レンジ	電離箱	$10^{-12} \sim 10^{-7} \text{A}$

臨界事故の発生時は, 貯留タンクへ放射性物質を含む気体の貯留等を行い, その操作による貯留設備への貯留状況を監視する。

名称		放射線監視設備
		常設重大事故等対処設備
		主排気筒の排気モニタリング設備
		排気サンプリング設備
流量範囲	L/min	ダスト・よう素サンプラ: 60 (定格) トリチウムサンプラ: 3.0 (定格) 炭素-14サンプラ: 0.4 (定格)

排気サンプリング設備は、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質(粒子状放射性物質,放射性よう素、トリチウム及び炭素-14)を捕集するために用いるものである。

排気サンプリング設備は、主排気筒管理建屋に2系統設ける。

1. 流量範囲

重大事故等の発生時に放出が想定される放射性物質の量を把握できるように設計する。 そのため、流量範囲は $0.4\sim60$ L/min とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

=試料の測定値 (min⁻¹) /60 (sec/min) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

		,
名称		放射線監視設備
		常設重大事故等対処設備
		北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の 排気モニタリング設備
		排気筒モニタ
計測範囲	min ⁻¹	$10\sim \! 10^6$

排気筒モニタは、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失が発生した場合に、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性希ガスを監視するために用いるものである。

排気筒モニタは、北換気筒管理建屋に2系統設ける。

1. 計測範囲

設備	検出器	計測範囲
排気筒モニタ (北換気筒(使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋換気筒))	プラスチックシンチレーション検出器	$10{\sim}10^6 {\rm min}^{-1}$

名称		放射線監視設備
		常設重大事故等対処設備
		北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の 排気モニタリング設備
		排気サンプリング設備
流量範囲	L/min	サンプルラック:60 (定格) トリチウムサンプラ:3 (定格)

排気サンプリング設備は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失が発生した場合に、北 換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質(粒子 状放射性物質、放射性よう素及びトリチウム)を捕集するために用いるものである。

排気サンプリング設備は、北換気筒管理建屋に2系統設ける。

1. 流量範囲

重大事故等の発生時に放出が想定される放射性物質の量を把握できるように設計する。

そのため、流量範囲は $3\sim60$ L/min とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

=試料の測定値 (min⁻¹) /60 (sec/min) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

名称		放射線監視設備
		常設重大事故等対処設備
		環境モニタリング設備
		モニタリングポスト
計測範囲	μ Gy/h	低レンジ: $10^{-2} \sim 10^{1}$ 高レンジ: $10^{0} \sim 10^{5}$

モニタリングポストは、周辺監視区域境界付近において、空間放射線量率を監視するため に用いるものである。

モニタリングポストは、周辺監視区域境界付近に9台設ける。

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限(10^{-1} Sv/h)を満足するように設計する。 そのため、計測範囲は $10^{-2}\sim 10^5~\mu$ Gy/h を測定できるものとする。

名称		放射線監視設備
		常設重大事故等対処設備
		環境モニタリング設備
		ダストモニタ
計測範囲	s ⁻¹	アルファ線用,ベータ線用:10-2~104

ダストモニタは,周辺監視区域境界付近において,粒子状放射性物質を連続的に捕集及び 測定するために用いるものである。

ダストモニタは、周辺監視区域境界付近に9台設ける。

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める 敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。 放射能レベルは、空気中の放射性物質の濃度の傾向を捉えるものである。

そのため、計測範囲は $10^{-2}\sim10^4~\rm s^{-1}$ とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング流量及びサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

=試料の測定値 (min⁻¹) /60 (sec/min) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型排気モニタリング設備
		可搬型ガスモニタ
計測範囲	A	$1 \times 10^{-15} \sim 10^{-8}$

可搬型ガスモニタは、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排 気モニタリング設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気モニタリング設備又は使用済燃 料受入れ・貯蔵建屋排気系に接続し、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 換気筒)から大気中へ放出される放射性希ガスの濃度を監視するために用いるものである。

可搬型ガスモニタは,対処に必要な個数を主排気筒管理建屋及び外部保管エリアに保管 し,故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型ガスモニタ

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

1. 計測範囲

主排気筒の排気モニタリング設備の機能喪失が想定される重大事故等においては、主排気筒からの放射性希ガスの放出は想定されないが、主排気筒における放射性希ガスの濃度を監視する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生した場合に,放出が想定される放射性物質の量を把握できるように設計する。

計測範囲の上限である 1×10⁻⁸A は ⁸⁵Kr 換算で 4.46×10⁴Bq/cm³である。

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型排気モニタリング設備
		可搬型排気サンプリング設備
流量範囲	L/min	ダスト・よう素:50 (定格) トリチウム・炭素-14:0.5 (定格)

可搬型排気サンプリング設備は、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気モニタリング設備又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系に接続し、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質(粒子状放射性物質,放射性よう素、トリチウム及び炭素-14)を捕集するために用いるものである。

可搬型排気サンプリング設備は、対処に必要な個数を主排気筒管理建屋及び外部保管エリアに保管し、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型排気サンプリング設備

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

1. 流量範囲

捕集した試料(粒子状放射性物質)を30分毎に簡易測定し、試料は定期的(1日毎) 又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合(簡易測定により異常がある場合 等)に回収して測定する。

流量範囲は $0.5\sim50$ L/min とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

=試料の測定値 (min⁻¹) /60 (sec/min) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
伝送頻度	回/分	1

代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置は、可搬型ガスモニタの測定データを衛星通信(衛星電話)により中央制御室及び緊急時対策所に伝送するために用いるものである。

代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置は,対処に必要な個数を主排気筒管理建屋及び外部保管エリアに,故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

1. 伝送頻度

可搬型ガスモニタの測定データを1分周期で収集し、中央制御室及び緊急時対策所に 伝送する。

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設 <u>備</u> <u>代</u> 替気象観測設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型データ表示装置
表示範囲 -		リアルタイム表示及びトレンド (3時間)

可搬型データ表示装置は、可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置<u>,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置</u>により中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ,可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定データを監視及び記録するために用いるものである。

可搬型データ表示装置は、対処に必要な個数を制御建屋に保管し、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型データ表示装置

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 表示範囲

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<u>,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置</u>から伝送される可搬型ガスモニタ,可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定データを表示する。

一覧表形式にてリアルタイムを表示し、トレンド形式にて測定値の変動 (3時間)を表示する。

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備 代替試料分析関係設備 可搬型重大事故等対処設備
		可搬型排気モニタリング用発電機
定格出力	kVA	3

代<u>替モ</u>ニタリング設備及び代替試料分析関係設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機は、可搬型排気モニタリング設備、代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置への給電に用いるものである。

代<u>替モ</u>ニタリング設備及び代替試料分析関係設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機は, 対処に必要な個数を主排気筒管理建屋,故障時のバックアップと保守点検による待機除外時 のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型排気モニタリング用発電機

発電機本体

容量約3kVA/台

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

タンク容量13 L燃費2 L/h

代<u>替モ</u>ニタリング設備及び代替試料分析関係設備に必要な負荷を以下のとおり積上げることにより、負荷の起動時を考慮しても、可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機の容量である3kVAを超えることなく負荷を運転することができることを確認した。

(単位はkVA)

順番	対象機器	台数	定格容量	積上げ	起動時
1	可搬型ガスモニタ	1	0. 163	0. 163	0. 163
2	可搬型排気サンプリング設備	1	0.660	0.823	0.823
3	可搬型核種分析装置	1	0. 250	1.073	1. 073
4	可搬型トリチウム測定装置	1	0.500	1. 573	1. 573
5	可搬型 <u>排気モニタリング用</u> デ ータ伝送装置	1	0. 150	1. 723	1. 723
	合 計 (起動時は最高値を記載)		1. 723	1. 723	
	評 価	3 kVA 以下			

		代 <u>替モ</u> ニタリング設備		
名	Dr	可搬型重大事故等対処設備		
1	1/1).	可搬型環境モニタリング設備		
		可搬型線量率計		
計測範囲	mSv/h 又は mGy/h	B. G. ∼100		

可搬型線量率計は、環境モニタリング設備のモニタリングポストが機能喪失した場合に、周辺監視区域において線量当量率を測定するために用いるものである。

可搬型線量率計は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型線量率計

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限(10^{-1} Sv/h)を満足するように設計する。 そのため、計測範囲は B. G. ~ 100 mSv/h 又は mGy/h を測定できるものとする。

		代 <u>替モ</u> ニタリング設備		
D FAT		可搬型重大事故等対処設備		
名称 		可搬型環境モニタリング設備		
		可搬型ダストモニタ		
計測範囲	min ⁻¹	B.G. ~99.9k(アルファ線),B.G. ~99.9k(ベータ線)		

可搬型ダストモニタは、環境モニタリング設備のダストモニタが機能喪失した場合に、周 辺監視区域において空気中の粒子状放射性物質を捕集するとともに、粒子状放射性物質の放 射能レベル (ろ紙に捕集した全粒子状放射性物質の全アルファ線及び全ベータ線)を測定す るために用いるものである。

可搬型ダストモニタは、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型ダストモニタ

台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める 敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。 放射能レベルは、空気中の放射性物質の濃度の傾向を捉えるものである。

そのため、計測範囲は B. G. \sim 99. 9kmin⁻¹ とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収 又はサンプリング流量及びサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質 の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度(Bq/cm³)

=試料の測定値 (min⁻¹) /60 (sec/min) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

		代 <u>替モ</u> ニタリング設備		
名	称	可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型 <u>環境モニタリング用</u> データ伝送装置		
伝送頻度	回/分	1		

代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>環境モニタリング用</u>データ伝送装置は,可搬型環境モニタリング設備の測定データを衛星通信(衛星電話)により中央制御室及び緊急時対策所に伝送するために用いるものである。

代<u>替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用</u>データ伝送装置は,対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型<u>環境モニタリング用</u>データ伝送装置 台 数 18台(予備として故障時のバックアップを9台)

1. 伝送頻度

可搬型環境モニタリング設備の測定データを1分周期で収集し、中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

	名称 ————————————————————————————————————		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
			可搬型重大事故等対処設備
			可搬型建屋周辺モニタリング設備
			ガンマ線用サーベイメータ (SA)
	計測範囲	mSv/h	0.0001~1,000

ガンマ線用サーベイメータ (SA) は、環境モニタリング設備のモニタリングポストが機能喪失した場合に、建屋周辺において線量当量率を測定するために用いるものである。

ガンマ線用サーベイメータ (SA) は、対処に必要な個数を制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

ガンマ線用サーベイメータ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 16 台 (予備として故障時のバックアップを 8 台)

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める 敷地周辺エリア放射線量率の測定上限(10⁻¹Sv/h)を満足するように設計する。 そのため、計測範囲は 0.0001~1,000mSv/h とする。

名称 —		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型建屋周辺モニタリング設備
		中性子線用サーベイメータ (SA)
計測範囲	μ Sv/h	0.01~10,000

中性子線用サーベイメータ (SA) は、臨界事故が発生した場合に、建屋周辺において線量当量率を測定するために用いるものである。

中性子線用サーベイメータ (SA) は、対処に必要な個数を制御建屋に、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

中性子線用サーベイメータ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

1. 計測範囲

約 0.025eV (熱中性子) ~約 15MeV (高速中性子) と広範囲のエネルギーを測定できる 設計とする。

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備	
		可搬型重大事故等対処設備	
		可搬型建屋周辺モニタリング設備	
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	
計測範囲	min ⁻¹	B. G. ~100k(アルファ線),B. G. ~300k(ベータ線)	

アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、環境モニタリング設備のダストモニタが機能喪失した場合に、建屋周辺において捕集した環境試料中の粒子状放射性物質の放射能を測定するために用いるものである。

アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、対処に必要な個数を制御建屋及び使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋に、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリア に保管する。

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める 敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲は B. G. ~100k(アルファ線)、B. G. ~300k(ベータ線)min⁻¹とし、 測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング時間を調整することにより、 空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度(Bq/cm³)

名称 —		代 <u>替モ</u> ニタリング設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型建屋周辺モニタリング設備
		可搬型ダストサンプラ (SA)
流量範囲	L/min	120

可搬型ダストサンプラ (SA) は、環境モニタリング設備のダストモニタが機能喪失した場合に、建屋周辺において粒子状放射性物質を捕集するために用いるものである。

可搬型ダストサンプラ (SA) は、対処に必要な個数を制御建屋及び使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋に、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型ダストサンプラ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 6台(予備として故障時のバックアップを3台)

1. 流量範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める 敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。 可搬型環境モニタリング設備設置までの間,定期的 (1時間毎) に実施して測定する。 そのため,流量範囲は 120L/min とし,サンプリング時間を調整することにより測定上 限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称		代 <u>替モ</u> ニタリング設備	
		可搬型重大事故等対処設備	
		可搬型環境モニタリング用発電機	
定格出力	kVA	3	

代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>環境モニタリング用</u>発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>環境モニタリング用</u>データ伝送装置への給電に用いるものである。

代<u>替モ</u>ニタリング設備の可搬型<u>環境モニタリング用</u>発電機は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップと保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型環境モニタリング用発電機

発電機本体

容量約3kVA/台

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)

タンク容量13 L燃費2 L/h

代<u>替モ</u>ニタリング設備に必要な負荷を以下のとおり積上げることにより、負荷の起動時を 考慮しても、可搬型<u>環境モニタリング用</u>発電機の容量である 3 kVA を超えることなく負荷を 運転することができることを確認した。

(単位は kVA)

順番	対象機器	台数	定格容量	積上げ	起動時
1	可搬型線量率計	1	0.300	0.300	0.300
2	可搬型ダストモニタ	1	0. 346	0.646	0. 646
3	可搬型 <u>環境モニタリング</u> <u>用</u> データ伝送装置 (衛星本 体, FAXアダプタ)	1	0. 150	0. 796	0. 796
合 計 (起動時は最高値を記載)				0. 796	0. 796
評価				3 kVA 以下	

名称		試料分析関係設備		
		常設重大事故等対処設備		
		放出管理分析設備		
		放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)		
計測範囲	s ⁻¹ 又はmin ⁻¹	0.1~999.9		

放射能測定装置(ガスフローカウンタ)は、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリン グ設備で捕集した排気試料中の粒子状放射性物質の放射能を測定するために用いるもので ある。

放射能測定装置(ガスフローカウンタ)は、分析建屋に1台を備える。

1. 計測範囲

重大事故等の発生時に放出が想定される放射性物質の量を把握できるように設計する。 また、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定 める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限(3.7×10¹Bq/cm³)を満足するように設計 する。

そのため、計測範囲は $0.1\sim999.9~s^{-1}$ 又は min^{-1} とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング流量及びサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称		試料分析関係設備		
		常設重大事故等対処設備		
		放出管理分析設備		
		放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)		
計測範囲	keV	0~2,000		

放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)は、主排気筒の排気サンプリング設備、 北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サ ンプリング設備で捕集した排気試料中のトリチウム及び炭素-14 の放射能を測定するため に用いるものである。

放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)は、分析建屋に1台を備える。

1. 計測範囲

計測範囲は 0keV~2,000keV とし、トリチウム及び炭素-14 の測定ができる設計とする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称 —		代替試料分析関係設備
		常設重大事故等対処設備
		放出管理分析設備
		核種分析装置
計測範囲	keV	10~2,500

核種分析装置は、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した排気試料中の粒子状放射性物質(ガンマ線)及び放射性よう素の放射能を測定するために用いるものである。

核種分析装置は,分析建屋に1台を備える。

1. 計測範囲

計測範囲は10keV~2,500keVとし、放出が想定される核種の分析ができる設計とする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称 —		試料分析関係設備
		常設重大事故等対処設備
		環境試料測定設備
		核種分析装置
計測範囲	keV	30~10,000

核種分析装置は、周辺監視区域において捕集した環境試料中の粒子状放射性物質(ガンマ線)及び放射性よう素の放射能を測定するために用いるものである。

核種分析装置は,環境管理建屋に1台を備える。

1. 計測範囲

計測範囲は30keV~10,000keVとし,放出が想定される核種の分析ができる設計とする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bg/cm³)

名称		代替試料分析関係設備	
		可搬型重大事故等対処設備	
		可搬型試料分析設備	
		可搬型放射能測定装置	
計測範囲	min ⁻¹	B. G. ~99. 9k(アルファ線),B. G. ~99. 9k(ベータ線)	

可搬型放射能測定装置は,放出管理分析設備が機能喪失した場合に,主排気筒の排気サンプリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した排気試料中の粒子状放射性物質の放射能を測定するために用いるものである。

また,環境試料測定設備が機能喪失した場合に,周辺監視区域において捕集した環境試料中の粒子状放射性物質の放射能を測定するために用いるものである。

可搬型放射能測定装置は,対処に必要な個数を主排気筒管理建屋に保管し,故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型放射能測定装置

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 計測範囲

重大事故等の発生時に放出が想定される放射性物質の量を把握できるように設計する。また、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限(3.7×10¹Bq/cm³)を満足するように設計する。

そのため、計測範囲は B. G. \sim 99. 9kmin⁻¹ とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング流量及びサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称		代替試料分析関係設備
		可搬型重大事故等対処設備
		可搬型試料分析設備
		可搬型核種分析装置
計測範囲	keV	27.5~11,000

可搬型核種分析装置は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した排気試料中の粒子状放射性物質(ガンマ線)及び放射性よう素の放射能を測定するために用いるものである。

また,環境試料測定設備が機能喪失した場合に,周辺監視区域において捕集した環境試料中の粒子状放射性物質(ガンマ線)及び放射性よう素の放射能を測定するために用いるものである。

可搬型核種分析装置は,対処に必要な個数を主排気筒管理建屋に保管し,故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型核種分析装置

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

1. 計測範囲

計測範囲は 27.5keV~11,000keV とし,放出が想定される核種の分析ができる設計とする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

			代替試料分析関係設備		
	\$7. €hr	可搬型重大事故等対処設備			
	名称 - - 計測範囲 keV		可搬型試料分析設備		
			可搬型トリチウム測定装置		
			2~2,000		

可搬型トリチウム測定装置は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した排気試料中のトリチウム及び炭素-14 の放射能を測定するために用いるものである。

可搬型トリチウム測定装置は、対処に必要な個数を主排気筒管理建屋に保管し、故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型トリチウム測定装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 計測範囲

計測範囲は 2keV~2,000keV とし、トリチウム及び炭素-14 の測定ができる設計とする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

				環境管理設備		
	名称			可搬型重大事故等対処設備		
				放射能観測車		
	空間放射線 量率測定線		μ Gy/h	NaI(T1)シンチレーション:B.G~10 電離箱:1~300,000		
計測	中性子線用サーベイメータ		μ Sv/h	³H e 計数管: 0.01∼10,000		
範囲	放射能測定器	ダスト	s^{-1}	アルファ線:0.01~999,999 ベータ線:0.1~999,999		
	/// // // // //	よう素	s^{-1}	0.1~999,999		
流量	ダストサンプラ よう素サンプラ L/min			50		

放射能観測車は,敷地周辺において,空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度(粒子状放射性物質及び放射性よう素)を測定するために用いるものである。

放射能観測車は、環境管理建屋に1台保管する。

1. 計測範囲

空間放射線量率測定器は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限(10^{-1} Sv/h)を満足するように設計する。そのため、計測範囲としては、B. $G\sim300,000\,\mu$ Gy/h とする。

中性子線用サーベイメータは、約0.025eV(熱中性子)~約15MeV(高速中性子)と広範囲のエネルギーを測定できる設計とする。

放射能測定器 (ダスト) 及び放射能測定器 (よう素) は,「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。

放射能測定器 (ダスト) の計測範囲は $0.01\sim999,999s^{-1}$ (アルファ線), $0.1\sim999,999 s^{-1}$ (ベータ線) とし、測定上限値に到達する場合はサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

放射能測定器(よう素)の計測範囲は $0.1\sim999,999s^{-1}$ とし、測定上限値に到達する場合はサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

ダストサンプラの流量範囲は 50L/min とし、サンプリング時間を調整することにより 測定上限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bg/cm³)

		代替放射能観測設備		
 名:	Ur	可搬型重大事故等対処設備		
1	1 /1/1	可搬型放射能観測設備		
		ガンマ線用サーベイメータ (SA)		
計測範囲 μ Sv/h s ⁻¹		NaI (T1) シンチレーション: B. G. ~30 (μ Sv/h) 電離箱:1~300,000 (μ Sv/h) NaI (T1) シンチレーション:0~30k (s ⁻¹)		

ガンマ線用サーベイメータ (SA) は、放射能観測車が機能喪失した場合に、敷地周辺において線量当量率を測定するために用いるものである。

また、敷地周辺において捕集した環境試料中の放射性よう素の放射能を測定するために用いるものである。

ガンマ線用サーベイメータ(SA)は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1) シンチレーション) (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱)(SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 計測範囲

NaI (T1) シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータは,「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限 (10⁻¹Sv/h) を満足するように設計する。

そのため、計測範囲としては、B.G. ~300,000 μ Sv/h とする。

また、NaI (T1) シンチレーションサーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限(3.7×10¹Bq/cm³)を満足するように設計する。

そのため、計測範囲は $0\sim30 \text{ks}^{-1}$ とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

=試料の測定値 (s⁻¹) /効率 (%) /サンプリング量 (L) ×1000 (cm³/L)

名称		代替放射能観測設備		
		可搬型重大事故等対処設備		
一	孙	可搬型放射能観測設備		
計測範囲 μ Sv/h		中性子線用サーベイメータ (SA)		
		0.01~10,000		

中性子線用サーベイメータ (SA) は、放射能観測車が機能喪失した場合に、敷地周辺において線量当量率を測定するために用いるものである。

中性子線用サーベイメータ (SA) は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

中性子線用サーベイメータ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 計測範囲

約 0.025 eV (熱中性子) ~約 15 MeV (高速中性子) と広範囲のエネルギーを測定できる設計とする。

		代替放射能観測設備		
夕.毛	h	可搬型重大事故等対処設備		
名称		可搬型放射能観測設備		
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)		
		B. G. ~100k(アルファ線),B. G. ~300k(ベータ線)		

アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、放射能観測車が機能喪失した場合に、 敷地周辺において捕集した環境試料中の粒子状放射性物質の放射能を測定するために用い るものである。

アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。そのため、計測範囲は B.G.~100k(アルファ線)、B.G.~300k(ベータ線)min⁻¹とし、測定上限値に到達する場合は試料を回収又はサンプリング時間を調整することにより、空気中の放射性物質の濃度の傾向を把握できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bq/cm³)

名称 —— 流量範囲 L/min		代替放射能観測設備		
		可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型放射能観測設備		
		可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)		
		120		

可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)は、放射能観測車が機能喪失した場合に、敷地周辺において空気中の粒子状放射性物質及び放射性よう素を捕集するために用いるものである。

可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)

種 類 乾電池又は充電池式

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 流量範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限 (3.7×10¹Bq/cm³) を満足するように設計する。 試料は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合 (ダストモニタの指示値上昇等) に回収して測定する。

そのため、流量範囲は120L/min とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。

2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度算出は,以下の算出式から求める。

放射性物質濃度 (Bg/cm³)

			環境管理設備		
	名称		常設重大事故等対処設備		
			気象観測設備		
	風向風速計 m/s		地上 10m:風向 16 方位,風速 0~90 地上 150m:風向 16 方位,風速 0~30		
計 測	日射計	kW/m^2	0∼1.50		
計測範囲	範 放射収支計 kW/m²		-0.3~1.2		
	雨量計	_	0.5mm 毎の計測		

気象観測設備は、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を測定するために用いるものである。

気象観測設備(風向風速計,日射計,放射収支計及び雨量計)は,敷地内に1台設ける。

1. 計測範囲

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目, 観測単位及び測定値の最小位数を満足するとともに, 大気安定度が算出できる設計であること。

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目, 観測単位及び測定値の最小位数及び大気安定度分類表を下表に示す。

また、雨量計については、「地上気象観測指針」に定める、mm 単位で表し 1/10 の位までの値で示す設計であること。

観測項目	測定単位	測定値の最小位数
風向	16 方位	1
風速	m/s	1/10
日射量	$\mathrm{kW/m^2}$	1/100
放射収支量	kW/m^2	1/500

表1 通常観測の観測項目

表 2 大気安定度分類表

	X = 70,00,000,000								
)	風速(U)	日射量(T)kW/m ²				放射収支量(Q)kW/m²			
	m/s	T>0 C0	0.60>T	0.60>T 0.30>T		0 > 0 000	-0.020>Q	0.040\0	
		T≧0.60	≥ 0.30	≥ 0.15	0. 15>T	Q≧-0.020	≧-0.040	−0. 040>Q	
	U<2	A	А-В	В	D	D	G	G	
	2 ≦ U<3	А-В	В	С	D	D	Е	F	
	3≦U<4	В	В-С	С	D	D	D	Е	
	4≦U<6	С	C-D	D	D	D	D	D	
	6≦U	С	D	D	D	D	D	D	

			/ L 共 左 名 知 测量 / 进			
			代替気象観測設備			
	名称		可搬型重大事故等対処設備			
			可搬型気象観測設備			
	風向風速計	m/s	風向:16方位 風速:0~90			
計測	日射計	W/m^2	0~2,000			
計測範囲	節 放射収支計 kW/m²		-0.714~1.50			
	雨量計	_	0.5mm 毎の計測			

可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を測定するために用いるものである。

可搬型気象観測設備は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップと保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型気象観測設備

風向風速計, 日射計, 放射収支計及び雨量計

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

1. 計測範囲

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目, 観測単位及び測定値の最小位数を満足するとともに, 大気安定度が算出できる設計であること。

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目, 観測単位及び測定値の最小位数及び大気安定度分類表を下表に示す。

また、雨量計については、「地上気象観測指針」に定める、mm 単位で表し 1/10 の位までの値で示す設計であること。

	27 I VE 11 BUN1 -> BUN1 >	N H
観測項目	測定単位	測定値の最小位数
風向	16 方位	1
風速	m/s	1/10
日射量	$\mathrm{kW/m^2}$	1/100
放射収支量	kW/m^2	1/500

表1 通常観測の観測項目

表 2 大気安定度分類表

風速(U)	日射量(T)kW/m ²				放射収支量(Q)kW/m ²			
m/s	$T \ge 0.60$ 0.60>T		0.30>T	O 15\T	Q≧-0.020	-0. 020>Q	-0. 040>Q	
	1 = 0.00	≥ 0.30	≧ 0. 15	0. 15>T	Q≦-0.020	≧-0.040	-0.0407Q	
U<2	A	А-В	В	D	D	G	G	
2 ≦ U<3	А-В	В	С	D	D	Е	F	
3≦U<4	В	В-С	С	D	D	D	Е	
4≦U<6	С	C-D	D	D	D	D	D	
6≦U	C	D	D	D	D	D	D	

		代替気象観測設備		
名称		可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型 <u>気象観測用</u> データ伝送装置		
伝送頻度	回/分	1		

代替気象観測設備の可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置は,可搬型気象観測設備の測定データを衛星通信(衛星電話)により中央制御室及び緊急時対策所に伝送するために用いるものである。

代替気象観測設備の可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置は,対処に必要な個数及び故障時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型気象観測用データ伝送装置

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

1. 伝送頻度

可搬型気象観測設備の測定データを1分周期で収集し、中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

		代気象観測設備		
名称		可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型風向風速計		
計測範囲	m/s	風向:8 方位 風速:2~30		

可搬型風向風速計は、気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を設置するまで敷地内の風向及び風速を測定するために用いるものである。

可搬型風向風速計は,対処に必要な個数を主排気筒管理建屋に保管し,故障時のバックアップと保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型風向風速計

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

1. 計測範囲

可搬型風向風速計は、気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を設置するまでの間の簡易的な測定であるため、風向は 8 方位、風速は最小位数「1」の読取とする。

_					
			代替気象観測設備		
	名称		可搬型重大事故等対処設備		
			可搬型 <u>気象観測用</u> 発電機		
	定格出力	kVA	3		

代替気象観測設備の可搬型<u>気象観測用</u>発電機は,可搬型気象観測設備及び代替気象観測設備の可搬型データ気象観測用伝送装置への給電に用いるものである。

代替気象観測設備の可搬型<u>気象観測用</u>発電機は、対処に必要な個数及び故障時のバックアップと保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

可搬型気象観測用発電機

発電機本体

容量約3kVA/台

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

タンク容量13 L燃費2 L/h

代替気象観測設備に必要な負荷を以下のとおり積上げることにより、負荷の起動時を考慮しても、可搬型<u>気象観測用</u>発電機の容量である 3 kVA を超えることなく負荷を運転することができることを確認した。

(単位は kVA)

順番	対象機器	台数	定格容量	積上げ	起動時
1	可搬型気象観測設備	1	0.601	0.601	0.601
2	可搬型 <u>気象観測用</u> データ 伝送装置(衛星本体, FA Xアダプタ, パソコン)	1	0. 15	0. 751	0. 751
合 計 (起動時は最高値を記載)				0.751	0. 751
評 価				3 kVA 以下	

		環境モニタリング用代替電源設備	
名称		可搬型重大事故等対処設備	
	環境モニタリン <u>グ用</u> す		
定格出力	kVA	5	

環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機は、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源として給電に用いるものである。

環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機は、対処に必要な個数及び故障時、故障時のバックアップと保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した予備の個数を外部保管エリアに保管する。

環境モニタリング用可搬型発電機

台 数 19台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)

タンク容量24 L燃費2.7 L / h

モニタリングポスト及びダストモニタに必要な負荷を以下のとおり積上げることにより、 負荷の起動時を考慮しても、可搬型発電機の容量である 5 kVAを超えることなく負荷を運転 することができることを確認した。

1. 定格容量

モニタリングポスト及びダストモニタへの給電が可能な容量とする。

・モニタリングポスト: 0.9kVA ・ダストモニタ : 1.5kVA

(単位は kVA)

順番	対象機器	台数	定格容量	積上げ	起動時
1	モニタリングポスト	1	0.9	0. 9	0.9
2	ダストモニタ	1	1. 5	2. 4	2.4
	合 計 (起動時は最高値を記載)			2. 4	2.4
	評 価			5 kVA 以下	

補足説明資料 1-7 (45条)

監視測定設備について

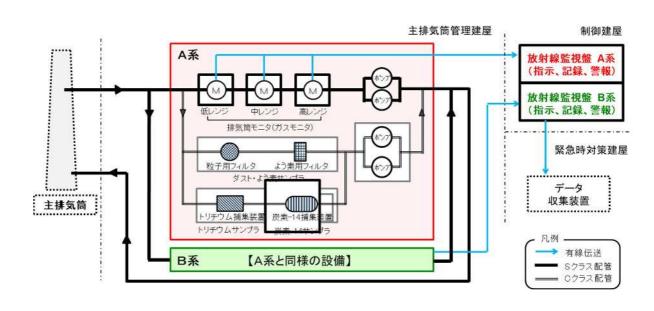
- 1. 放射線監視設備(排気モニタリング設備)
- 1.1 主排気筒の排気モニタリング設備

主排気筒には,大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視及 び測定するため,排気モニタリング設備(排気筒モニタ及び排気 サンプリング設備)を設置している。

排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、放射性希ガス を連続監視する。排気筒モニタは、その測定値を中央制御室にお いて指示及び記録する。また、緊急時対策所において指示する。

排気サンプリング設備として、よう素用フィルタ、粒子用フィルタ、炭素-14 捕集装置及びトリチウム捕集装置を設ける。排気サンプリング設備により捕集した試料は、定期的又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収して測定する。

主排気筒の排気モニタリング設備の系統概要図を第 1.1.1 図に、外観を第 1.1.2 図に、仕様を第 1.1.1 表に示す。



第1.1.1 図 主排気筒の排気モニタリング設備の系統概要図







排 気 筒 モニタ

ダスト・よう素 サンプラ

炭 素 -14 サンプラ トリチウム サンプラ

第1.1.2図 主排気筒の排気モニタリング設備の外観

第1.1.1表 主排気筒の排気モニタリング設備の仕様

設備		検出器	計測範囲	警報設定値	台数	備考
	低レンジ	プラスチック シンチレーショ ン	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	非常用電源系統
排気筒モニタ	中レンジ	プラスチック シンチレーショ ン	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	に接続
	高レンジ電離箱		$10^{-12} \sim 10^{-7}$ [A]	計測範囲内 で可変	2	
ダスト・よう素 サンプラ		_	ı	_	2	
炭素-14 サンプラ		_	_	_	2	
トリチウム サンプラ		_	_	_	2	

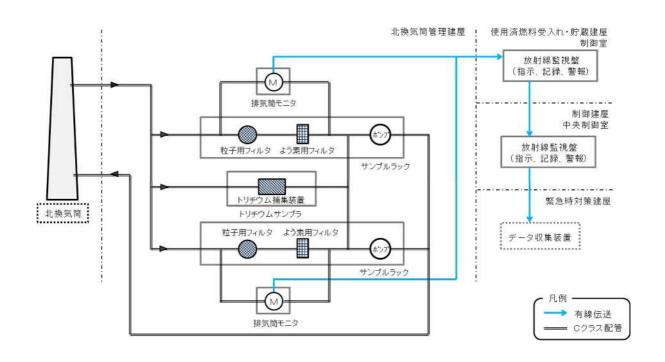
1.2 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)には、大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、排気モニタリング設備(排気筒モニタ及び排気サンプリング設備)を設置している。

排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計としている。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。

排気サンプリング設備には、よう素用フィルタ、粒子用フィルタ及びトリチウム捕集装置を設けている。排気サンプリング設備により捕集した試料は、定期的又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収して測定する。

排気モニタリング設備の系統概要図を第 1.2.1 図に,外観を 第 1.2.2 図に,仕様を第 1.2.1 表に示す。



第 1.2.1 図 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備の系統概要図



第 1.2.2 図 排気モニタリング設備の外観 第 1.2.1 表 排気モニタリング設備の仕様

設備	検出器	計測範囲	警報設定値	台数	備考
排気筒モニタ	プラスチック シンチレーション	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	非常用所內電
サンプルラック	_	_	_	2	源系統に接続
トリチウム サンプラ		_	_	1	

補 1-7-4

2. 代替モニタリング設備

2.1 可搬型排気モニタリング設備

重大事故等が発生した際に、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備が使用できないと判断した場合は、可搬型排気モニタリング設備(可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備)を主排気筒の排気モニタリング設備又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系に接続し、主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質を捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を測定する。

可搬型排気モニタリング設備は、合計4台(予備として故障時のバックアップを2台)を保管する。

可搬型排気モニタリング設備の電源は,可搬型<u>排気モニタリン</u> グ用発電機又は非常用所内電源系統に接続し,給電する。可搬型 発電機に必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ (第 42 条 電源設備)により運搬し,給油することにより,給電 開始から7日以上の稼動が可能である。

また,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し,測定データを衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定データは,中央制御室に設置することとしている可搬型データ表示装置により,監視及び記録するとともに,緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備(第46条 緊急時対策所)により監視及び記録する。

可搬型排気モニタリング設備の計測範囲等を第 2.1.1 表,仕様 補 1-7-5 を第 2.1.2 表,系統概略図を第 2.1.1 図及び第 2.1.2 図に,伝送概略図を第 2.1.3 図に示す。

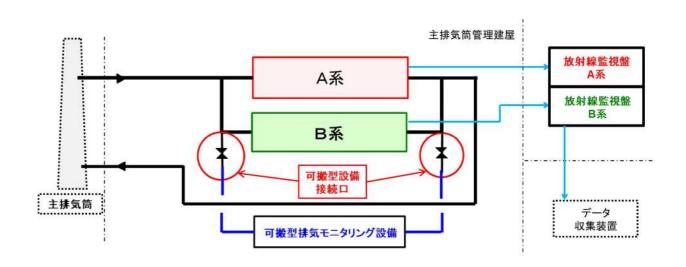
第2.1.1表 可搬型排気モニタリング設備の計測範囲等

名称	検出器の種類	電源の種類	計測範囲	保管場所	台数 (予 備)
可搬型 ガスモニタ	電離箱	可搬型発電機 又は	10^{-15} \sim 10^{-8} A $\%$	・主 排 気 筒 管 理建屋	4 (2)
可搬型排気サンプリング設備	_	非常用所内電源系統	_	・外 部 保 管 エ リア	4 (2)

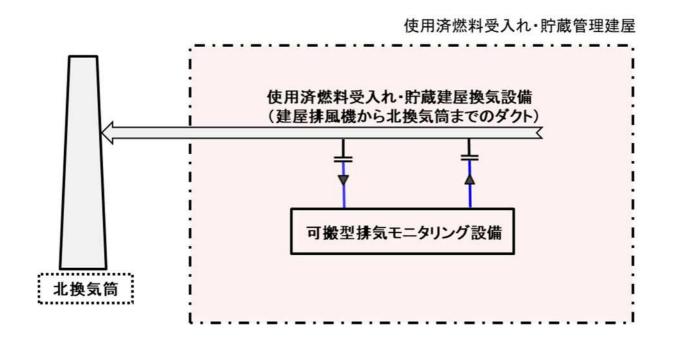
[%] Kr - 85 換算で 0Bq/cm 3 \sim 4.46×10 4 Bq/cm 3

第2.1.2表 可搬型排気モニタリング設備の仕様

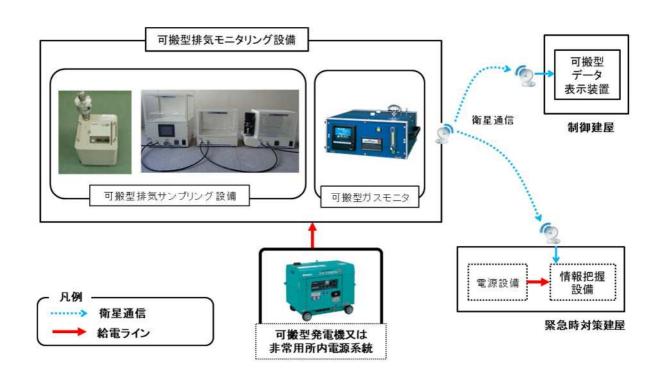
項目	内容
電源	可搬型発電機又は非常用所内電源系統からの給電により7日以上連続の稼動可能 必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第42条 電源 設備)により運搬し,給油
記録	可搬型ガスモニタの測定データは、中央制御室の可搬型データ表示 装置及び緊急時対策建屋情報把握設備(第 46 条 緊急時対策所)に より記録
伝送	衛星通信により,中央制御室及び緊急時対策所にデータ伝送 なお,本体でも指示値の確認が可能



第 2.1.1 図 可搬型排気モニタリング設備の系統概略図 (主排気筒管理建屋)



第 2.1.2 図 可搬型排気モニタリング設備の系統概略図 (使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)



第2.1.3図 可搬型排気モニタリング設備の伝送概略図

- 3. 放射線監視設備 (環境モニタリング設備)
- 3.1 環境モニタリング設備(モニタリングポスト及びダストモニタ)
- 3.1.1 環境モニタリング設備の配置及び計測範囲

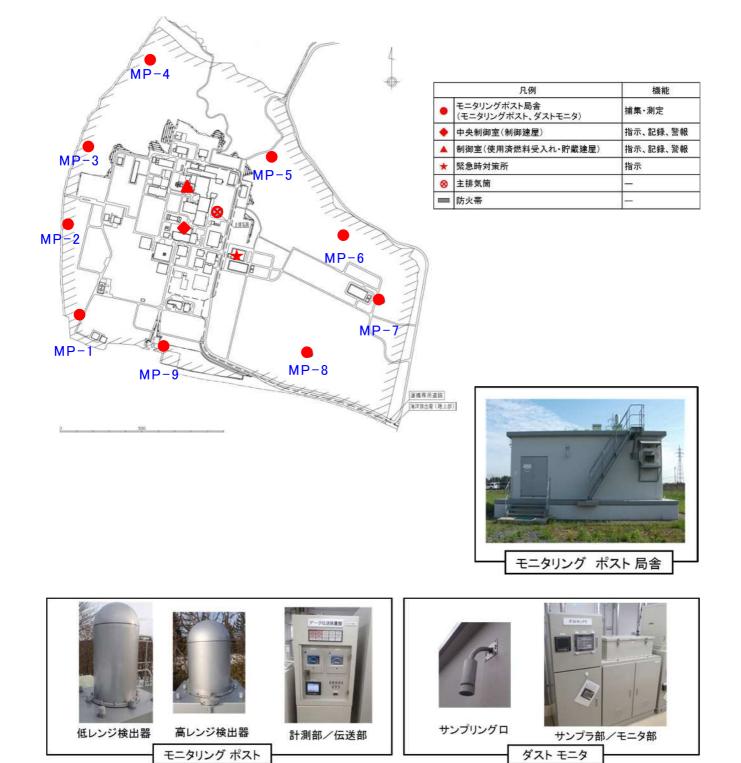
周辺監視区域境界付近に,空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポストを設置している。また,空気中の放射性物質の濃度を監視するため,粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定するダストモニタを設置している。

モニタリングポスト及びダストモニタ (以下,「モニタリングポスト等」という。) は、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。また、モニタリングポスト等の測定値は、緊急時対策所において指示する設計としている。

モニタリングポスト等の計測範囲等を第 3.1.1 表に,配置図及び外観を第 3.1.1 図に示す。

第3.1.1表 モニタリングポスト等の計測範囲等

名称	検出器		計測範囲	警報設定値	台数
モニタリングポスト	低レンジ	NaI (T1) シンチレーション	$10^{-2} \sim 10^{1}$ [μ Gy/h]	計測範囲内 で可変	9
	高レンジ	電離箱	$10^{\circ} \sim 10^{5}$ [μ Gy/h]	計測範囲内 で可変	9
ダスト モニタ	アルファ線用	ZnS(Ag) シンチレーション	(連続集 塵, 連続測定	計測範囲内 で可変	9
	ベータ 線用	プラスチック シンチレーション	時) 10 ⁻² ~10 ⁴ [s ⁻¹]	計測範囲内 で可変	9

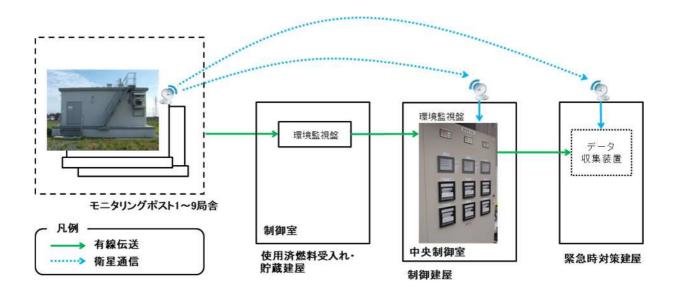


第3.1.1図 モニタリングポスト等の配置図及び外観

3.1.2 モニタリングポスト等の伝送

モニタリングポスト等から中央制御室及び緊急時対策所への 伝送は,有線及び衛星通信により,多様性を有する設計としてい る。

モニタリングポスト等の伝送概略図を第3.1.2図に示す。



第3.1.2図 モニタリングポスト等の伝送概略図

3.1.3 モニタリングポスト等の電源 (無停電電源装置)

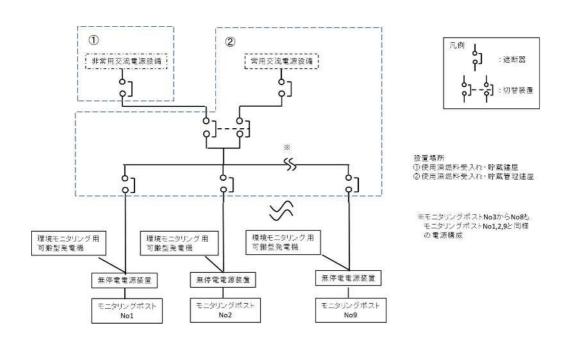
モニタリングポスト等は、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計としている。さらに、 モニタリングポスト等は、短時間の停電時に電源を確保するため、 専用の無停電電源装置を有する設計としている。

無停電電源装置の仕様を第 3.1.2 表に,モニタリングポスト等の電源構成概略図を第 3.1.3 図に示す。

名称	容量	発電方式	バックアップ 時間**	台数	備考
無停電 電源装置	4.0kVA	蓄電池	約6時間	局舎毎 に1台 計9台	停電時に電源を供給できる

第3.1.2表 無停電電源装置の仕様

※ バックアップ時間は、モニタリングポスト等の実負荷により算出



第3.1.3 図 モニタリングポスト等の電源構成概略図

4. 代替モニタリング設備

4.1 可搬型環境モニタリング設備

重大事故等が発生した際に,環境モニタリング設備のモニタリングポスト等が使用できないと判断した場合は,可搬型環境モニタリング設備(可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ)を設置し,周辺監視区域における線量当量率を連続測定するとともに,空気中の放射性物質を捕集及び測定する。

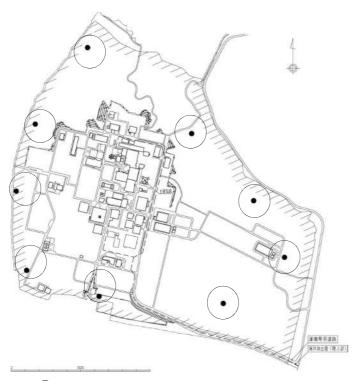
可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、 測定データの連続性を考慮し、環境モニタリング設備のモニタリングポスト等に隣接した位置に設置することを原則とする。

可搬型環境モニタリング設備は、合計 18 台(予備として故障時のバックアップを 9 台)を保管する。可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例を第 4.1.1 図に示す。

可搬型環境モニタリング設備の電源は,可搬型<u>環境モニタリン</u> グ用発電機に接続し,給電する。可搬型<u>環境モニタリング用</u>発電 機に必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第 42 条 電源設備)により運搬し,給油することにより,給電開始か ら7日以上の稼動が可能である。

また,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定データを衛星通信(衛星電話)により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定データは,中央制御室に設置することとしている可搬型データ表示装置により,監視及び記録するとともに,緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備(第46条 緊急時対策所)により監視及び記録する。

可搬型環境モニタリング設備の計測範囲等を第 4.1.1 表, 仕様を第 4.1.2 表, 伝送概略図を第 4.1.2 図に示す。



- 環境モニタリング設備
- 可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例

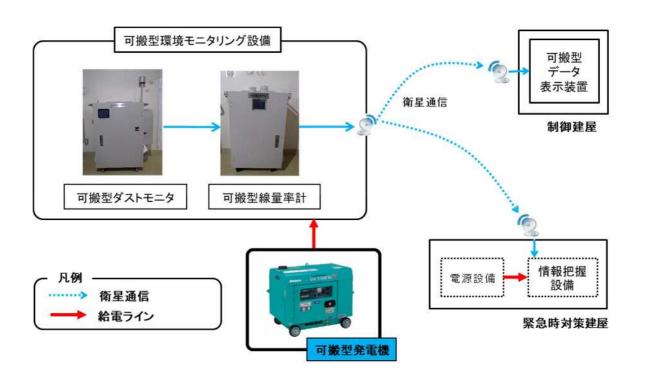
第 4.1.1 図 可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例

第 4.1.1 表 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲等

名称	検出器の種類	電源の 種類	計測範囲	保管場所	台 数 (予備)
可搬型	NaI(T1) シンチレーション	可搬型	B. G. ∼ 100mSv/h		18
線量率計	電離箱又は半導体	発電機	又は mGy/h	外部保管	(9)
可搬型ダス	ZnS(Ag) シンチレーション	可搬型	B. G. ∼	エリア	18
トモニタ	プラスチック シンチレーション	発電機	99.9kmin ⁻¹		(9)

第4.1.2表 可搬型環境モニタリング設備の仕様

項目	内容	
電源	可搬型環境モニタリング用発電機からの給電により7日以上連続の稼動可能 必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第42条電源設備)により運搬し,給油	
記録	測定データは、中央制御室の可搬型データ表示装置及び緊急時対策建屋情報把握設備(第46条 緊急時対策所)により記録	
伝送	衛星通信により、中央制御室及び緊急時対策所にデータ伝送 なお、本体でも指示値の確認が可能	



第4.1.2図 可搬型環境モニタリング設備の伝送概略図

4.2 可搬型建屋周辺モニタリング設備

重大事故等が発生した際に、環境モニタリング設備のモニタリングポスト等が使用できないと判断した場合は、可搬型建屋周辺モニタリング設備(ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA))により、重大事故等の発生が想定される前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺の線量当量率を測定するとともに、管理区域の出入管理を行う出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。

臨界事故が発生した場合は,可搬型建屋周辺モニタリング設備 (ガンマ線用サーベイメータ(SA)及び中性子線用サーベイメ ータ(SA))により,臨界事故の発生が想定される前処理建屋 又は精製建屋周辺の線量当量率を測定する。

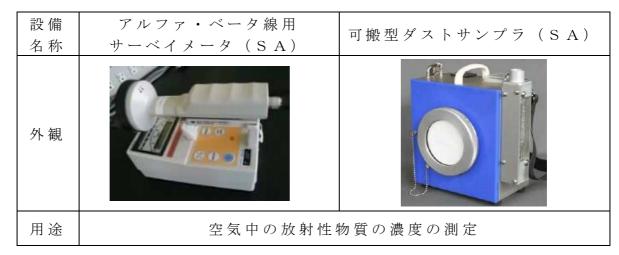
可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定は,可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間,定期的に実施し,測定結果を重大事故等通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備)により中央制御室に連絡する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) は合計 16台 (予備として故障時のバックアップを8台),中性子線用サーベイメータ (SA) は合計 4台 (予備として故障時のバックアップを2台),アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は合計 6台

(予備として故障時のバックアップを3台)を保管する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備の外観を第 4.2.1 図に,仕様を第 4.2.1 表に示す。

設備名称	ガンマ線用サーベイメータ (SA)	中性子線用サーベイメータ (SA)	
外観			
用途	線量当量率の測定		



第 4.2.1 図 可搬型建屋周辺モニタリング設備の外観

第4.2.1表 可搬型建屋周辺モニタリング設備の仕様

名称	検出器の種類	電源の種類	保管 場所	台数 (予備)
ガンマ線用 サーベイメータ (SA)	半導体	乾電池又は 充電池式		16 (8)
中性子線用 サーベイメータ (SA)	³ H e 計数管	乾電池又は 充電池式	・制御建屋 ・使 用 済 燃 料 受入れ・	4 (2)
アルファ・ ベータ線用 サーベイメータ (SA)	Z n S (A g) シンチレーション プラスチック シンチレーション	乾電池又は 充電池式 乾電池又は 充電池式	貯蔵建屋・外部保管エ リア	6 (3)
可搬型ダスト サンプラ (SA)	-	乾電池又は 充電池式		6 (3)

5. 試料分析関係設備

5.1 放出管理分析設備

気体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため,放出管理分析設備を備えている。

重大事故等時,主排気筒の排気サンプリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料の放射性物質の濃度を測定するため、放出管理分析設備を使用する。

放出管理分析設備による試料の測定結果及び評価結果は,重大 事故等通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設 備)により中央制御室に連絡する。

放出管理分析設備の外観を第 5.1.1 図に、仕様を第 5.1.1 表に示す。

設 備 名 称	放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)	放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)
外観		
用途	粒子状放射性物質 (アルファ線・ベータ線) 測定	炭素-14, トリチウム測定



第 5.1.1 図 放出管理分析設備の外観

第5.1.1表 放出管理分析設備の仕様

設備	検出器	用途
放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)	ガスフローカウンタ	粒子状放射性物質 (アルファ線・ベータ線) 測定
放射能測定装置 (液体シンチレーション カウンタ)	光電子増倍管	炭素-14, トリチウム測定
核種分析装置	Ge 半導体	放射性よう素測定 粒子状放射性物質 (ガンマ線) 測定

については商業機密の観点から公開できません。

5.2 環境試料測定設備

周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため,環境試料測定設備を備えている。

ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した試料並びに 敷地内において採取した試料の放射性物質の濃度を測定するた め、環境試料測定設備を使用する。

環境試料測定設備による試料の測定結果及び評価結果は,重大 事故等通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設 備)により緊急時対策所に連絡する。

環境試料測定設備の外観を第 5.2.1 図に、仕様を第 5.2.1 表に示す。

設備名称	核種分析装置
外観	
用途	粒子状放射性物質 (ガンマ線) 測 定

第5.2.1 図 環境試料測定設備の外観

第5.2.1表 環境試料測定設備の仕様

設 備	検出器	用途
核種分析装置	Ge 半導体	Ru-106, Cs-137 測定

6. 代替試料分析関係設備

6.1 可搬型試料分析設備

主排気筒の排気サンプリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は,定期的及び大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し,可搬型試料分析設備(可搬型放射能測定装置,可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置)により放射能を測定し,主排気筒又は北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は,重大事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)により中央制御室に連絡する。

また、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的及び大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備(可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置)により放射能を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、重大事故等通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備)により緊急時対策所に連絡する。

可搬型試料分析設備のうち,可搬型放射能測定装置及び可搬型トリチウム測定装置は合計2台(予備として故障時のバックアップを1台),可搬型核種分析装置は合計4台(予備として故障時のバックアップを2台)を保管する。

可搬型試料分析設備の外観を第 6.1.1 図に、仕様を第 6.1.1 表に示す。

設備名称	可搬型放射能測定装置	可搬型核種分析装置
外観		ORTEC AMETER
用途	粒子状放射性物質 (アルファ線・ベータ線) 測 定	粒子状放射性物質 (ガンマ 線),放射性よう素測定



第6.1.1図 可搬型試料分析設備の外観

第6.1.1表 可搬型試料分析設備の仕様

名称	検出器の種類	電源の種類	保管場所	台 数 (予備)
可搬型放射能測定装置	Z n S (A g) シンチレーション プラスチック シンチレーション	乾電池又は 充電池式	・主 排 気 筒 管	2 (1)
可搬型核種 分析装置	Ge 半導体	可搬型 <u>排気</u> モニタリン <u>グ用</u> 発電機	理建屋・外部保管エリア	4 (2)
可搬型トリチウム測定装置	光電子増倍管	可搬型 <u>排気</u> モニタリン <u>グ用</u> 発電機		2 (1)

7. 環境管理設備(放射能観測車)

補 1-7-24

7.1 放射能観測車

平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の 放射性物質の濃度を迅速に測定するため,空間放射線量率測定器, 中性子線用サーベイメータ,ダストサンプラ,よう素サンプラ及 び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を 配備している。

重大事故等時,最大濃度地点又は風下方向における空気中の 放射性物質の濃度及び線量を測定するため,放射能観測車を使 用する。

放射能観測車による測定結果は,重大事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)により中央制御室に連絡する。

放射能観測車に必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)により運搬し,給油することにより,給電開始から7日以上の稼動が可能な設計とする。

放射能観測車の搭載機器及び外観を第7.1.1表に示す。

また,原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき, 放射能観測車 11 台の協力を受けることが可能である。

第7.1.1表 放射能観測車の搭載機器及び外観

【主要な搭載機器】

機器名称		検出器
空間放射線	低レンジ	NaI (T1) シンチレーション
量率測定器	高レンジ	電離箱
ダストサン	プラ	_
よう素サン	プラ	_
	ダスト	Z n S (A g) シンチレーション
放射能測定器		プラスチックシンチレーション
	よう素	NaI (T1) シンチレーション
無線通話装置		_

【その他の搭載機器】

機器名称 NaI(T1)シンチレーション サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ

アルファ・ベータ線用サーベイメータ

【放射能観測車の外観 (例)】



8. 代替放射能観測設備

8.1 可搬型放射能観測設備

重大事故等が発生した際に、放射能観測車が使用できないと判断した場合は、可搬型放射能観測設備(ガンマ線用サーベイメータ(NaI(T1)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA))により、最大濃度地点又は風下方向における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。測定結果は、重大事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)により緊急時対策所に連絡する。

可搬型放射能観測設備は、合計2台(予備として故障時のバックアップを1台)を保管する。

可搬型放射能観測設備の外観を第 8.1.1 図に,仕様を第 8.1.1 表に示す。

設備	ガンマ線用サーベイメータ (SA)		
名称	NaI (T1) シンチレーション サーベイメータ (SA)	電離箱サーベイメータ (SA)	
外観			
用途	空間放射線量率の測定 放射性よう素の測定	空間放射線量率の測定	

設備名称	アルファ・ベータ線用 サーベイメータ (S A)	可搬型ダスト・よう 素サンプラ(SA)	中性子線用サーベイメータ(SA)
外観			
用途	粒子状放射性物質 (アルファ線・ベータ 線) 測定	粒子状放射性物質・ 放射性よう素の捕集	線量当量率の測定

第8.1.1図 可搬型放射能観測設備の外観

第8.1.1表 可搬型放射能観測設備の仕様

名称	検出器の種類	電源の種類	保管 場所	台 数 (予 備)
ガンマ線用サーベ	NaI(Tl) シンチレーション	乾電池又は 充電池式		2 (1)
イメータ (SA)	電離箱	乾電池又は 充電池式		2 (1)
アルファ・ベータ	Ζ n S (A g) シンチレーション	乾電池又は 充電池式	外部保管	2
線用サーベイメー タ (SA)	プラスチック シンチレーション	乾電池又は 充電池式	エリア	(1)
可搬型ダスト・よ う素サンプラ (S A)	_	乾電池又は 充電池式		2 (1)
中性子線用サーベ イメータ (SA)	³ H e 計数管	乾電池又は 充電池式		2 (1)

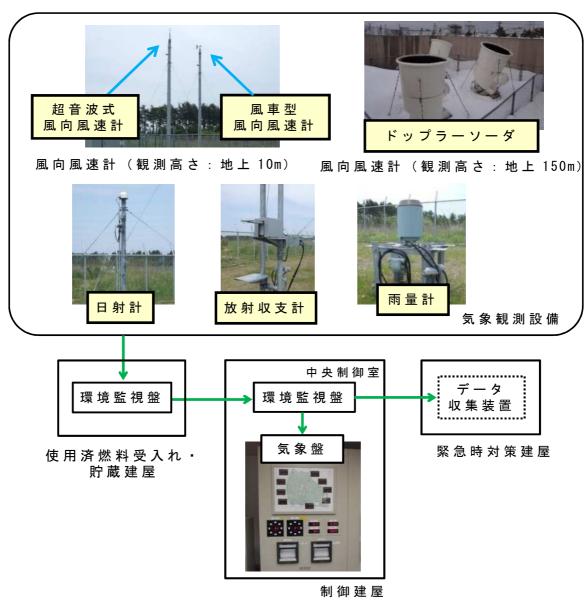
9. 環境管理設備(気象観測設備)

9.1 気象観測設備

敷地周辺の公衆の線量評価に資するため,風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量を観測し,記録する気象観測設備を設置している。

気象観測設備は、その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に 伝送する設計としている。

気象観測設備の外観及び伝送概略図を第9.1.1図に示す。



第 9.1.1 図 気象観測設備の外観及び伝送概略図 補 1-7-30

10. 代替気象観測設備

10.1 可搬型気象観測設備

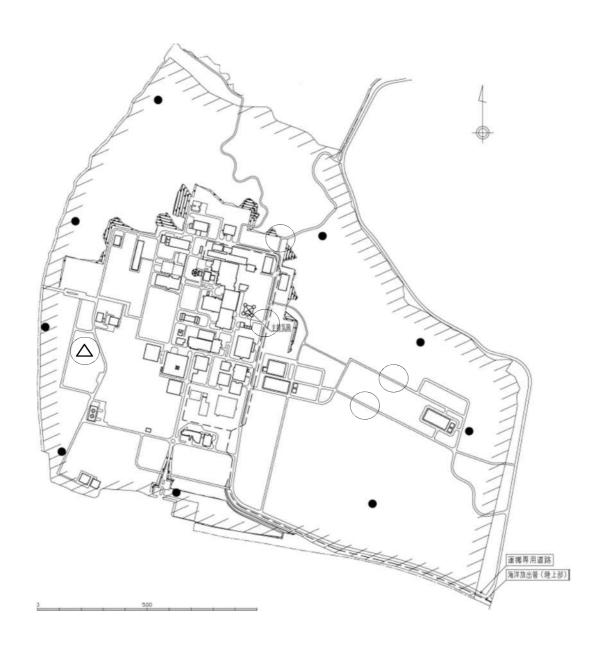
重大事故等が発生した際に,気象観測設備が使用できないと判断した場合は,可搬型気象観測設備を設置し,敷地内の風向,風速,日射量,放射収支量及び雨量を測定する。可搬型気象観測設備は,敷地内の周囲に大きな障害物のない開けた場所に設置する。

可搬型気象観測設備は、合計3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)を保管する。可搬型気象観測設備の設置場所の例を第10.1.1図に示す。

可搬型気象観測設備の電源は,可搬型<u>気象観測用</u>発電機に接続し,給電する。可搬型<u>気象観測用</u>発電機に必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)により運搬し,給油することにより,給電開始から7日以上の稼動が可能である。

また,可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し,測定データを衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定データは,中央制御室に設置することとしている可搬型データ表示装置により記録するとともに,緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備(第 46 条緊急時対策所)により記録する。

可搬型気象観測設備の仕様を第 10.1.1 表に、伝送概略図を第 10.1.2 図に示す。



可搬型気象観測設備の設置場所の例

△ 気象観測設備

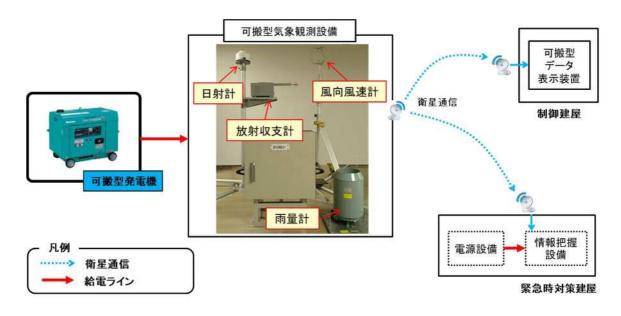
環境モニタリング設備

第 10.1.1 図 可搬型気象観測設備の設置場所の例

第 10.1.1表 可搬型気象観測設備の仕様

項目	内容
台数	3 台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)
保管場所	外部保管エリア
測定項目	風向*, 風速*, 日射量*, 放射収支量*及び雨量
電源	可搬型 <u>気象観測用</u> 発電機からの給電により7日以上連続の 稼動可能 必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第 42条 電源設備)により運搬し,給油
記録	測定データは、中央制御室の可搬型データ表示装置及び緊急時対策建屋情報把握設備(第 46 条 緊急時対策所)により記録
伝送	衛星通信により,中央制御室及び緊急時対策所にデータ伝送 なお,本体でも指示値の確認が可能

※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める測定項目



第10.1.2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図

10.2 可搬型風向風速計

重大事故等が発生した際に,気象観測設備が使用できないと判断した場合は,可搬型風向風速計により,敷地内の周囲に大きな障害物のない開けた場所にて風向及び風速を測定する。

可搬型風向風速計による測定は,可搬型気象観測設備を設置するまでの間,定期的に実施し,測定結果を重大事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)により中央制御室に連絡する。

可搬型風向風速計は,合計3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)を保管する。可搬型風向風速計の外観を第10.2.1図に,仕様を第10.2.1表に示す。



第10.2.1図 可搬型風向風速計の外観

第 10.2.1表 可搬型風向風速計の仕様

項目	内容	
台数	3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2台)	
保管場所	主排気筒管理建屋、外部保管エリア	
測定項目	風向及び風速	
電源	不要	

11. 環境モニタリング用代替電源設備

11.1 環境モニタリング用可搬型発電機

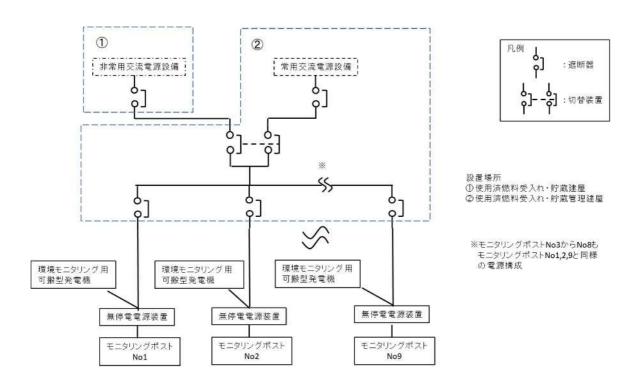
環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機は,環境モニタリング設備の うちモニタリングポスト等の電源が喪失したと判断した場合は, モニタリングポスト等の設置場所に運搬し,代替電源として給電 に用いる。

環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機は合計 19 台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 10 台)を保管する。

環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機に必要となる軽油は,軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第 42 条 電源設備)により運搬し,給油することにより,給電開始から7日以上の稼動が可能である環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機の仕様を第 11.1.1 表に,電源構成概略図を第 11.1.1 図に示す。

第 11.1.1 表 環境モニタリング用可搬型発電機の仕様

項目	内容
台数	19 台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 10 台)
保管場所	外部保管エリア
定格容量	5 kVA
給電負荷	モニタリングポスト: 0.9KVA ダストモニタ: 1.5kVA



第 11.1.1 図 電源構成概略図

12. 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型気象観測データ伝送装置 置及び可搬型データ表示装置

代<u>替モ</u>ニタリング設備,代替気象観測設備の可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型気象観測用データ伝送装置(以下,「可搬型データ伝送装置等」という。)及び可搬型データ表示装置は,可搬型排気モニタリング設備のうち可搬型ガスモニタ,可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定データを衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し,監視及び記録する。

可搬型データ伝送装置等は、合計 24 台(予備として故障時のバックアップを 12 台)を保管する。可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置が代替気象観測設備の可搬型データ表示装置を兼ね、合計 2 台(予備として故障時のバックアップを 1 台)を保管する。

可搬型データ伝送装置等の電源は、代<u>替モニタリング設備、代</u>替気象観測設備の可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境 モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機に接続し、給電する。可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機に必要となる軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリ(第42条電源設備)により運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。

可搬型データ伝送装置等<u>及び可搬型データ表示装置</u>の外観を第 12.1.1 図に、仕様を第 12.1.1 表、系統概要図を第 12.1.2 図

に示す。

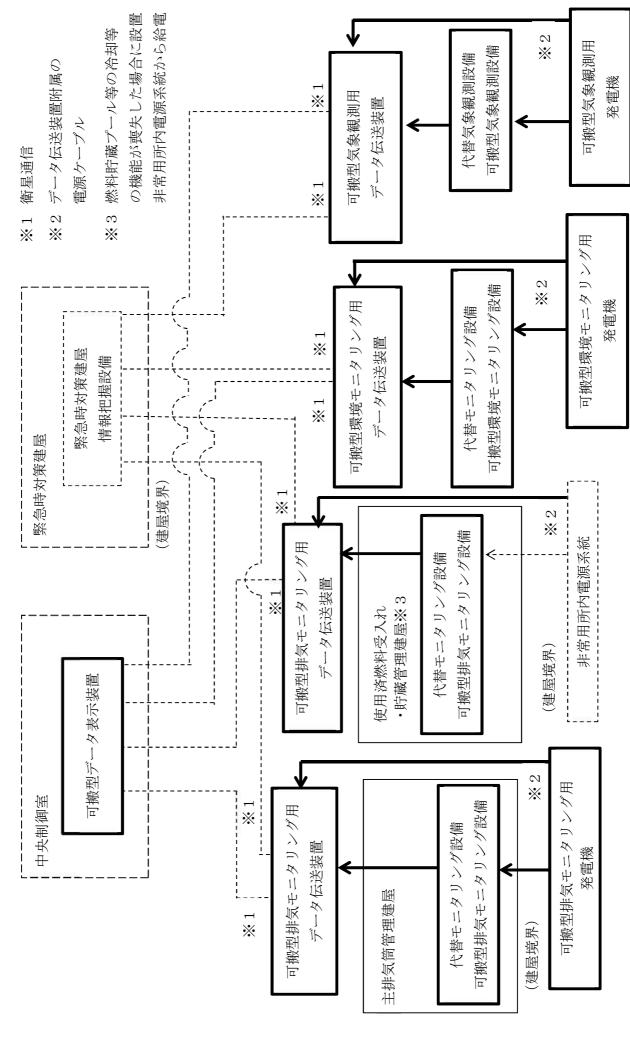
設備 名称	可搬型データ伝送装置	可搬型データ表示装置
外観		
用途	監視測定データを 衛星通信により伝送	伝送された監視測定データの 表示及び記録

第 12.1.1 図 可搬型データ伝送装置等及び

可搬型データ表示装置の外観

第 12.1.1 表 可搬型データ伝送装置等の仕様

名 称		電源の種類	保管場所	台数 (予備)
代替排気 モニタリング設備	可搬型データ伝送装置	可搬型発電機 又は非常用所 内電源系統	・主排気筒 管理建屋 ・外部保管 エリア	4 (2)
代替環境 モニタリング設備	可搬型 データ伝送装置	可搬型発電機	外部保管エリア	18 (9)
代替気象観測	可搬型データ伝送装置	可搬型発電機	外部保管エリア	2 (1)
代替排気 モニタリング設備	可搬型データ表示装置	乾電池又は 充電池式	・制御建屋 ・外部保管 エリア	2 (1)



補 1-7-39

可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図

第 12.1.2 図

13. 可搬型重大事故等対処設備の数量の考え方

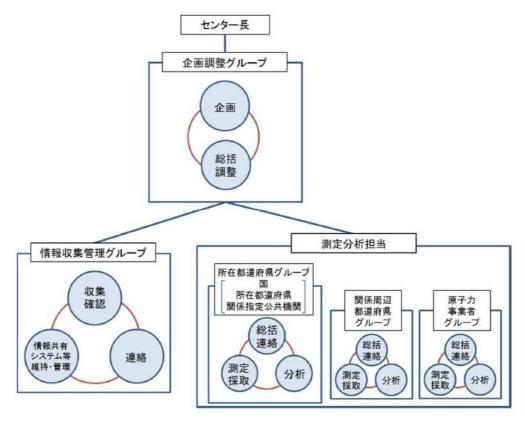
可搬型重大事故等対処設備は,想定される重大事故等への対処 に必要な容量等を有する設備を必要数確保するとともに,故障時 のバックアップとして予備を必要数以上確保する。

また,以下の可搬型重大事故等対処設備は,保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を確保する。その他の可搬型重大事故等対処設備は,事業所内において保守点検を行うことにより,保守点検時においても速やかに復旧して対処が可能であるため,保守点検による待機除外時のバックアップを考慮しない。

- ・代<u>替モ</u>ニタリング設備監視測定用運搬車可搬型排気モニタリング用発電機
- 代替試料分析関係設備 可搬型発電機
- 代<u>替モ</u>ニタリング設備監視測定用運搬車可搬型環境モニタリング用発電機
- 代替気象観測設備
 可搬型気象観測設備
 可搬型風向風速計
 監視測定用運搬車
 可搬型気象観測用発電機
- 環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリン<u>グ用</u>可搬型発電機 監視測定用運搬車

補 1-7-40

- 14. 再処理施設敷地外の緊急時モニタリング体制
 - (1) 原子力災害対策指針(原子力規制委員会 令和元年7月3日 一部改正)に従い,国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて,第14.1.1 図及び第14.1.1 表のとおり国,地方公共団体,原子力事業者及び関係指定公共機関と連携を図りながら,敷地外のモニタリングを実施する。



第 14.1.1 図 緊急時モニタリングセンターの体制図

第 14.1.1 表 (1/2)

	機能	人員構成
企画調整	・ 緊 急 時 モ ニ タ リ ン グ セ ン	・上席放射線防災専門官を企
グループ	ター内の総括的業務を担う	画調整グループ長,所在都道府
	とともに、緊急時モニタリ	県センター長等を企画調整グ
	ングの実施内容の検討、指	ループ長補佐として配置する。
	示等の業務を行なう。	• 国, 所在都道府県, 関係周辺
		都道府県,原子力事業者及び関
		係指定公共機関等で構成する。

第 14.1.1 表 (2/2)

	機能	人員構成
情報収集	・緊急時モニタリングセン	・国の職員(原子力規制庁監視
管理グル	ター内における情報の収集	情報課)を情報収集管理グルー
ープ	及び管理業務を担うととも	プ長とし, 国, 所在都道府県,
	に、緊急時モニタリングの	関係周辺都道府県,原子力事業
	結果の共有、緊急時モニタ	者及び関係指定公共機関等で
	リングに係る関連情報の収	構成する。
	集等の業務を行う。	
測定分析	・企画調整グループで作成	· 所在都道府県, 関係周辺都道
担当	された指示書に基づき、必	府県,原子力事業者のグループ
	要に応じて安定ヨウ素剤を	で構成し、それぞれに全体を統
	服用したのち測定対象範囲	括するグループ長を配置して
	の測定業務を行う。	活動を行う。

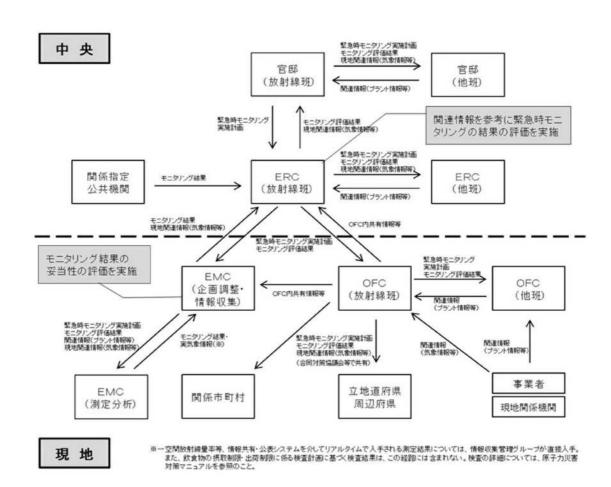
出典:緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版(令和元年 6月25日)

(2) 原子力事業者防災業務計画において,以下の状況を把握 し,オフサイトセンターに所定の様式にて報告を行なうこ ととしている。

【オフサイトセンターへ報告する事項】

- ①特定事象の発生箇所
- ② 特定事象の発生時刻
- ③ 特定事象の種類
- ④ 発生事象と対応の概要
- ⑤ その他の事項の対応
- ⑥施設状況
- ⑦ 放射性物質放出見通し
- ⑧放射性物質の放出状況

- ⑨ モニタ及び気象情報
- ⑩ その他
- (3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第14.1.2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ報告する事項(プラント情報、気象情報等)を報告し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターへ共有することとなる。



第 14.1.2 図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典:緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足 参考資料)第 6 版(令和元年 7 月 5 日)

15. 他の原子力事業者との協力体制

原子力災害が発生した場合,他の原子力事業者との協力体制を構築するため,原子力災害時における原子力事業者間協力協定(以下「原子力事業者間協力協定」という。)を締結している。

(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景

平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が 周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応 援活動を実施した。

この経験を踏まえ、平成 12 年 6 月に施行された原子力 災害対策特別措置法の内容とも整合性を取りながら、原子 力事業者間協力協定を締結した。

(2) 原子力事業者間協力協定(内容) (目的)

本協定は、原子力災害対策特別措置法第 14 条※の精神に基づき、国内原子力事業所(事業社外運搬途上を含む。以下同じ。)において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者としての責務を全うすることを目的とする。

※原子力災害対策特別措置法第 14 条 (他の原子力事業所への協力)

原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る 緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の 派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策 の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

(事業者)

電力10社(北海道,東北,東京,中部,北陸,関西,中国,四国,九州,電源開発),日本原子力発電,日本原燃

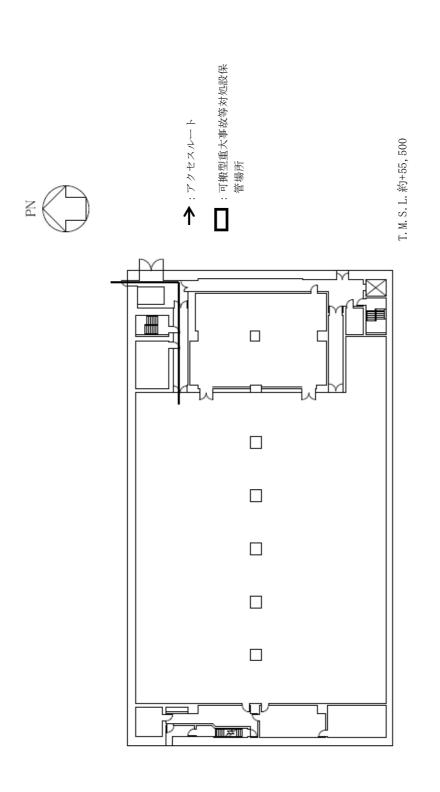
(協力の内容)

協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、緊急時モニタリング、避難退避時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずるものとする。

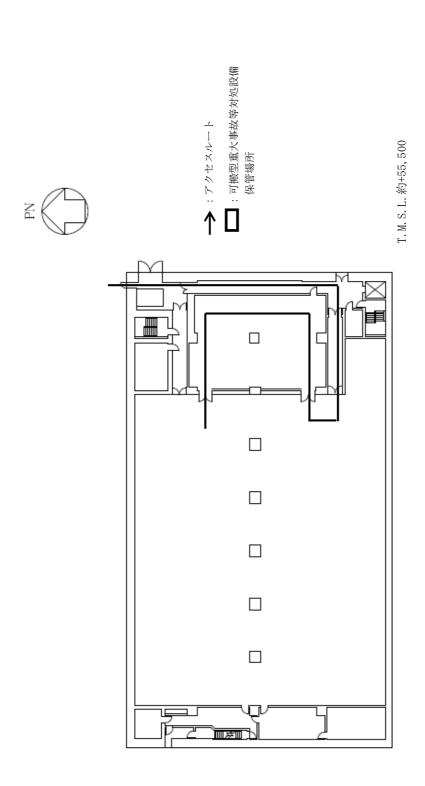
令和 4 月 13 日 Rev3

補足説明資料 1-11 (45条)

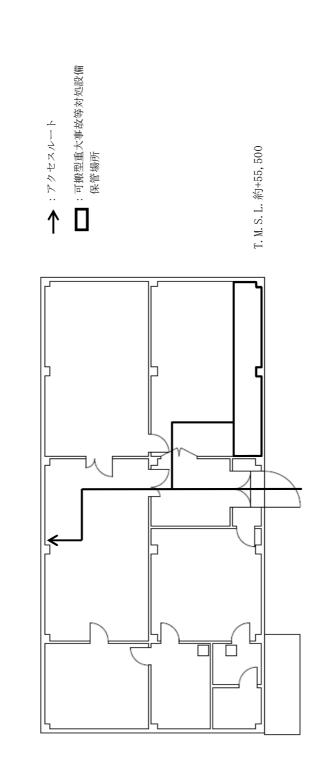
アクセスルート図



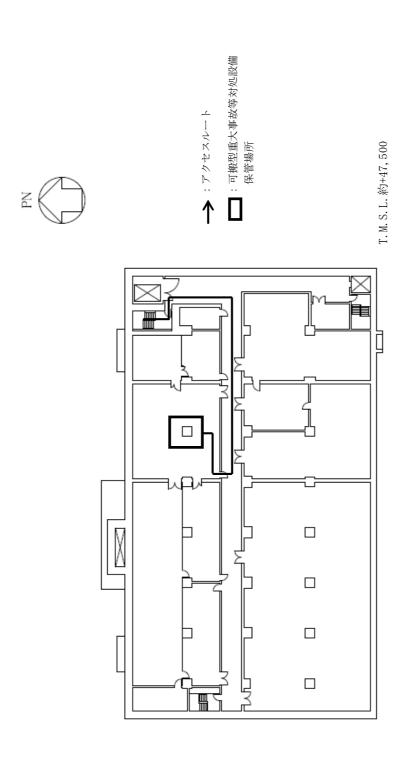
排気モニタリングのアクセスルート 制御建屋(第1アクセスルート)(北ルート)(地上1階) 第1図



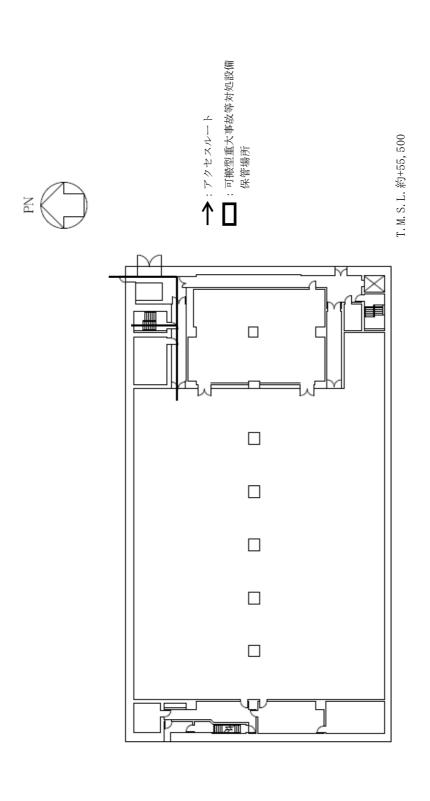
排気モニタリングのアクセスルート 制御建屋 (第1アクセスルート) (南ルート) (地上1階) 第2図



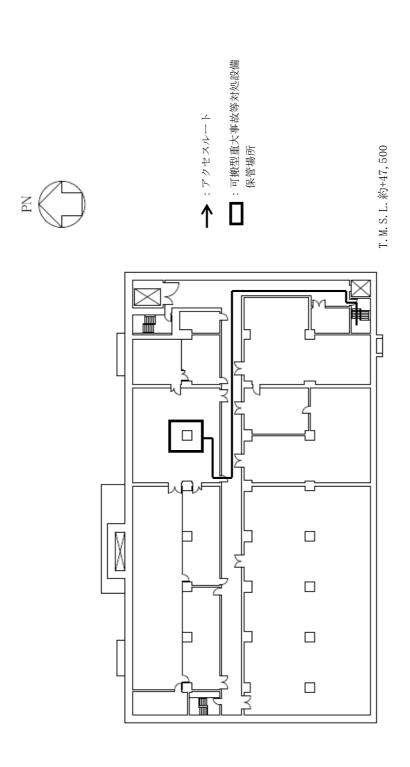
排気モニタリングのアクセスルート 主排気筒管理建屋(第1アクセスルート)(地上1階) 第3図



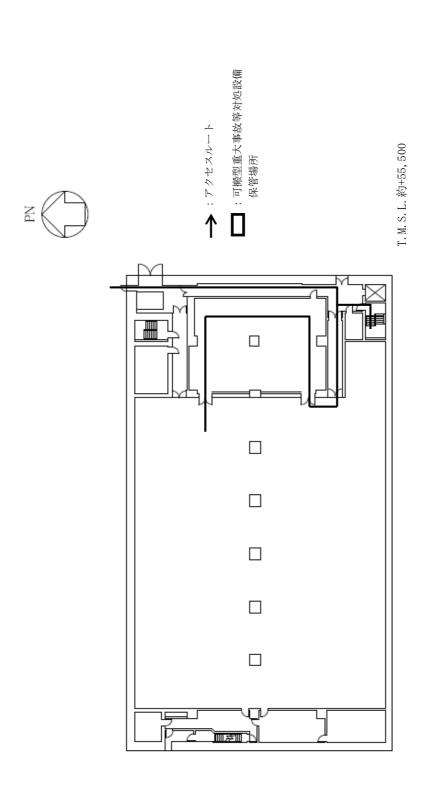
(第2アクセスルート)(北ルート)(地下1階) 制御建屋 排気モニタリングのアクセスルート 第4図



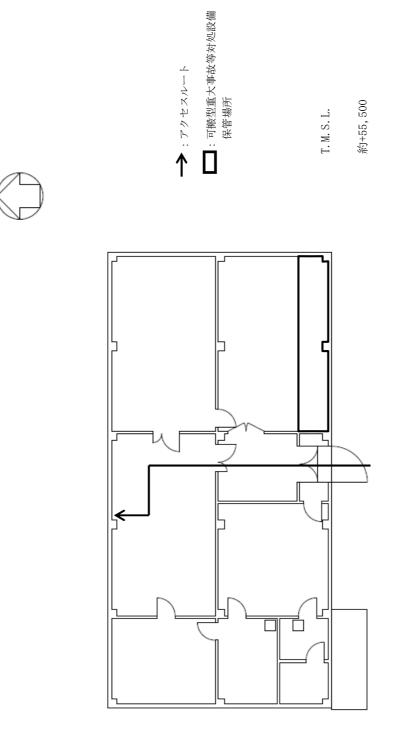
制御建屋 (第2アクセスルート) (北ルート) (地上1階) 排気モニタリングのアクセスルート 第5図



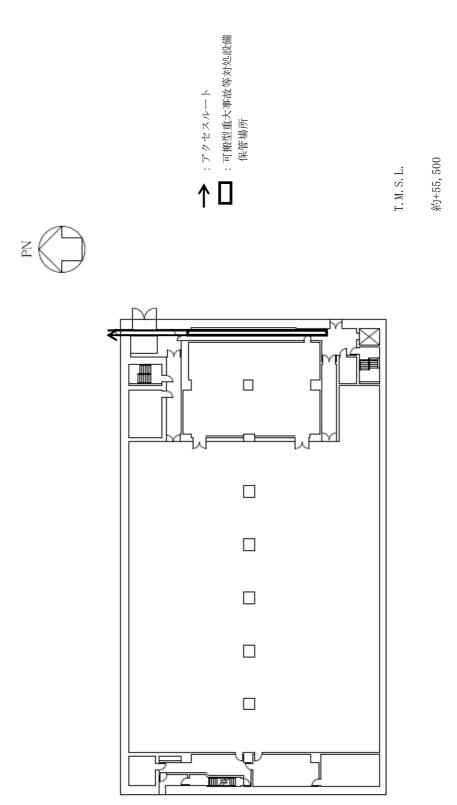
排気モニタリングのアクセスルート 制御建屋 (第2アクセスルート) (南ルート) (地下1階) 第6図



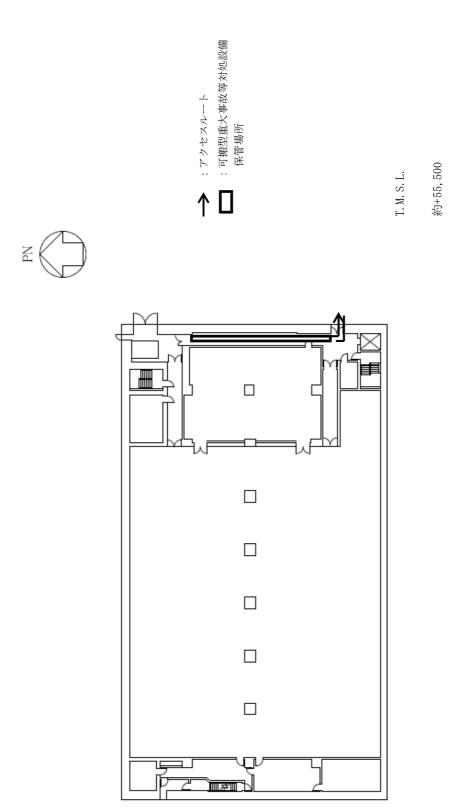
制御建屋 (第2アクセスルート) (南ルート) (地上1階) 排気モニタリングのアクセスルート 第7図



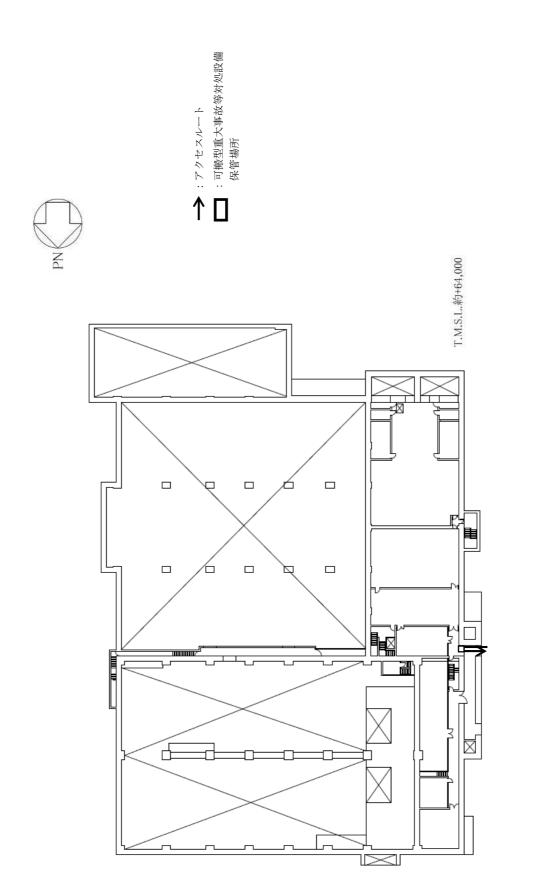
排気モニタリングのアクセスルート 主排気筒管理建屋 (第2アクセスルート) (地上1階) 第8図



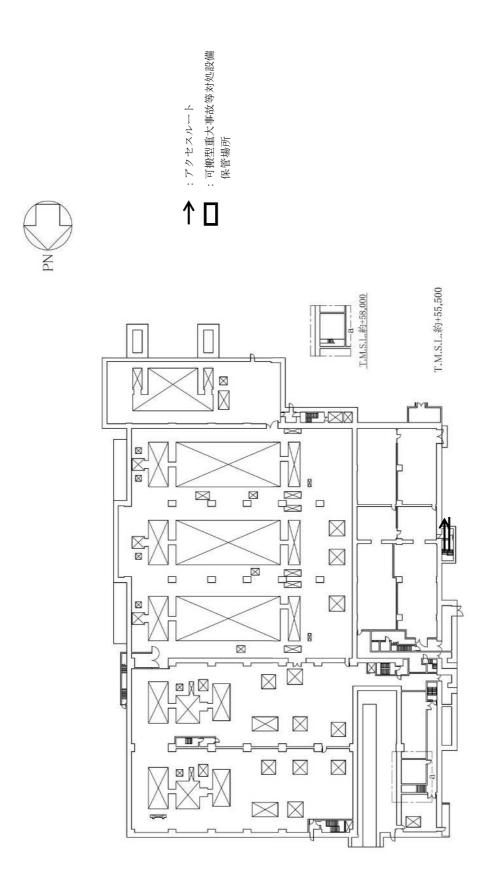
環境モニタリングのアクセスルート 制御建屋(北ルート)(地上1階) 第9区



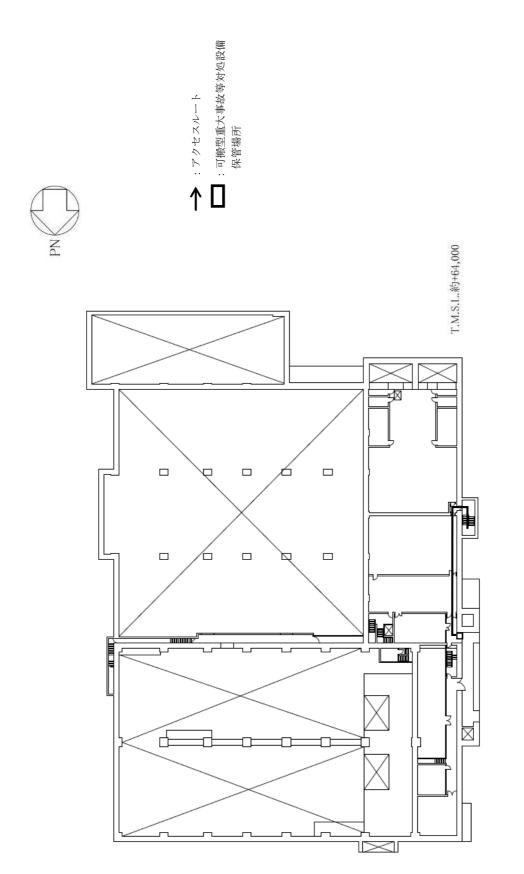
制御建屋(南ルート)(地上1階) 環境モニタリングのアクセスルート 第 10 図



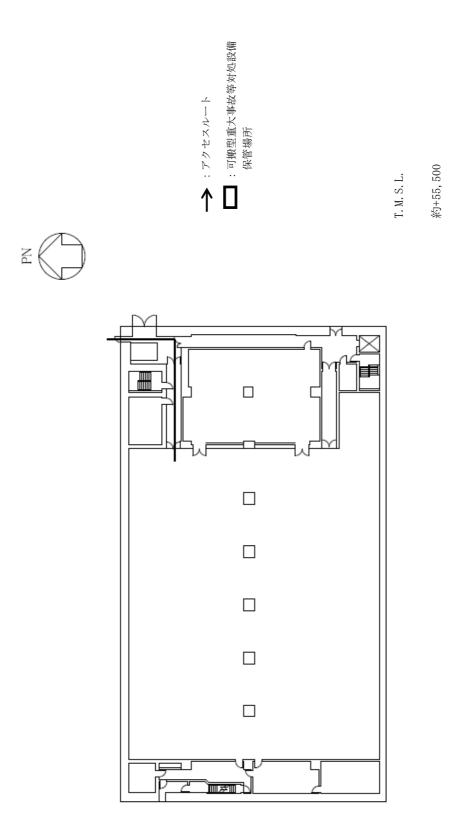
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上2階) 環境モニタリングのアクセスルート 第 11 図



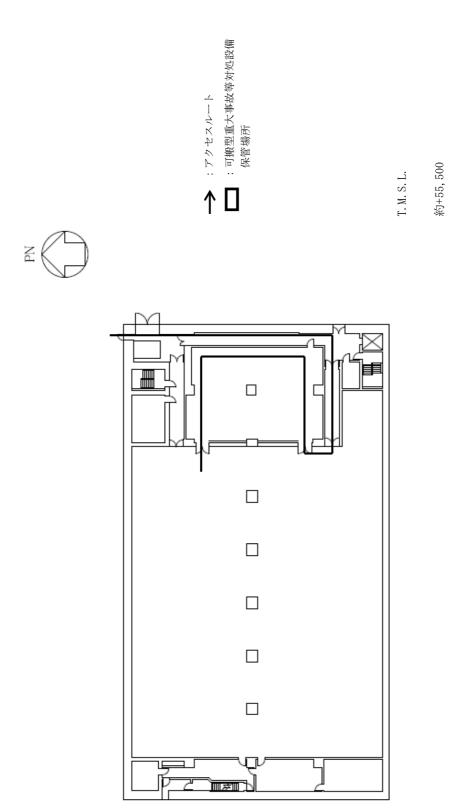
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上1階) 環境モニタリングのアクセスルート 第 12 図



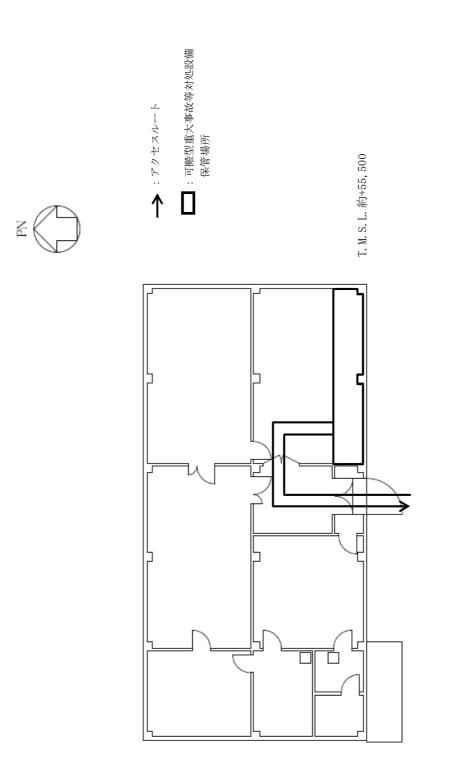
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 (南ルート) (地上2階) 環境モニタリングのアクセスルート 第13図



第14図 気象観測のアクセスルート 制御建屋(北ルート)(地上1階)



気象観測のアクセスルート 制御建屋(南ルート)(地上1階) 第 15 図



第16図 気象観測のアクセスルート 主排気筒管理建屋(地上1階)

令和 2 年 4 月 13 日 Rev7

補足説明資料 1-12 (45条)

自主対策設備

1. 自主対策設備

自主対策設備は、重大事故等発生時には機能の維持を担保で きないが、監視測定に係る対応を迅速に行う観点から、機能喪失 していない場合に使用する。

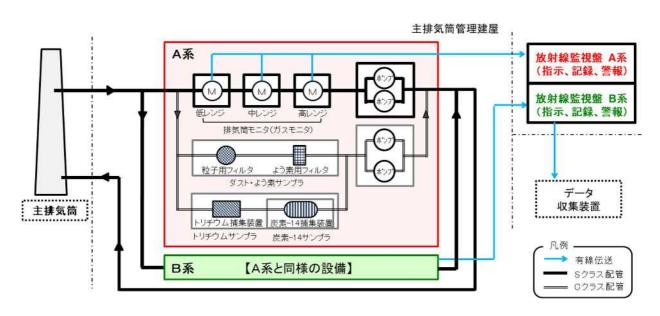
1.1 主排気筒の排気モニタリング設備

主排気筒には、大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視 及び測定するため、排気モニタリング設備(排気筒モニタ及び 排気サンプリング設備)を設置している。

排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計としている。

排気サンプリング設備には、よう素用フィルタ、粒子用フィルタ、炭素-14 捕集装置及びトリチウム捕集装置を設けている。排気サンプリング設備により捕集した試料は、定期的又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収して測定する。

排気モニタリング設備の系統概要図を第1図に,外観を第2図に,仕様を第1表に示す。



第1図 排気モニタリング設備(主排気筒)の系統概要図







排気筒モニタ

ダスト・よう素 サンプラ

トリチウムサンプラ 炭素-14サンプラ

第2図 排気モニタリング設備(主排気筒)の外観

第1表 排気モニタリング設備(主排気筒)の仕様

設備		検出器	計測範囲	警報設定値	台数	備考
	低レンジ	プラスチック シンチレーション	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	非常用。所有電源系統
排気筒モニタ	中レンジ	プラスチック シンチレーション	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	<u>(第42</u> 条 電源
	高レンジ	電離箱	$10^{-12} \sim 10^{-7}$ [A]	計測範囲内 で可変	2	<u>設備)</u> に接続
ダスト・よう素 サンプラ		_			2	
炭素-14 サンプラ		_	_	_	2	
トリチウム サンプラ		_		_	2	

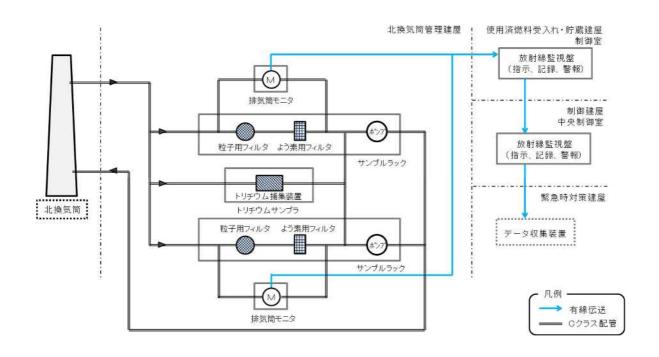
1.2 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備

北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)には、大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、排気モニタリング設備(排気筒モニタ及び排気サンプリング設備)を設置している。

排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計としている。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計としている。

排気サンプリング設備には、よう素用フィルタ、粒子用フィルタ及びトリチウム捕集装置を設けている。排気サンプリング設備により捕集した試料は、定期的又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収して測定する。

排気モニタリング設備の系統概要図を第3図に,外観を第4図に,仕様を第2表に示す。



第3図 排気モニタリング設備(北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒))の系統概要図



第4図 排気モニタリング設備(北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒))の外観

第2表 排気モニタリング設備(北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒))の仕様

設備	検出器	計測範囲	警報設定値	台数	備考
排気筒モニタ	プラスチック シンチレーション	$10 \sim 10^6$ [min ⁻¹]	計測範囲内 で可変	2	非常用所內電
サンプルラック	_	-	-	2	源系統に接続
トリチウム サンプラ	_	_	_	1	

1.3 環境モニタリング設備(モニタリングポスト及びダストモニタ)

(1) モニタリングポスト等の配置及び計測範囲

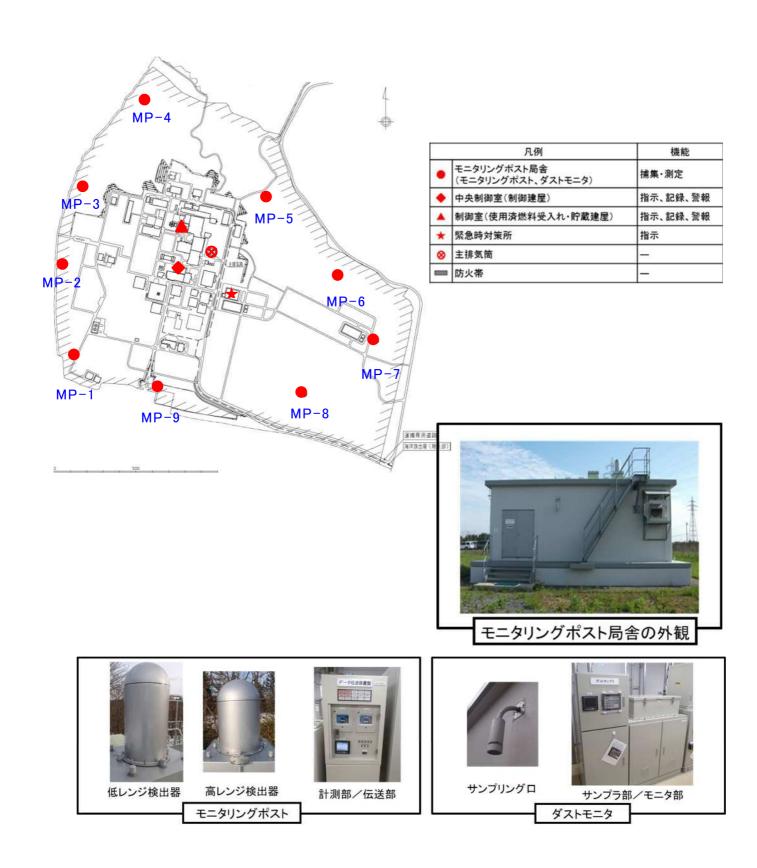
周辺監視区域境界付近に,空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポストを設置している。また,空気中の放射性物質の濃度を監視するため,粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設置している。

モニタリングポスト及びダストモニタ(以下,「モニタリングポスト等」という。)は,その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し,放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは,警報を発する設計としている。また,モニタリングポスト等の測定値は,緊急時対策所において指示する設計としている。

モニタリングポスト等の計測範囲等を第3表に,配置図及び外観を第5図に示す。

第3表 モニタリングポスト等の計測範囲等

名称	検出器		計測範囲	警報設定値	台数
モニタリングポスト	低レンジ	NaI (T1) シンチレーション	$10^{-2} \sim 10^{1}$ [μ Gy/h]	計測範囲内 で可変	9
	高レンジ	電離箱	$10^{\circ} \sim 10^{\circ}$ [μ Gy/h]	計測範囲内 で可変	9
ダスト	アルファ 線用	ZnS(Ag) シンチレーション	(連続集 塵, 連続測定	計測範囲内 で可変	9
モニタ	ベータ線用	プラスチック シンチレーション	時) 10 ⁻² ~10 ⁴ [s ⁻¹]	計測範囲内 で可変	9

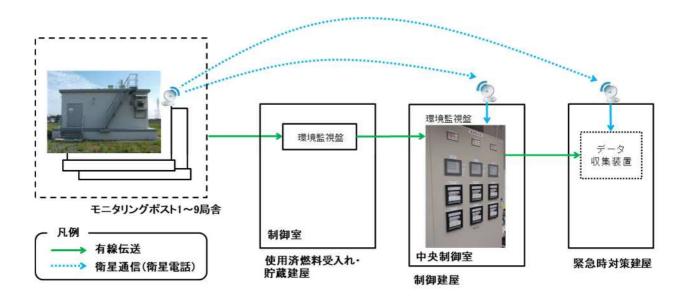


第5図 モニタリングポスト等の配置図及び外観

(2) モニタリングポスト等の伝送

モニタリングポスト等から中央制御室及び緊急時対策所への 伝送は,有線及び衛星通信により,多様性を有する設計としてい る。

モニタリングポスト等の伝送概略図を第6図に示す。



第6図 モニタリングポスト等の伝送概略図

(3) モニタリングポスト等の電源

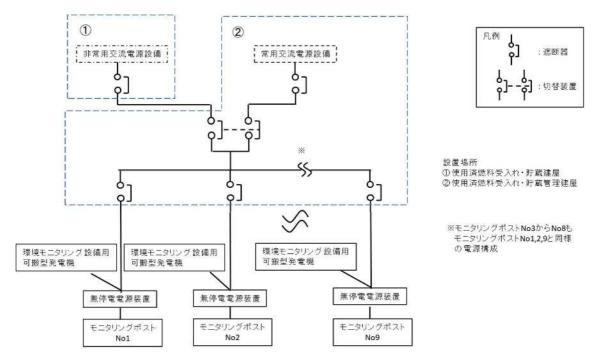
モニタリングポスト等は、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統<u>(第42条 電源設備)</u>に接続する設計としている。さらに、モニタリングポスト等は、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計としている。

無停電電源装置の仕様を第4表に、モニタリングポスト等の 電源構成概略図を第6図に示す。

バックアップ 名称 容量 発電方式 台数 備考 時間※ 局舎毎 停電時に電源 無停電 蓄電池 4.0kVA 約6時間 に 1 台 電源装置 を供給できる 計 9 台

第4表 無停電電源装置の仕様

※ バックアップ時間は、モニタリングポスト等の実負荷により算出



第7図 モニタリングポスト等の電源構成概略図

1.4 放出管理分析設備

気体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うた め、放出管理分析設備を備えている。

放出管理分析設備による試料の測定結果及び評価結果は,重大 事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設 備)により中央制御室に連絡する。

放出管理分析設備の外観を第8図に、仕様を第5表に示す。



放射能測定装置



放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) (液 体 シンチレーションカウンタ)



核種分析装置

第8図 放出管理分析設備の外観

第5表 放出管理分析設備の仕様

設備	検出器	用途
放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)	ガスフロー カウンタ	粒子状放射性物質 (アルファ線・ベータ線)測定
放射能測定装置 (液体シンチレーション カウンタ)	光電子増倍管	炭素-14, トリチウム測定
核種分析装置	Ge 半導体	放射性よう素測定 粒子状放射性物質 (ガンマ線) 測定

については商業機密の観点から公開できません。

1.5 環境試料測定設備

周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため,環境試料測定設備を備えている。

環境試料測定設備による試料の測定結果及び評価結果は,重大 事故等通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) により緊急時対策所に連絡する。

環境試料測定設備の外観を第9図に、仕様を第6表に示す。



核種分析装置

第9図 環境試料測定設備の外観

第6表 環境試料測定設備の仕様

設備	検出器	用途
核種分析装置	Ge 半導体	Ru-106, Cs-137 測定

1.6 放射能観測車

平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器,中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を1台配備している。

放射能観測車の搭載機器及び外観を第7表に示す。

また,原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき, 放射能観測車 11 台の協力を受けることが可能である。

第7表 放射能観測車の搭載機器及び外観

【主要な搭載機器】

機器名称		検出器
空間放射線	低レンジ	NaI (T1) シンチレーション
量率測定器	高レンジ	電離箱
ダストサン	プラ	_
よう素サン	プラ	_
	ダスト	Z n S (A g) シンチレーション
放射能測定器		プラスチックシンチレーション
	よう素	NaI (T1) シンチレーション
無線通話装置		_

【その他の搭載機器】

機器名称
NaI (T1) シンチレーション サーベイメータ
中性子線用サーベイメータ
アルファ・ベータ線用サーベイメータ

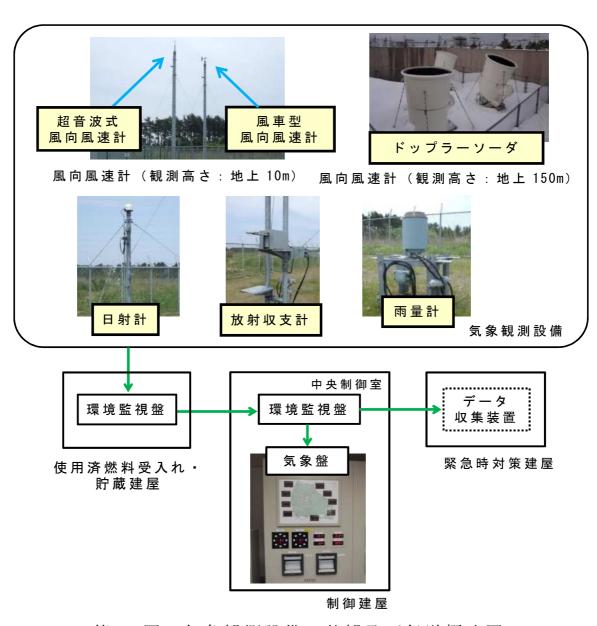


1.7 気象観測設備

敷地周辺の公衆の線量評価に資するため,風向,風速,日射量, 放射収支量及び雨量を観測し,記録する気象観測設備を設置し ている。

気象観測設備は、その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に 伝送する設計としている。

気象観測設備の外観及び伝送概略図を第10図に示す。



第10図 気象観測設備の外観及び伝送概略図

<u>令和2年4月13日 Rev9</u>

補足説明資料 1-13 (45条)

主要設備の試験・検査

(1) 放射線監視設備

(a) 主排気筒の排気モニタリング設備

排気筒モニタ

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源等を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

排気サンプリング設備

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	標準器を用い校正する(流量)。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング 設備

排気筒モニタ

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源等を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

排気サンプリング設備

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	標準器を用い校正する(流量)。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 環境モニタリング設備

モニタリングポスト

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。

ダストモニタ

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(2) 代替モニタリング設備

(a) 可搬型排気モニタリング設備

可搬型ガスモニタ

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型排気サンプリング設備

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	標準器を用い校正する(流量)。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 可搬型<u>排気モニタリング用</u>データ伝送装置

再処理施設の状態	項目	内 容
 運転中又は停止中	動作確認	測定データを伝送することを確 認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型データ表示装置

再処理施設の状態	項目	内 容
	動作確認	受信した測定データを表示する ことを確認する。
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(d) 可搬型<u>排気モニタリング用</u>発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
建料中人は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(e) 可搬型環境モニタリング設備

可搬型線量率計

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型ダストモニタ

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	測定データを伝送することを確 認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

中性子線用サーベイメータ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

アルファ・ベータ線用サーベイメータ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型ダストサンプラ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	標準器を用い校正する(流量)。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(g) 可搬型環境モニタリング用発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
連転中 又は庁业中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(h) 監視測定用運搬車

再処理施設の状態	項 目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	<u>外観上, 異常が無いことを確認</u> <u>する。</u>
	動作確認	艤装部が適切に動作することを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できること を確認する。

(2) 試料分析関係設備

(a) 放出管理分析設備

放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

核種分析装置

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 環境試料測定設備

核種分析装置

再処理施設の状態	項目	内容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(4) 代替試料分析関係設備

(a) 可搬型試料分析設備

可搬型放射能測定装置

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	 校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型核種分析装置

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	 校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型トリチウム測定装置

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(5) 環境管理設備

(a) 放射能観測車

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 気象観測設備

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	模擬入力により機能・性能(表示機能等)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(6) 代替放射能観測設備

(a) 可搬型放射能觀測設備

ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1) シンチレーション) (SA)

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

ガンマ線用サーベイメータ (電離箱)<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

<u>中性子線用サーベイメータ (SA)</u>

再処理施設の状態	項 目	<u>内 容</u>
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	<u>外観上, 異常が無いことを確認する。</u>

アルファ・ベータ線用サーベイメータ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
	校正	校正線源を用い校正する。
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

可搬型ダスト・よう素サンプラ<u>(SA)</u>

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	校正	標準器を用い校正する(流量)。
	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(7) 代替気象観測設備

(a) 可搬型気象観測設備

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	模擬入力により機能・性能(表示機能等)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 可搬型<u>気象観測用</u>データ伝送装置

再処理施設の状態	項目	内 容
医抗中立环境心中	動作確認	測定データを伝送することを確 認する。
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型データ表示装置

再処理施設の状態	項目	内 容
	動作確認	受信した測定データを表示する ことを確認する。
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(d) 可搬型風向風速計

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	機能(表示機能)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(e) 可搬型<u>気象観測用</u>発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
建料中人は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 監視測定用運搬車

再処理施設の状態	項 目	<u>内 容</u>
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	艤装部が適切に動作することを 確認する。
	車両検査	車両について, 走行できること を確認する。

(8) 環境モニタリング用代替設備

(a) 環境モニタリング用可搬型発電機

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能 (特性確認等) を確認する。
連転中入は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 監視測定用運搬車

再処理施設の状態	項 目	<u>内 容</u>
運転中又は停止中	外観点検	<u>外観上</u> , 異常が無いことを確認 <u>する。</u>
	動作確認	艤装部が適切に動作することを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できること を確認する。

令和 2 年 3 月 13 日 Rev3

補足説明資料 1-14 (45条)

重大事故等発生時における換気筒の排気モニタリング

1. 再処理施設における排気モニタリング

再処理施設には、図1に示すとおり気体廃棄物の廃棄施設を設置しており、通常時は、主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒において、表1に示すとおり排気モニタリングを実施している。

重大事故等発生時,主排気筒においては,主排気筒の排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備により排気モニタリングを継続することとしているが,主排気筒以外の換気筒における対応を2.に示す。

表1 再処理施設における排気モニタリングの測定項目

		測	定 籄	i 所			
測定対象	主	北 換 気 筒			低レベル		
	排気筒	使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒ハル・エンドピース及び	ル廃棄物処理建屋換気筒	測 定 方 法	
放射性希ガス	0	_	0	_	_	連続測定	
放射性よう素	0	_	0	_	_	連続捕集, 定期的に回収 <u>及び</u> 測定	
粒子状放射性物質	0	0	0	0	0	連続捕集, 定期的に回収 <u>及び</u> 測定	
炭素-14	0	_	_	_	_	連続捕集, 定期的に回収 <u>及び</u> 測定	
トリチウム	0	_	0	_	0	連続捕集, 定期的に回収 <u>及び</u> 測定	

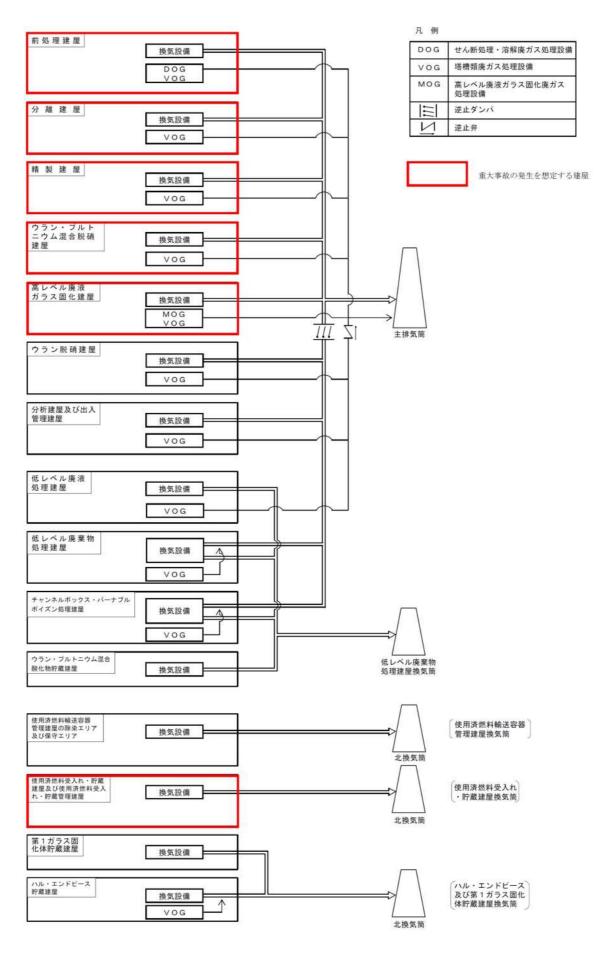


図1 再処理施設における気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

- 2. 重大事故等発生時における換気筒の排気モニタリング
- 2. 1 重大事故等の発生を想定する建屋に係る換気筒の排気モニタリング 再処理施設においては、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋において重大事故等の発生を想定しており、重大事故等時 には各建屋に接続する気体廃棄物の廃棄施設から、放射性気体廃棄物が放 出される可能性がある。

図1に示すとおり,主排気筒のほか,北換気筒の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒においても,重大事故等(燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失)が発生した際には,気体廃棄物が放出される可能性がある。

(1)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放出の想定 重大事故等(燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失)が発生する条件 において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放 出があるか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に係る気体廃棄物の廃棄施 設の設計条件を踏まえて確認した。また、併せて、同様の条件におけ る使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気モニタリング設備の状況 を確認した。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に係る気体廃棄物の廃棄施設及び使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気モニタリング設備の設計条件を 表2に,重大事故等(燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失)が発生 した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放 出の想定を表3に示す。

表2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に係る気体廃棄物の廃棄施設等の設計

	気体原	排気モニタリング設備					
設計 条件	建屋排風機	ダクト等	使用済燃料 受入れ・貯 蔵建屋換気 筒	排気筒 モニタ	サンプリ ング設備	配管	
重要度	安全機能を有する施設 (安全上重要な施設以外の施設)						
電源	非常用所内電 源系統に接続	_	_	非常用所内電源系統 に接続		_	
耐震性	Cクラス		Cクラス*	Cクラス			

^{*} Cクラスであるが、Sクラスの設備へ波及的影響を与えないようSクラス 施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計

表3 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放出の想定

燃料貯蔵プール等の冷却等の 機能喪失の発生条件		気体廃棄物 の廃棄施設 の状態	使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋換 気筒からの放出	排気モニタ リング設備 の状態
外的 事象	地震による機能喪失	機能喪失	なし	機能喪失
	火山の影響による 機能喪失	機能喪失	なし	機能喪失
内的 事象	長時間の全交流 動力電源の喪失	機能喪失	なし	機能喪失
	冷却機能及び 注水機能の喪失	維持	あり	維持

(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気モニタリング等の対応

a. 内的事象(冷却機能及び注水機能の喪失)を起因として重大事故等が 発生した場合には、気体廃棄物の廃棄施設が機能を維持しており、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放出が想定される。 このような場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備と<u>して</u>位置付け、当該設備による排気モニタリングを実施する。

b. 外的事象(地震による機能喪失,火山の影響による機能喪失)及び内 的事象(長時間の全交流動力電源の喪失)を起因として重大事故等が発 生する場合,基本的に気体廃棄物の廃棄施設は機能を喪失し,使用済燃 料受入れ・貯蔵建屋換気筒から気体廃棄物が放出<u>される</u>可能性は低いと 考えられるが,万一,気体廃棄物の廃棄施設が維持している可能性も考 慮し,以下のとおり状況に応じて対応する。

気体廃棄物の廃棄施設が機能を維持している場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放出が想定されるため、排気モニタリングを実施する。ただし、既設の排気モニタリング設備は、機能を期待できないため、自主対策設備として位置付け、機能を維持している場合には、対応の迅速性の観点から使用し、機能喪失した場合には、可搬型重大事故等対処設備の可搬型排気モニタリング設備を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系に接続することにより、排気モニタリングを実施する。

気体廃棄物の廃棄施設が機能を喪失している場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒からの気体廃棄物の放出がないことから、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の開口部から大気中へ気体廃棄物が放出されることを想定し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺の測定を実施する。

2. 2 その他の換気筒の排気モニタリング

北換気筒の使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース 及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気 筒については、重大事故等の発生が想定される建屋に接続しておらず、重 大事故等に起因する気体廃棄物の放出のおそれはない。

また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒と同様に、外的事象(地震による機能喪失、火山の影響による機能喪失)及び内的事象(長時間の全交流動力電源の喪失)を起因とした重大事故等発生時には、基本的に気体廃棄物の廃棄施設の機能が喪失しており、北換気筒の使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒からの気体廃棄物の放出の可能性は低い。その他の内的事象を起因とした重大事故等発生時には、排気モニタリング設備も機能を維持しており、排気モニタリングの継続が可能である。

このような状況を踏まえ、重大事故等発生時におけるその他の換気筒については、各換気筒の排気モニタリング設備の機能が維持している場合には、当該設備による排気モニタリングを継続して実施し、各換気筒の排気モニタリング設備が機能を喪失した場合には、可搬型環境モニタリング設備等により、公衆への影響を把握する。

<u>また</u>, 気体廃棄物の廃棄施設が機能を維持しており, 排気モニタリング設備が機能を喪失する状況が発生した場合には, 保安規定第102条(放射線測定機器類の管理)に基づき, 排気モニタリング設備の修理又は代替品の補充を行う。